

登米市（仮称）地域交流センター 整備基本構想及び基本計画

**令和7年3月
宮城県登米市**

I 基本構想編

第1章 検討の経緯

1 事業実施の背景	1
2 基本構想の位置付け	2
3 上位関連計画などの整理	3
4 ワークショップにおける市民意見	14

第2章 現状と課題

1 関連施設の現状と課題	16
2 市の現状・特色及び抱えている課題と施設整備の必要性	19

第3章 基本理念及び基本方針

1 基本理念	20
2 基本方針	22
3 整備方針	23

第4章 建設計画の考え方

1 施設規模の考え方	28
2 規模算定の方法	28
3 概算事業費と財源	29
4 建設場所の考え方	30
5 施設配置の考え方	35
6 事業手法の検討	38
7 今後の事業スケジュール	39

第5章 施設整備に伴うまちづくりの方向性

1 中心市街地活性化に関する検討	40
2 市全域の波及効果について	40
3 中田庁舎・南方庁舎の利活用について	41

第6章 今後検討を行う留意事項等

1 今後検討を行う留意事項等	42
----------------------	----

Ⅱ 基本計画編

第1章 基本計画策定の背景

- 1 基本計画策定の目的と経緯 43
- 2 基本計画の位置付け 44

第2章 基本理念及び基本方針

- 1 基本理念 45
- 2 基本方針 46

第3章 施設計画

- 1 施設の目指す姿—基本的な考え方 47
- 2 導入機能の性能・規模 55
- 3 建築計画 67
- 4 防災計画 80
- 5 構造計画 83
- 6 環境配慮対策 87
- 7 既存施設利活用の検討 90

第4章 事業計画

- 1 概算事業費、財源 94
- 2 事業手法の比較検討 97
- 3 管理運用手法の検討 98
- 4 整備スケジュール 101

第5章 中心市街地活性化に関する検討

- 1 本計画における中心市街地活性化に向けた取組と方針 102

Ⅲ 資料編

- 1 ワークショップの実施 104
- 2 市民アンケート結果 115
- 3 市議会との検討 122
- 4 庁外組織における検討 124
- 5 庁内組織における検討 126

I 基本構想編

第1章 検討の経緯

1 事業実施の背景

近年、急速に進行する人口減少と少子高齢化、多様化する市民ニーズや高度情報化社会への対応など、行政需要が大きく変化する中、迫庁舎及び迫公民館、迫保健センター、迫図書館などの施設は、建設から40年以上経過し、躯体及び設備の老朽化が進んでいる状況にあります。これらの施設をどのように維持・更新していくのかという課題を抱えながら、市民生活を支えるサービスをこれまでと同様に提供していくことは、将来的な財政運営を考慮しても持続的な対応が困難となることが見込まれます。また、中心市街地においては、空き地や空き店舗が増加するなど空洞化が進展し、かつてのにぎわいが失われつつある厳しい状況にあります。

これらの課題に対応するため、本市では令和5年12月に「登米市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）」を策定し、今後、更新時期を迎える公共施設の再編に伴う市街地の都市機能の集約や、拠点となる市街地への緩やかな居住誘導によるコンパクトな拠点づくりとともに、拠点内及び地域間を公共交通で結ぶ「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現による持続可能なまちづくりに取り組むこととしています。

このような考え方の下、本基本構想では立地適正化計画で都市機能誘導施設と位置付ける（仮称）地域交流センターの整備を具現化するため、「登米市公共施設等総合管理計画（以下「公共施設等総合管理計画」という。）」の基本方針に基づく多機能・複合化施設として、単に市が行政事務のみに使用する建物としてではなく、公民館や図書館、市民交流などの異なる機能を併せ持つことで、利用者の利便性の向上が図られるとともに、多くの市民が集い、交流が生まれ、にぎわいが創出される多機能型複合施設として整備に取り組むものであります。

また、今後の人口減少や少子高齢化の進行を見据え、人と人の交わりや地域間の交流がまちの発展や中心市街地の活性化に寄与するだけでなく、市民の生活を豊かにするものとして位置付け、第二次登米市総合計画に掲げる本市の将来像である「あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ」の実現に向け、まちづくりの核となる施設の整備を図り、本市の持続的な発展をけん引していきます。

（仮称）地域交流センターは、市民と行政、市民同士や地域間の連携を促し、新たなにぎわいやコミュニティの形成、文化の創出など、単一機能では得られない相乗効果をもたらし、協働のまちづくりの拠点となることを目指します。

施設整備に当たっては、償還時に国の財源手当が受けられ、有利な地方債である合併特例債（発行期限が令和12年度まで）や立地適正化計画に基づく国の補助金などを活用することで、将来への負担をできる限り抑え、次の世代へ引き継ぐことができる施設の整備を目指します。

2 基本構想の位置付け

令和5年10月に現状の課題の整理や導入機能の検討、施設整備に当たっての基本的な考えを定めた「登米市（仮称）地域交流センター整備基本方針（以下「整備基本方針」という。）」を策定しました。

また、整備基本方針において施設機能の一つとして位置付けている図書館機能については、現在の図書館が規模や機能などに課題を抱えており、多様化する市民ニーズに応えられていないことから、新たな図書館の早期整備実現に向け、平成27年に策定された「登米市図書館構想」の改定版として「登米市図書館構想（改定版）」を令和5年10月に策定しました。

本基本構想においては、整備基本方針を受け、（仮称）地域交流センターの整備を通じた中心市街地の活性化に向けて、市民意見を取り入れながら、基本理念や基本方針、施設複合化の在り方、機能、役割、規模、事業手法等に関する考え方について整理しました。

今後は、本基本構想を具体化する基本計画を定め、本基本構想において位置付けた施設機能についての具体的な検討を進めるとともに、その後の設計段階へとつながるよう、配置計画や施設計画について具現化していきます。

また、検討に当たっては、市民アンケートや市民ワークショップ・学生ワークショップなどの開催を通し、市民意見を取り入れながら策定を進めていきます。



3 上位関連計画などの整理

(1) 社会動向

我が国における人口減少と少子高齢化の急速な進行は、社会に大きな影響を及ぼしています。今後の日本の総人口は更に減少していくものと推計され、まちづくりや公共施設、市民サービスの在り方にも大きな影響を与えと考えられます。

さらに、昨今の新型コロナウイルス感染症の拡大による、情報通信ツールを利用した働き方に伴い、人々の生活環境も大きく変化しています。

また、環境問題や情報の多様化、グローバル化の急速な進展により、人々の価値観も多様化しており、モノ消費からコト消費^{※1}、さらにはトキ消費^{※2}の時代に変化していく中で、日常の生活に生きがいや心の豊かさを求める傾向が強くなっています。

このように、人々を取り巻く環境は大きく変化しており、こうした動向は、将来的にも持続していくことが予測されます。

本市においても、令和6年5月に策定した「登米市DX推進計画（以下「DX推進計画」という。）」においては、多様化する社会環境の変化に対応するとともに新たな価値を創造・提供するデジタルトランスフォーメーション（DX）を推進することが必要とされています。このような社会環境の変化や市民ニーズ等に対応し、施設づくりや運用等を検討することが重要と考えます。

※1 コト消費とは、「目に見えない、体験や経験を重視する消費行動」を意味します。

※2 トキ消費とは、「その時・その場・その瞬間でしか体験できない消費行動」を意味します。

(2) 上位計画との整合

基本構想及び基本計画の検討をはじめ、今後の施設整備を進めるに当たっては、主に次に示す市の上位計画との整合を図ります。

①第二次登米市総合計画（令和2年12月改定）

第二次登米市総合計画では、「協働による登米市の持続的な発展」をまちづくりの基本理念とし、「あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ」を将来像としています。

また、将来像の実現を目指して「Ⅰ・そだつ」「Ⅱ・いきる」「Ⅲ・つくる」「Ⅳ・くらす」「Ⅴ・ともに」をまちづくりのキーワードとして、5つのまちづくりの基本政策により、各分野における施策を展開しています。

なお、現行の総合計画は令和7年度に計画終期を迎えることから、現在、次期計画の策定に向けた取組が進んでおり、この検討状況についても見据え、内容の検討を進めます。

【まちづくりの基本理念】 協働による登米市の持続的な発展

【登米市の将来像】
あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ

[キャッチフレーズ] 夢・大地 みんなが愛する水の里

キーワード	まちづくりの基本政策
Ⅰ・そだつ	生きる力と創造力を養い自ら学び人が「そだつ」まちづくり
Ⅱ・いきる	安全安心な暮らしが支える笑顔で健康に「いきる」まちづくり
Ⅲ・つくる	地域資源を活かし魅力ある元気な産業を「つくる」まちづくり
Ⅳ・くらす	自然と生活環境が調和し人が快適に「くらす」まちづくり
Ⅴ・ともに	市民と行政が「ともに」創る協働によるまちづくり

【関連する記載内容】

《施策6 生涯学習の推進》

・生涯学習活動を支援するため、市民ニーズに合った生涯学習関係施設、図書館等の環境整備を図ります。

《施策11 健康づくりの推進》

・高齢になっても生涯現役でその能力を活かし社会参加できるように、各種健診や健康教育等を実施し、子どもの肥満や脳血管疾患などの生活習慣病予防や介護予防に取り組みます。

・母と子の健康づくりを進めるため、妊産婦・乳幼児の健康診査や母の心の健康づくり等を充実するとともに、子育て支援センターと連携し、育児支援の充実を図ります。

《施策42 省エネルギー・新エネルギー導入の推進》

・市民・事業者への省エネルギー普及啓発のため、市が所有する施設のLED照明の導入や低燃費車、省エネルギー機器の導入を進めます。

・地域の豊富な森林資源を活用した木質バイオマスなどの新エネルギーの普及を図るため、再生可能エネルギーを公共施設へ導入し、市民や事業者への設備導入を推進します。

《施策 44 計画的な土地利用の推進》

- ・効率的な土地利用を推進するため、中心市街地の集約化を図るとともに、医療・福祉などの公共施設の再編を図るなど、中心市街地の活性化に取り組みます。
- ・各地域の拠点となる市街地についても、それぞれの特性を活かしたコンパクトなまちづくりを目指し、公共施設の多機能化や複合化等に取り組みます。

《施策 52 市政への市民参加の推進》

- ・市民の市政への参画機会を高めるため、市の基本的施策について、意思形成の段階から広く意見を求めます。
- ・誰もがまちづくりに参加しやすい環境の整備を図るため、市政情報の公開、広報紙、ホームページ、メール配信やコミュニティFM放送等、様々な情報媒体を通じた市民との情報共有を進めます。

《施策 53 個性的で魅力的なまちづくりの推進》

- ・市民が主体的に行う公益的な市民活動を支援するため、コミュニティ組織や、NPO法人、市民活動団体等の活動をサポートする拠点機能の充実を図り、多様な主体と協働によるまちづくりを推進します。
- ・まちづくりに対する市民意識の高揚を図るため、まちづくり研修会や地域づくり事業事例発表会等を開催します。

《施策 57 行政サービスの向上》

- ・現庁舎の様々な課題を解消し、十分な行政サービスの提供と市民ニーズや時代の要請に応えるため、情報発信の場、市民交流の場及び災害時に対応する防災拠点等としての機能に配慮した、市民が利用しやすい、市民に親しまれる庁舎を目指します。

《重点戦略Ⅴ 市の魅力向上への総合的な取組による交流人口等の増加》

- ・観光振興によるまちのにぎわいの創出と、魅力と活力にあふれるまち登米市の実現を目指して、地域資源等を活かした戦略的なシティセールス・プロモーションの取組により、本市のイメージ向上によるブランド化の推進、知名度・認知度向上などを図り、観光振興のみならず産業振興など地域活性化を推進します。

《基本計画とSDGs》

- ・SDGsの考え方は、第二次登米市総合計画に掲げるまちづくりの基本理念「協働による登米市の持続的な発展」に合致していることから、基本計画にSDGsの多様な目標を取り入れるとともに、本市が抱える諸課題を解決するため、SDGsの取組を市民と連携しながら推進します。



②第二次登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和3年3月策定）

第二次登米市まち・ひと・しごと創生総合戦略における人口ビジョンにおいては、総人口は昭和60年をピークに減少し、令和2年以降の推計値では人口減少がさらに進み、令和27年では約52,000人になると予測しています。

また、転入・転出数の状況については、本市誕生以降、転出超過の状況が続いており、市町村別の流出人口については、栗原市、石巻市、仙台市、大崎市への割合が多くを占めています。

これらの人口変化により、生活関連サービス（小売・飲食・娯楽・医療機関等）の縮小や税収減等による行政サービスの低下、社会インフラの維持・更新、地域公共交通の縮小、空き家・空き店舗の増加、農地や山林の荒廃の進行、地域コミュニティの機能低下等、市の将来へ影響が及ぼされる懸念があることから、総合戦略として、以下の4つの基本目標を定めています。

- 基本目標1：登米市で結婚し子どもを産み育てられる、子育てにやさしいまちづくり**
- 基本目標2：登米市で生き生きと、誰もが安心して暮らし続けられるまちづくり**
- 基本目標3：登米市の地域資源を活かし、安定して働けるまちづくり**
- 基本目標4：登米市に住みたい、住みたいと思える魅力のあるまちづくり**

③登米市都市計画マスタープラン（令和元年11月改定）

登米市都市計画マスタープランは、市が具体的な将来像や土地利用、都市施設整備の方針を明らかにすることを目的としており、適正な土地利用の規制誘導や都市施設の整備等により、本市の目指すべきまちの姿を描き、その実現に向けた都市計画の基本的な方針を示すものです。

3-2. 都市づくりの目標

第二次登米市総合計画の登米市の将来像「あふれる笑顔 豊かな自然 住みたいまち とめ」の実現を目指し、都市づくりの目標を以下のとおりとします。

- (1) 豊かな自然との共存都市の実現
- (2) 利便性の高いコンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現
- (3) 歴史・文化・伝統を活かした特色のある地域拠点の実現
- (4) 広域的な発展・交流都市の実現

3-3. 都市づくりのテーマ

都市づくりの4つの目標を踏まえ、都市計画マスタープランにおけるまちづくりのテーマを次のとおり設定します。

豊かな自然と賑わいで地域が輝く環境都市 登米

【関連する記載内容】

第4章 分野別の整備・保全の方針

4-2 都市施設の方針 4-2-4 その他の公益的施設

(1) 教育・文化施設

②文化施設(文化活動、コミュニティ形成を図る施設)

《整備・保全の方針(要約)》

- ・ 公民館とふれあいセンターをはじめとする既存施設の有効活用、複合的な施設利用を図る。
- ・ 情報発信や歴史・文化の伝承のため、図書館、伝統芸能伝承館等の維持・活用を図る。

(3) 行政施設(市役所・総合支所等の行政施設)

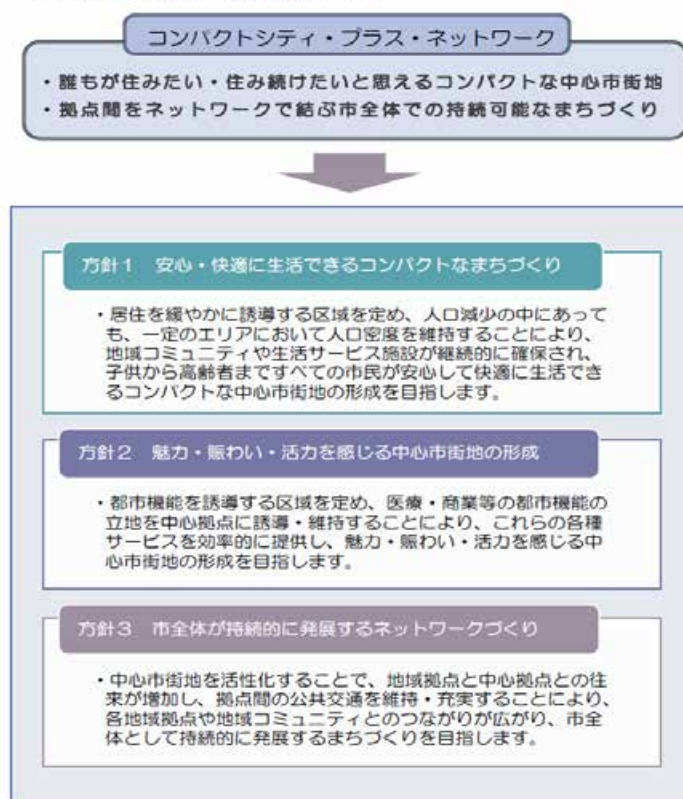
《整備・保全の方針(要約)》

- ・ 本庁舎と支所等の整備、充実と公共施設の適正配置により、市民サービスが継続的・安定的に供給可能な行政組織づくりに取り組む。
- ・ 市民と行政が公共サービスの担い手となる「新しい公共」の構築に寄与するとともに、地域にとって利便性の高い複合的な利用を図る。

④登米市立地適正化計画(令和5年12月策定)

人口減少、少子高齢化の進行によるまちの魅力や活力の低下、各拠点に立地している多くの公共施設やインフラ施設の老朽化対策に伴う維持管理費の増加などの課題に対応するため、持続可能な集約型都市構造への転換を効率的・効果的に進める必要があります。そのため、立地適正化計画では、人口減少の中にあっても、中心拠点である一定のエリアにおいて人口密度を維持することで生活に必要なサービスが継続的に確保され、都市機能を誘導・維持することで活力を感じるコンパクトな市街地の形成、併せて地域拠点では学生や高齢者といった自動車を運転できない市民の移動手段を確保するための公共交通の充実・強化を図ることで、生活利便性が確保され、市全体として持続的に発展するまちづくり「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を目指すこととしています。

《立地適正化計画のまちづくりのテーマ》



【関連する記載内容】

3 都市づくりの方向性

(2) まちづくりの方向性

《中心拠点(佐沼地区周辺の用途地域内)の方針》

- ・医療・商業等の様々な都市活動に必要な都市機能を誘導・維持し、歩いて暮らせるコンパクトな市街地の形成を目指します。
- ・市内全域に移動しやすい公共交通ネットワーク構築の中心となる拠点づくりを目指します。

《地域拠点(地域生活拠点)・地域コミュニティの方針》

- ・将来人口の見通しや公共公益施設の集積状況などから、地域の規模に合った日常生活の中心として地域拠点に位置付け、中心拠点と公共交通で結び、持続可能なまちづくりを目指します。
- ・地域拠点(地域生活拠点)と各地域コミュニティの拠点となる公民館等施設を地域公共交通で結び、地域コミュニティと連携した持続可能なまちづくりを目指します。

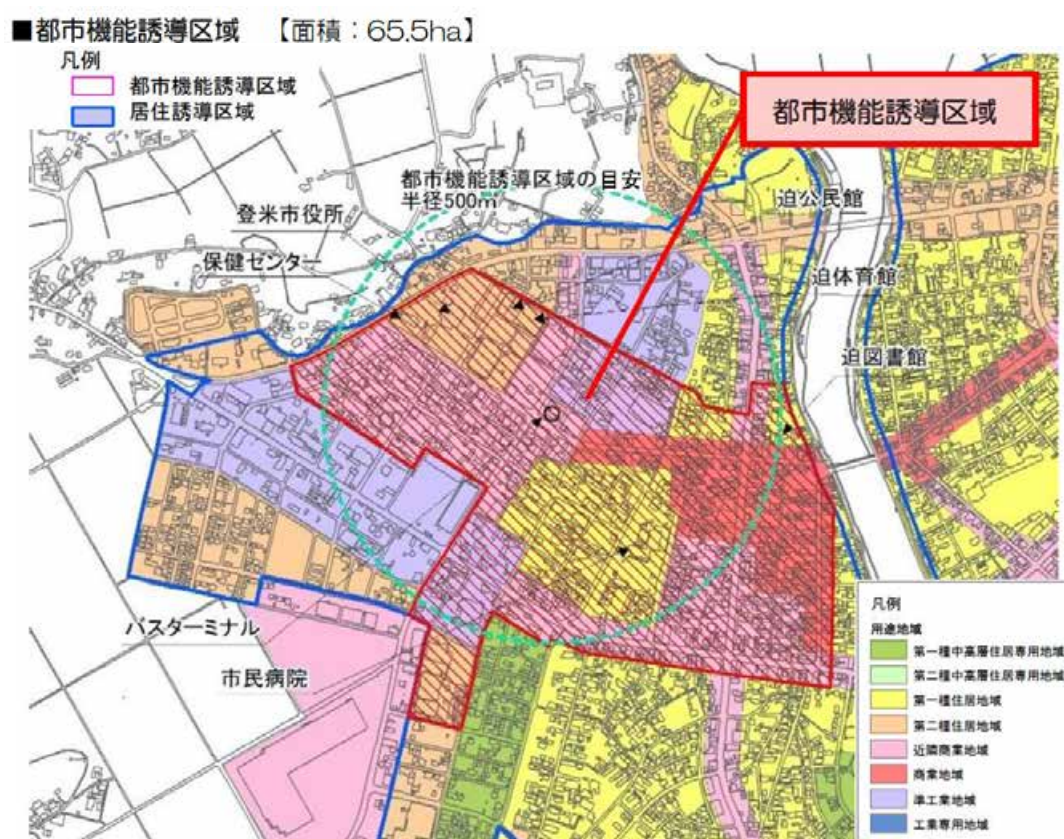
6 都市機能誘導区域

(1) 都市機能誘導区域の考え方

《望ましい区域像》

- ・各拠点地区の中心となる駅、バス停や公共施設から徒歩、自転車で容易に回遊することが可能で、かつ、公共交通施設、都市機能施設、公共施設の配置、土地利用の実態に照らし、地域としての一体性を有している地域

出典: 立地適正化計画の手引き



8 誘導施策

(2) 本市が実施する施策

2) 都市機能誘導区域に関する施策

＜施策6 魅力ある中心市街地の創出＞

◆ 公共施設再編による都市機能誘導施設の整備

施設の特長などを考慮しながら、公共施設等の長寿命化、多機能・複合化等を推進し、既存の公共建築・公共用地の活用を含め、都市機能誘導区域内への維持または整備を目指します。

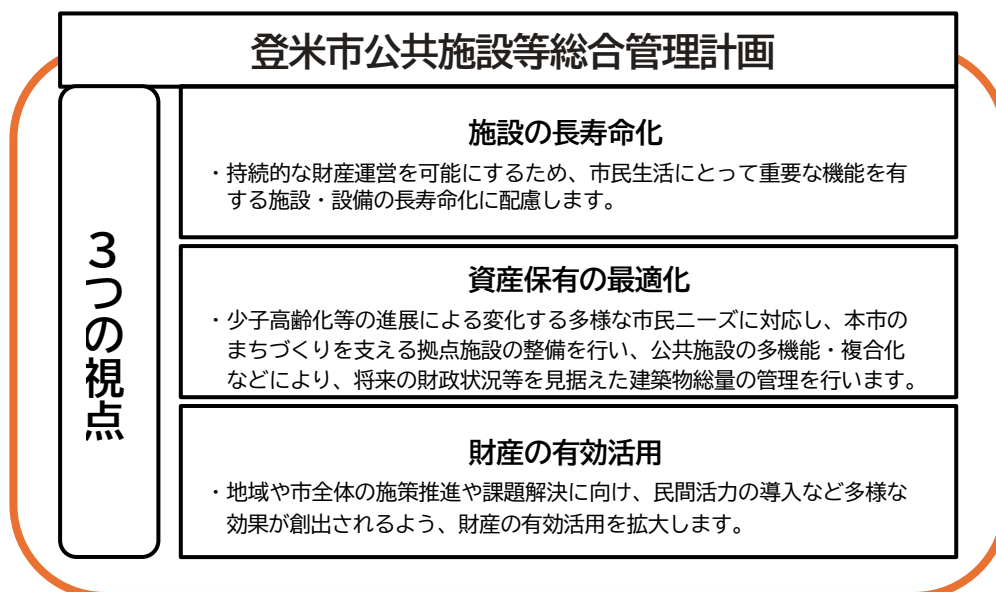
また、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組として、省エネルギー化や再生可能エネルギーを活用した施設の整備を目指します。

主な誘導施設	施策の取組方針
本庁舎	3庁舎（迫・中田・南方庁舎）に分散する本庁舎機能は、市全域を対象としてサービスを提供する機能であることから、集約による市民の利便性向上や、防災拠点としての安全性を確保するため、本庁舎の整備を目指す。
図書館	市内にある3図書館（室）の蔵書冊数は、県内の他市町村と比較して低い水準となっており、市民が幅広く、数多くの図書の中から選択ができない状況にある。また、自習するフリースペース等も少ないことから、市民の余暇時間の充実や生涯学習の取組意欲を高め、まちの活力の維持・増進に繋げる市民ニーズや人口規模に合った図書館の整備を目指す。
（仮称）地域交流センター	子どもから高齢者まで、幅広い世代への生活サービスの提供や、地域住民の交流を促進するため、市民活動等の新たな拠点となる（仮称）地域交流センターの整備を目指す。

⑤ 登米市公共施設等総合管理計画（平成28年12月策定）

公共施設等総合管理計画では、これからの公共施設等の在り方を総合的に考える公共施設マネジメントに取り組み、効率的かつ効果的な公共施設等の最適な配置と管理を目指し、将来にわたり持続可能な住みよいまちづくりを実現するため、平成28年度から令和17年度までの20年間を計画期間として、公共施設の管理等に関する基本方針を3つの視点（施設の長寿命化、資産保有の最適化、財産の有効活用）で定めています。

【計画の基本方針】



【関連する記載内容】

第5章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

1 施設類型別基本方針

1-1 市民文化施設 1-1-1 集会施設 ア 公民館等

《(1)現状や課題に関する基本認識》

- ・公民館やふれあいセンターは、建築から30年以上経過している施設が多く、施設の老朽化が進行しており、今後、維持更新費が増加することが見込まれることから、計画的な修繕が課題となっています。
- ・施設の更新（建替）には、公民館等の建設計画が必要となりますが、人口規模や利用者数を踏まえた適正規模とするなどの検討が必要となっています。

1-8 行政施設 1-8-16 庁舎

《(1)現状や課題に関する基本認識》

- ・迫庁舎は昭和50年に建築され、本庁機能を持つ庁舎では建築が最も古い庁舎となっています。平成21年に耐震工事が完了し、先の東日本大震災においても躯体には大きな損傷等は無かったものの、空調設備や配管等の劣化が著しい状況となっており、現状の様々な課題を解決するため建替え等の検討が必要となっています。
- ・総合支所は、合併前の旧町域単位に設置しており、地域の拠点施設として行政庁舎の在り方について検討する必要があります。

1-2 社会教育施設 1-2-4 図書館

《(1)現状や課題に関する基本認識》

- ・図書館の蔵書数は11万冊程度であり、日本図書館協会が示す公立図書館の数値基準を満たしておらず、施設の規模や設備が脆弱であることから、利用者に十分なサービスが提供できていない状況になっています。
- ・図書館サービスとして規模や機能の充実を図るため、早期の図書館整備が必要となっています。

1-7 保健・福祉施設 1-7-15 保健施設

《(1)現状や課題に関する基本認識》

- ・施設の維持管理については、計画的に修繕を行っているものの、施設の老朽化に伴い修繕に要する経費が増加傾向にあります。

⑥登米市地域防災計画（令和5年6月策定）

登米市地域防災計画は、地域における防災の総合的な計画で、災害対策基本法に基づき、登米市防災会議が策定しており、各種災害から市民の生命、身体、財産を保護し、また、被害を軽減することを目的として、市・防災関係機関・市民・事業者それぞれの役割を定めています。本計画では災害の種類ごとに「震災対策編」・「風水害等災害対策編」・「原子力災害対策編」で構成しています。

【関連する記載内容】

震災対策編 災害予防対策

第11節 防災拠点等の整備・充実

＜第2 防災拠点機能の整備及び連携＞

・市は、災害対策本部となる登米市役所庁舎の機能強化を推進するとともに、庁舎が被災した場合を考え、災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努めるほか、災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、公民館単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備・充実に努める。

第16節 避難対策

＜第3 指定緊急避難場所の確保＞

・市は、大規模な地震による火災等の災害から住民等が一時避難するための場所について、公園、広場、学校、公民館等の公共施設を対象に、管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において災害及びその二次災害から安全が確保される指定緊急避難場所として、必要な数、規模の施設等を災害種別に応じてあらかじめ指定し、誘導標識の設置等により、住民や外来者への周知徹底を図る。

風水害等災害対策編 災害予防対策

第7節 防災拠点等の整備・充実

＜第2 防災拠点の整備及び連携＞

・災害対策本部となる登米市役所庁舎の老朽化が進んでいることから、災害対策本部機能の代替性の確保に努める。基本的に代替施設は消防防災センターとする。

・機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察、消防、自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

・応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。

・災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、防災活動拠点の整備充実に努める。

・避難場所、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設について、関係機関等と緊密な連携を図りつつ、積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保等に努める。

(3) 関連方針等との整合

基本構想及び基本計画の検討をはじめ、今後の施設整備を進めるに当たっては、次に示す市の関連方針等を前提とします。

①登米市(仮称)地域交流センター整備基本方針(令和5年10月策定)

まちづくりの核となる施設として、その機能と魅力を十分に備え、利便性の高いサービスを将来に渡って享受できる役割を担いながら、効率的な行政運営にも対応可能な施設とするため、以下の基本方針を設定しています。

基本方針1 利便性が高く、誰もが行きたくなる施設

- ・ユニバーサルデザイン※に対応し、誰もが使いやすく、気軽に立ち寄れ、心地よく過ごせる施設とする。
- ・時代の変化や市民ニーズにも柔軟に対応でき、長期にわたり利用することができる施設とする。

※ ユニバーサルデザインとは、障がいの有無にかかわらず、はじめから誰もが使いやすく利用できる施設等を設計すること。

基本方針2 まちの顔として、魅力の向上と多くの人々が出会い学びと交流が生まれる施設

- ・まちのにぎわいを将来に渡ってけん引するまちづくりのシンボルとして、市民に親しまれ、誇りと愛着を感じることができる施設とする。
- ・新たな市民・文化活動のきっかけと利用者の交流促進が図られることで、にぎわいと活気生まれ、この施設を拠点としてまちなかへの回遊性向上につなげる。
- ・まちなかに創出されるにぎわいと活気を、魅力あふれる中心市街地の形成につなげる。

基本方針3 市民の生活を支え、安全で安心して利用できる施設

- ・大地震等の災害に対する高い耐震性・安全性を確保し、安心して快適に利用できる施設とする。
- ・市民生活に必要な情報や本市の魅力を市内外に発信する機能を備えた、情報発信の核となる施設とする。

基本方針4 環境に配慮し、機能的で将来に負担をかけない施設

- ・省エネルギー化や再生可能エネルギーの積極的な導入により、環境負荷やライフサイクルコスト※の低減に配慮した施設とする。
- ・計画的な維持管理や運営まで考慮したシンプルで機能的な施設とする。

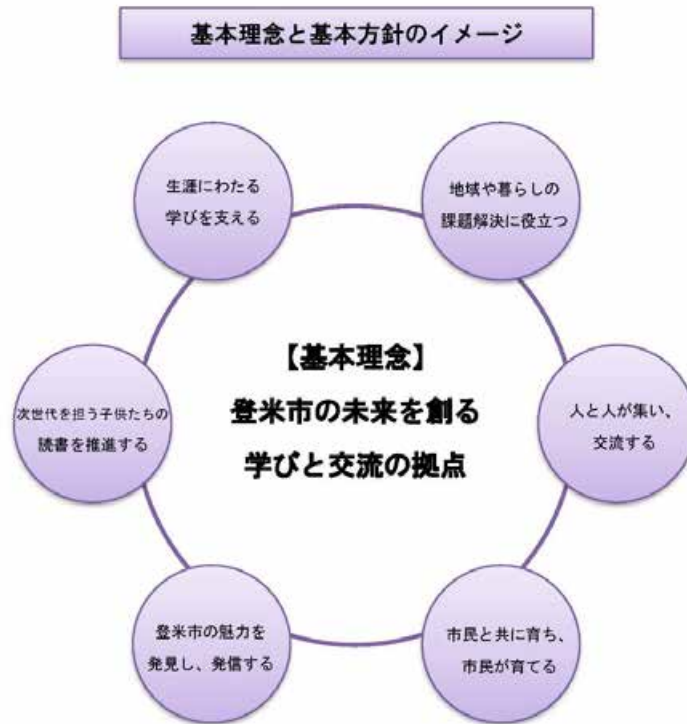
※ ライフサイクルコストとは、建物では計画・設計・施工から、その建物の維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額のこと。

基本方針5 施設の方向性については集約型又はエリア内分散型、 建設場所は迫中江中央公園付近エリア

- ・立地適正化計画において、迫中江中央公園付近が中心市街地として位置付けられており、このエリアに複数の機能を集約する。
- ・一体的に市民が利用しやすく、にぎわいが生まれるという点や集約化していくことにより、コンパクトな施設建設が可能となり、今後、事業費の抑制にもつながる。

②登米市図書館構想(令和5年10月改定)

現在の市立図書館は施設の老朽化に加え、狭隘であるため蔵書をこれ以上増やすことが困難であり、閲覧席等も十分に確保できていないこと、駐車場の不足等により、利用者に不便をきたしている状況にあります。また、近年生涯学習の重要性が高まる中で、市民の学習活動を促進するとともに、世代や地域を越えた交流を生み出し、地域のにぎわいを創出する、新しい図書館の整備が求められていることを踏まえ、新図書館の基本理念とその実現のために新図書館の目指す姿を基本方針として定めています。



【新図書館整備に関する基本的な考え方】

《新図書館の整備場所》

- ・市民が集まりやすく交通の便が良いところ。
- ・買物、通勤、通学などの住民の日常生活において容易に立ち寄れる生活動線上
- ・十分な駐車スペースが確保でき、周辺に公民館や公園など他の公共施設が多く近在するところ。

《新図書館の規模》※日本図書館協会の数値基準を参考に設定

- ・延べ床面積（図書館専有部分）：3,500㎡程度
- ・図書の収蔵能力：30万冊規模（開架能力12万冊、閉架能力18万冊）
- ・市民の集いや交流のためのスペースを広く設ける。

《建築の考え方》

- ・あらゆる利用者がバリアフリーで動きやすく、利便性や安全性を重視した施設
- ・採光や熱効率に優れた建築とし、照明、空調設備等は環境負荷とランニングコストの低減を図る。
- ・維持管理が容易で、経年劣化による影響を受けにくく、ランニングコストに配慮した設計
- ・地元産材を積極的に活用し、全体的に木のぬくもりが感じられる温かみのあるデザインにするとともに、市民に親しまれ愛着を持たれる施設

《施設の複合化》

- ・公民館や市民交流、健康づくりなどの機能を含めた多機能型複合施設としての整備を検討すること。

《図書館機能の一元化とサービスの充実》

- ・既存の迫図書館、登米図書館及び中田図書室並びに視聴覚センターについては廃止し、その機能を新図書館に一元化することで運営の効率化を図る。
- ・直接図書館に出向かなくても図書の借受・返却ができる体制の構築や外出することが難しい高齢者等への配本、デジタル技術を活用した図書館サービスの導入など、市内全域への図書館サービスの提供を目指す。
- ・誰もが使いやすい図書館サービスを推進する。
- ・開館時間の延長や開館日数の拡大を図るとともに、高度な専門性を有する図書館職員の確保と育成に継続的に取り組み、図書館サービスの向上に努める。

4 ワークショップにおける市民意見

本基本構想の策定に当たり、市民ワークショップを実施し、「交流」という視点を共有した上で、「交流」を生み出すために必要となる機能や人が集まるためのアイデア、まちへの波及・連携のアイデア（事業等）について意見を伺いました。

テーマ：「交流」ってなんだろう？「まち」とつながるには？	
こんな状態が交流！	
体験の共有	・1つの目的で集まること ・趣味、地域活動、ボランティア活動を一緒にすること
関係性	・世代間、同世代の人々と関わること ・異なる文化や背景を持つ人々と関わること ・フラットな関係性、仲間意識を持つこと ・相互理解
コミュニケーション	・挨拶して知り合いになること ・顔と名前とが一致すること
楽しさ	・楽しい時間を過ごす、皆で盛り上がること ・笑顔あふれること ・新しい出会い
交流が生まれるにはなにが必要？	
集まる目的	・学びと成長 ・地域課題解決 ・生涯学習、文化活動 ・図書館で人生相談
出会う機会や場所	・やりたいことを叶えられる場所 ・人が集まる場所、同じ空間で過ごせる場所 ・飲食スペース、活動諸室、イベントスペース、屋外空間、キッズスペース ・常にイベントを開催
集まりやすい雰囲気	・心遣い ・リラックス ・いつでも利用できる
安全で快適な環境	・子どもを見守る場所 ・バリアフリー
アクセスの良さ	・集まる場所までの交通網の整備
人材	・イベントを企画するひと
情報発信	・どんな場か情報発信

施設の「交流」を、まちへひろげるには、つながるには？	
市民参加	・ 口コミで広げる ・ 市民アンケート実施 ・ 図書館ボランティア育成
子どもや若者の場	・ 子どもが集まるとにぎわいが生まれる ・ 20代、30代中心での施設づくり ・ 若者が参加したいと思うコスプレ、音楽、ダンスイベント
学びの広がり	・ 市民の中の達人を集める ・ 本で学んだことをアウトプット
地域連携の促進	・ 地域クーポンの活用、スタンプラリーの実施 ・ 登米愛を強める工夫 ・ 各地域の自慢を言い合う ・ コミュニティカフェ、移動型図書館
地域活性化	・ 図書館でスタートアップ事業 ・ 特産品を活用した体験
コラボレーション	・ 学校や商店街、既存イベントとのコラボレーション ・ 団体間の意見交換会
イベントの実施	・ 参加ハードルの低いイベント ・ 家族連れで参加しやすい
情報発信	・ 利用案内 ・ まちのことを知れる ・ ネットや広報誌等で積極的にPR
アクセスの良さ	・ バス、タクシー網の整備

共通の活動を通じて体験を共有し、世代を超えた関係性を持ちながらコミュニケーションを図ることが「交流」であり、「交流」が生まれるためには、出会う場所や集まりやすい雰囲気、安全性や快適性の確保のほか、移動手段の確保が必要という意見が挙がりました。また、「交流」を広げるためには、市民参加型イベントの実施や地域連携を促進するための情報発信機能などが必要という意見も挙がりました。

本施設で生まれた交流の輪がまち全体に波及するためには、魅力にあふれ、誰もが足を運びたくなる場所になることが求められています。

第2章 現状と課題

1 関連施設の現状と課題

(1) 関連施設の概要

現在、計画エリアとする迫中江中央公園付近エリアの敷地は、総面積が約 47,468 m²ありますが、そのうち 14,115 m²を都市公園である迫中江中央公園が占めています。また、この敷地内には、今回、集約対象とする迫公民館、迫保健センター、迫庁舎が位置するほか、施設利用者及び職員用の駐車場が配置されています。

現在、当該エリア外に設置されている図書館を含め、施設の概要を以下のとおり整理します。



		
名 称	迫公民館	迫保健センター
場 所	迫町佐沼字中江二丁目 6 番地 1	迫町佐沼字中江二丁目 6 番地 1
竣 工 年	昭和 58(1983)年(築 41 年)	昭和 57(1982)年(築 42 年)
構 造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
延床面積	1,646.99 m ²	532.54 m ²

		
名 称	迫図書館	登米図書館
場 所	迫町佐沼字上舟丁 20 番地 1	登米町寺池目子待井 391
竣 工 年	昭和 48(1973)年頃(築約 51 年)	昭和 47(1972)年(築 51 年)
構 造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
延床面積	720 m ²	124 m ²
備 考	※旧佐沼警察署を転用	※登米公民館施設内

		
名 称	中田図書室	迫庁舎
場 所	中田町上沼字館 43 番地	迫町佐沼字中江二丁目 6 番地 1
竣 工 年	昭和 59(1984)年(築 40 年)	昭和 50(1975)年(築 49 年)
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
延床面積	358 m ²	5,565.37 m ²
備 考	※中田生涯学習センター施設内	

		
名 称	中田庁舎	南方庁舎
場 所	中田町上沼字西桜場 18	南方町新高石浦 130
竣 工 年	昭和 62(1987)年(築 37 年)	平成 16(2004)年(築 20 年)
構 造	鉄筋コンクリート造	鉄骨造
延床面積	4,624.78 m ²	3,722.28 m ²
備 考	※本庁機能の集約	※本庁機能の集約

(2) 関連施設が抱える課題

昭和 50 (1975) 年に建築された迫庁舎が築 49 年、昭和 58 (1983) 年に建築された迫公民館が築 41 年など、関連施設は躯体や設備などの老朽化が進んでおり、このまま施設を維持していくためには、大規模な改修に加え、定期的な修繕などにより、維持管理コストの増加が見込まれます。施設・設備の老朽化による機能的な課題も抱えており、今後、多様化する行政需要に対応していくためには、これらの課題への対応が求められます。

施設名称	主な機能的課題点
迫公民館	・定期利用団体が多く、施設利用希望に対して、貸出諸室数が充足しておらず、新規団体等の利用が困難 ・限定的な冷房設備の設置 ・音響設備の不足 ・駐車場(市役所側)利用時の安全性確保 ・不十分なユニバーサルデザインへの対応(エレベーター未設置)
迫保健センター	・施設の狭あい化(検診等において個室が不足) ・乳幼児設備(おむつ交換場所)の不足 ・不十分なユニバーサルデザインへの対応(床の段差)
図書館(3施設)	・3館に分散していることで、図書及び職員が分散され、非効率な運営 ・開館時間が短く利用者ニーズに答えられていない ・蔵書数と収蔵能力の限界 ・子ども向けスペース(閲覧・学習等)の不足 ・車いす利用者にとって利用しづらい通路幅 ・乳幼児設備の不足
行政機能 (迫庁舎・中田庁舎・南方庁舎)	・本庁機能の分散によるワンストップでの市民サービスが困難 ・本庁機能の分散により、事務効率の低下(庁舎間移動時間によるロス) ・窓口等の狭あい化により、十分な待合・相談スペースの確保が困難 ・不十分なユニバーサルデザインへの対応(バリアフリー非対応) ・会議室スペースの不足 ・執務スペースの狭あい化(組織改編対応が困難) ・乳幼児設備の不足等

2 市の現状・特色及び抱えている課題と施設整備の必要性

(1) 広域合併に伴う既存公共施設が抱える課題

本市は9町による合併により、平成17年に誕生しました。各地域において固有の文化や伝統といった特色を有しており、既往のアンケートにおいてもその点をまちの誇りであるという意見が多く見られます。

一方で、市内全域の多くの公共施設が合併前に建設され、その施設の多くが老朽化による維持管理費の増加や、バリアフリー・ユニバーサルデザインに対応できていないなどの課題を抱えており、施設更新の際には多額の財政負担が想定されます。

(2) 人口減少・少子高齢化の進行による中心市街地の空洞化

本市では人口減少や少子高齢化の進行により、中心市街地においても空き地や空き家、空き店舗が増加し、空洞化が深刻な問題となっています。また、現在の車社会を前提とした生活サービス施設等の郊外化や、空洞化に伴う地域コミュニティの機能低下により、中心市街地の活力が失われつつあるため、にぎわいの創出が大きな課題となっています。

(3) 機能の集約化によるサービス向上・コスト縮減の必要性

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、一層厳しさが増す財政状況により、行政サービスの水準の維持が困難な状況になることが見込まれることから、業務の集約化や行政サービスの効率化についても検討する必要があります。これらのことを踏まえ、市民の利便性向上（効率的なワンストップサービス等）や行政コストの縮減を図るため、迫・中田・南方の各庁舎に分散している本庁機能や迫図書館、登米図書館（登米公民館内）、中田図書室（中田生涯学習センター内）に分散している図書館機能を集約することが望ましいと考えられます。

このように、行政機能や図書館機能の集約化により、業務の効率化や経費の節減が図られ、そこで生み出される財源を活用し、市民の利便性やサービスの向上に資する取組につなげます。加えて、組織連携のさらなる強化により、新たな施策展開も期待できます。また、DX推進計画に基づき、行政窓口のデジタル化や手続のオンライン化、図書館機能においてもDXの導入による窓口業務の効率化やオンラインデータベースの提供を検討するなど、デジタル技術を活用し、利用者の利便性の向上や行政コストの縮減などの取組を進める必要があります。

(4) 施設整備の必要性和望まれる姿

既往のアンケート等の市民意見聴取においては、豊かな自然環境、各地域の歴史や伝統、文化を大切にすまちとして、本市の伝統や文化などを次の世代へつなげていくことが期待されています。さらに、地域間での連携を図る、市内の活動をつなぐ等、市全域での活動や交流の輪を広げる取組、将来を担う世代のための交流の場を設けて欲しいという声も挙がっています。本施設を整備することにより、利便性の高い市民サービスを提供しながら、市民が集い、にぎわう交流拠点が必要と考えられます。

本施設は子どもから高齢者、子育て世代などの市民をはじめ、あらゆる「ひと」が集い、活動し、交流する施設を目指します。また、市外の方にも本施設が持つ様々な機能を利用してもらうことにより、本市の魅力などあらゆる情報を発信し、交流人口の増加に寄与する施設とします。

本施設があらゆる「ひと」にとっての活動の場となることで、利用者の交流促進が図られ、この施設を拠点としてまちなかへにぎわいと活気を広げていきます。

第3章 基本理念及び基本方針

1 基本理念

未来へつむぐ、ひと・地域・文化の交流拠点

（仮称）地域交流センターは、未来を担う次世代の子どもたちをはじめとする、市民の夢や希望を未来へつむぎ、新たな「登米（とめ）らしさ」を生み出す拠点になることを目指します。

また、人々が集い、つながり、学び、世代や地域を超えた交流を促進するだけでなく、地域力を育み、市民と共に魅力とにぎわいを創るまちづくりの拠点となることを目指します。



【まち全体のにぎわいが波及していくイメージ】

本施設には、市民の誰もが公平に公共サービスを楽しむとともに、各地域に広がる資源を集約・発信・受信する拠点となり、各地域や市民同士をつなげる役割が求められていると考えます。本施設の整備により、登米（とめ）のまちを形成する「しずく」が波紋となって新たな流れをつくり出します。波紋は地域全体に広がり、観光・ひとづくり・国際交流・福祉・教育・産業・シティプロモーション^{※3}等、多くの分野に波及し、市民交流による活動が広がることで地域づくりにも寄与します。

※3 シティプロモーションとは、地方自治体による地域創生や地域活性化のために行う広報活動や営業活動を意味します。

基本理念が目指す将来像

まちのにぎわいを生む

本施設は、市民交流、行政機能（行政・議会）、図書館、公民館及び保健センターの多様な機能を複合化することにより、まちづくりの核として、市民の安全・安心を守るとともに、未来を担う次世代の子どもたちをはじめとする、すべての市民や市外から訪れる人にも積極的に利用してもらうことで、中心市街地ににぎわいを取り戻し、新たな交流の形成を目指していきます。また、本施設整備により、都市公園を含めた計画エリア全体のにぎわいの拠点となるだけでなく、本施設が「交流のハブ※4」として地域を結び付け、本市全体が持続可能な「元気のあるまち」になることを目指します。

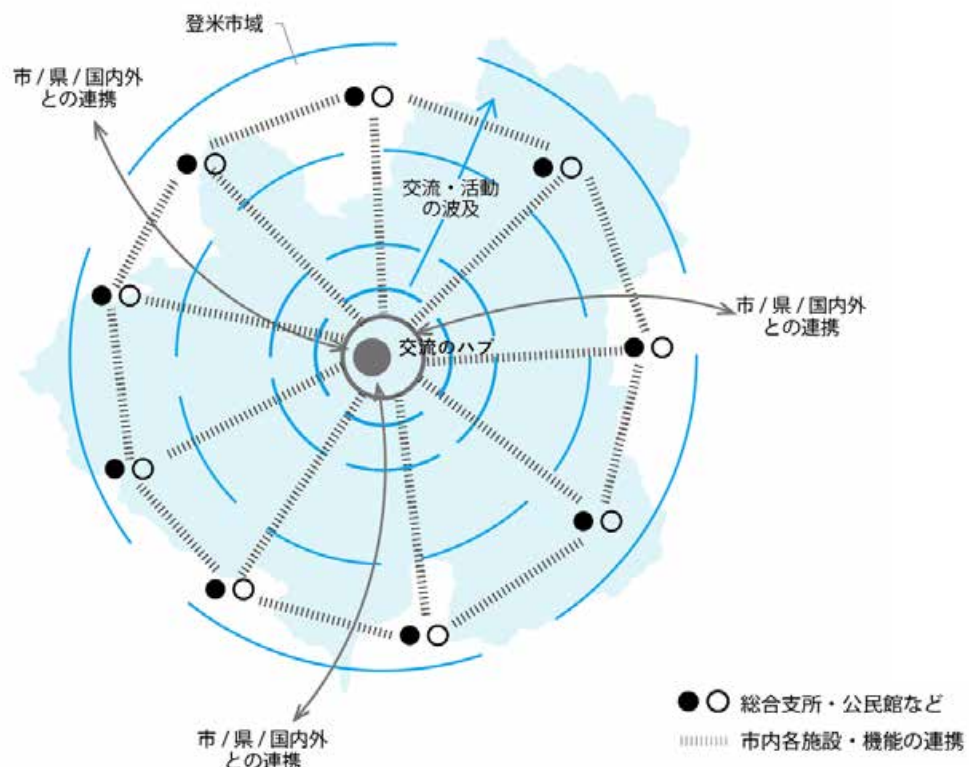
※4 「交流のハブ」とは、本事業において市民交流の拠点・情報発信の拠点を意味します。

市民主役の多様な交流「活動」の場をつくる

多様な公共サービスを提供している公共施設は、市民の共有財産であり、長期にわたり利用されるものであることから、市民が「どのように使い、活動していくか」を考え、「自分たちの施設」として愛着を持ち、永く地域とともにある施設となることを目指します。

「つどい」「まなび」「しらべる」「ふれあう」「はぐくむ」「つくる」といった様々な活動の場を、市民自らが主役となってつくることで、市民活動の活性化が期待されます。

多様な活動を演じられる市民主役の交流の舞台づくりを通じて、登米市の「未来へつむぐ、ひと・地域・文化の交流拠点」となることを目指します。



【市全域とつながり連携する施設のイメージ】

本施設はにぎわいや交流の「ハブ」として9つの地域をつなぎ、市全域のにぎわいをもたらします。

また、地域同士の交流を促すことで、各地域を活性化させるだけでなく、地域同士の連携による相乗効果により、にぎわいを波及させていきます。

2 基本方針

(仮称) 地域交流センターの基本理念を実現するため、4つの基本方針を定めます。

基本方針1 市民や国内外から来訪する誰もが利用しやすく、日常的に開かれた施設

ー市民等の日常的で多様な活動を促すー

- ・子どもから高齢者までの幅広い世代や地域を超えた市民が、自ら日常的に集い、利用し、ともに学び、交流を創造する場を目指します。
- ・市民や国内外から来訪する誰もが気軽に立ち寄れ、心地よく過ごせる施設を目指します。
- ・市民協働による新たな文化活動など、市民の多様な交流を受け入れ、広く参加しやすい場をつくることで、にぎわいを生み出す交流拠点を目指します。
- ・集約化される各機能の連携により、様々な出合いや発見が生まれる施設となることを目指します。

基本方針2 周辺地域と連携し市全域への波及効果をもたらす施設

ー市全域への波及効果ー

- ・中心市街地のにぎわい創出を目指す拠点施設として、周辺地域（地域拠点）とのネットワークを構築することで、地域間の交流を図り、市全域へのにぎわいの波及効果をもたらします。
- ・社会情勢や行政サービスの在り方の変化、ICT^{※5}技術の進歩等を見据えながら、地域拠点との連携・支援の強化を図ります。
- ・DX^{※6}の推進により、各支所と情報の連携・ネットワークの充実による市民の利便性向上を目指します。

※5 ICT(Information and Communication Technology)とは、通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。

※6 DX(Digital Transformation)とは、組織がビジネス環境の変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、業務プロセスや事業内容を改革し、企業の競争力を高める取組を意味します。

基本方針3 地域資源をいかし、すべての人々に開かれ愛着を感じられる施設

ーシビックプライドの創出ー

- ・まちのにぎわいを将来にわたってけん引するまちづくりのシンボルとして、市民に親しまれ、誇りと愛着を感じることができる施設を目指します。
- ・本市は、豊かな自然環境、農業、林業、ものづくりなどの産業、歴史や文化・伝統など多様な地域資源があり、その誇れる魅力（地域資源）を「登米（とめ）らしさ」として、市内外へと発信することで、外国人など多様な国籍や文化を持つ人を含めた交流人口、さらには関係人口の拡大を目指すとともに、市民が豊かに暮らせるまちづくりへとつなげる、シビックプライド^{※7}を育む施設を目指します。

※7 シビックプライドとは、地域に対する市民の誇りや愛着、地域社会に貢献する意識を意味します。

基本方針4 地域の防災力を高め、環境に配慮した施設

ー安全・安心ー

- ・大地震をはじめとする災害時に対応した高い耐震性・安全性を確保し、市民の生活を支え、安全で安心して利用できる防災拠点施設となることを目指します。
- ・省エネルギー化や再生可能エネルギーの積極的な導入により、環境負荷の低減に配慮するとともに、施設の長寿命化や設備の更新性などを検討し、将来にわたるライフサイクルコストの低減を目指します。

3 整備方針

(1)導入機能の考え方

本施設への導入機能は、「市民交流機能（公民館・保健センター機能を含む。）」
「図書館機能」「行政・議会機能」を想定しています。

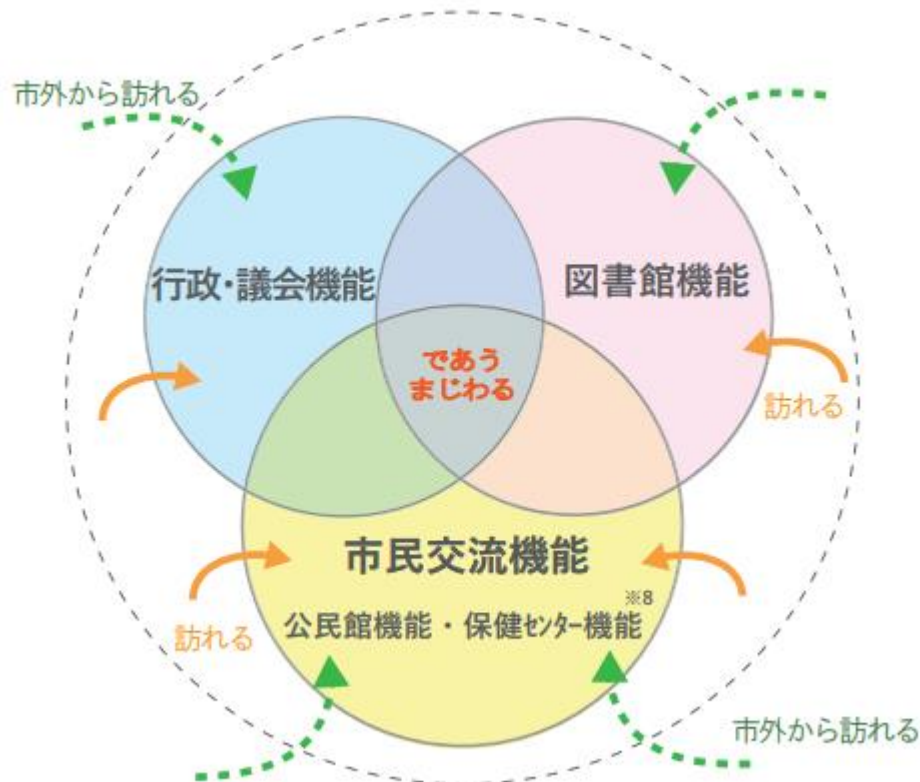
市民交流機能を、市民の活動・交流・にぎわい創出の場とし、導入する各機能をつなぐ施設の要として位置付け、施設全体の共用部エリアに設置することを検討します。

また、機能の複合化による諸室の共有化を積極的に検討することで、施設のコンパクト化と利便性の向上を図ります。

各機能を明確にゾーニング（配置）するのではなく、複合化の長所を活かし柔軟に機能を連携させることで、市民の新たな出会いや交流を生み出します。

人口減少と少子高齢化の進行や、情報通信技術をはじめとする科学技術の進展など、将来の変化に柔軟に対応できるよう、多様性と機能性を持ち合わせた施設を目指します。

なお、各機能の具体的な諸室・スペースやその規模については基本計画段階において方針を定めます。



【3つの機能の交わりのイメージ】

※8 公民館機能・保健センター機能については、現在の迫公民館・迫保健センターの機能を維持しながら、市全域に開かれ、市民の誰もが利用できる施設とすることを目指します。

① 市民交流機能

- ・多くの市民を受け入れる施設全体の開かれたエントランスを計画します。
- ・市民活動、市民交流、にぎわい創出の場を備え、多くの市民が集い・活動する本市の中心市街地活性化の中核拠点を担う機能として施設整備を図ります。
- ・各機能をつなぎ・連携する、（仮称）地域交流センターの要として計画します。
- ・都市公園との連携により、利便性の高いイベントスペースとすることで、新たなイベントの創出につなげるなど、市内外から集客性の高い、にぎわい創出の場を目指します。



シティホールプラザ アオーレ長岡(新潟県長岡市)



須賀川市民交流センターtette(福島県須賀川市)



習志野市庁舎(千葉県習志野市)



新富町総合交流センター「きらり」(宮崎県新富町)

② 図書館機能

- ・市民が日常的に利用しやすい施設とすることで、本との出会いの場をつくり、読書の楽しさや学びの喜びを知る機会を創出するなど、読書文化の醸成を目指します。
- ・図書館に出向かなくても図書の借受・返却ができる体制の構築やデジタル技術を活用した図書館サービスの導入など、市内全域への図書館サービスの提供を目指します。
- ・家庭でも職場でもないサード・プレイス^{※9}として幅広い世代が気軽に過ごすことのできる施設を目指します。
- ・図書館利用を通じたリアルなコミュニケーション^{※10}により、人と人の出会いや新たな交流を生み出し、地域のにぎわいを創出する施設を目指します。
- ・図書館機能の一部諸室については、交流機能との共有化を検討します。

※9 サード・プレイスとは、家庭や職場とは離隔された居心地のよい第3の居場所を意味します。

※10 リアルなコミュニケーションとは、同じ時間、同じ空間を共有し、利用者同士が互いの意思疎通を図ることを意味します。

③ 行政・議会機能

（行政機能）

- ・市民に寄り添う窓口サービス（ワンストップサービス等）の設置などにより、利用者の利便性の向上を図るとともに、集約化による組織連携の強化により、行政サービスの向上を目指します。
- ・多機能・複合化の利点を活かし、市民の日常生活を支えるだけでなく、気軽に立ち寄り身近に感じられる、市民に開かれた施設を目指します。
- ・DX推進計画を踏まえ、これからの行政機能の変化に対応し、市民サービスの向上とともに業務効率化、コンパクト化に対応した施設機能の整備を図ります。
- ・市民の安全・安心を守るため、災害時における防災拠点として耐震性や業務継続能力を備えた施設を目指します。

（議会機能）

- ・行政機能と緊密な連携を図り、円滑な議会運営ができる施設を目指します。
- ・市民交流機能と連携した市民開放・共用利用や災害時の活用など、議会機能の在り方について検討を行い、本施設の特性を踏まえた施設機能の整備を図ります。

④ 公民館・保健センター機能（市民交流機能に含まれる）

- ・現在の迫公民館及び迫保健センターの機能を維持しながら、市全域に開かれ、市民の誰もが利用できる施設とすることを目指します。

（公民館機能）

- ・各機能との連携を図ることで、誰もが生涯を通じて学ぶことができる環境の実現を目指します。
- ・世代間交流や相互に学び合う機会を拡充し、学びの成果が地域の活性化につながる施設機能を目指します。

（保健センター機能）

- ・健康相談や保健指導、健康診断等を担う地域住民の健康・福祉を支える施設機能の整備を図ります。
- ・他機能との諸室の共有化を検討し、施設のコンパクト化や諸室利用の効率化を図ります。

(2) 各機能の連携により生み出されるメリット

①連携の必要性

導入する各機能を個別に整備するのではなく、複合化することによるメリットを活かし、それぞれの機能が互いに関係し合い、連携することで相乗効果を生み出していく必要があります。

②連携により得られる効果

各機能の連携を図ることにより、次の効果を期待することができます。

ア 新たなサービスの創出

各機能がそれぞれの枠組みを超え、関連性の高いコンテンツ同士を近接配置し、相乗効果が生まれる場を提供することにより、新たなサービスの創出を図ることが期待できます。

イ 新たな協働の誘発

各機能の案内・相談機能や事務機能の情報連携により、これまで出会うことのなかった各施設の利用者間や、利用者と職員間、また、職員間の協働の誘発を図ることが期待できます。

ウ 利便性の向上

複数の機能が集約され、それぞれが連携することにより、利用者の利便性が向上するだけではなく、働く職員も業務の効率化を図ることが期待できます。

エ 施設のコンパクト化

各機能を一体的に整備することにより、それぞれの施設に必要となる機能（例：通路、トイレ、市民交流スペースなど）を集約化することができるなど、施設のコンパクト化を図ることが期待できます。

オ 維持管理費用の削減

複合化することにより、スケールメリットを活かした施設の維持管理が可能となり、それぞれの施設を個別に整備した場合よりも維持管理費用の圧縮を図ることが期待できます。

カ 新たなにぎわいの創出

これまで、行政機関や図書館、公民館など、それぞれの施設しか訪れることがなかった人たちがひとつのエリアに集い、学びや文化に触れることで、より豊かな市民生活を送ることができるとともに、新たな市民交流や市民活動の需要を生み出すことが期待できます。

また、平日の利用が多い行政機能と、休日の利用が多い図書館機能を複合化することにより、常に多くの方が施設を訪れ、中心市街地の活性化を図ることが期待できます。

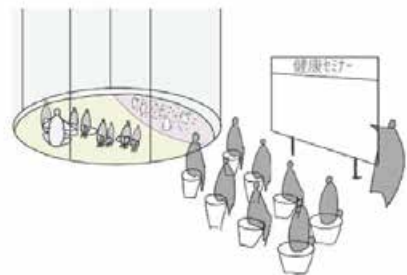
(3) 導入機能の複合化による市民の活動・交流・にぎわい創出の検討

各用途を複合化した“オーダーメイド”の組み合わせで、市民サービスの向上や新たな活動が生まれるきっかけとなるような施設計画を検討します。今後検討を進める基本計画において、市民ワークショップ等を通して市民意見を募り協働して、具体的な市民の活動・交流・にぎわい創出の場を検討します。



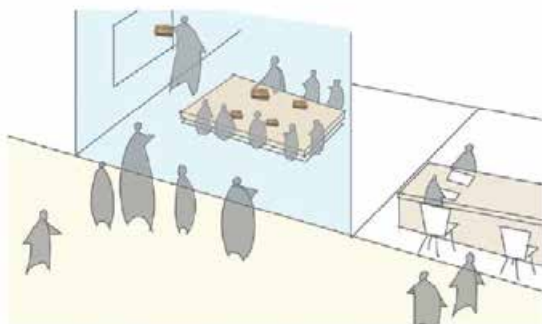
例：公民館(練習室)×図書館

音を出して良いエリアで、図書館で借りた楽譜をそのまま試し弾き。音楽が好きな来館者と交流。



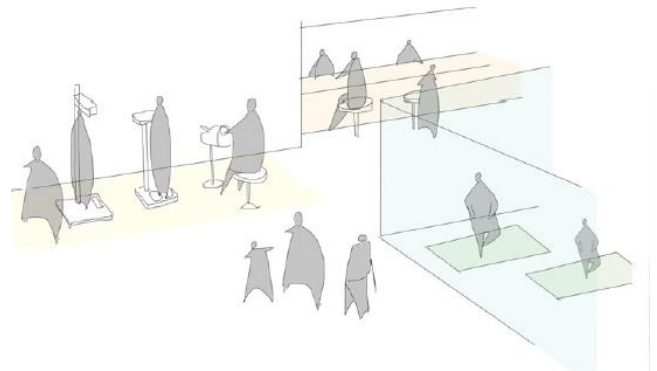
例：交流(保健センター)×図書館

保健センターで健康指導セミナーを受ける親と図書館で遊ぶ子供。安心して子供を遊ばせられる施設。



例：交流(行政)×交流(会議室)

行政サービス機能に併設された会議室を市民ワークスペースとして開放。



例：交流(行政)×交流(保健センター)

行政サービスで相談窓口を受けにきたまま、保健センターで身体の調子を確認。帰りに30分教室に参加をしてみる。

第4章 建設計画の考え方

1 施設規模の考え方

(仮称) 地域交流センターの施設想定規模については、合計 17,200 m²～20,900 m²程度を想定しています。

また、複合化のメリットを活かし、各機能での諸室の兼用・共有化等の工夫を図り、多機能ながらコンパクトな施設づくりを進めることで、近年の工事費の大幅な高騰や建設現場の働き方改革に伴う工期延長によるさらなる工事費の増加に対応した、工事費縮減を前提とした施設検討を進めます。

【想定する機能別面積】

機 能	想定面積
市民交流機能・公民館機能・保健センター機能	5,600 m ² ～ 6,000 m ² 程度
図書館機能	2,500 m ² ～ 3,500 m ² 程度
行政機能・議会機能	9,100 m ² ～ 11,400 m ² 程度
合 計	17,200 m ² ～ 20,900 m ² 程度

※基本計画段階において、市民意見を取り入れた上で具体的な検討を行います。

また、上記の表で示す機能別面積は現時点の想定のものであり、今後も施設の更なるコンパクト化を視野に入れた検討を進めます。

2 規模算定の方法

規模の算定においては以下の要素を踏まえて検討します。

①現在の施設規模、利用状況

現在の施設規模及び利用状況を踏まえて算出

②総務省基準（行政機能のみ）

平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱により行政機能の延床面積を算出

(※平成 22 年度地方債同意等基準運用要綱は平成 23 年度に取扱いが廃止されましたが、その後も全国の自治体において規模算定に用いられていることから、本事業においても参考としています。)

③他自治体の事例

3 概算事業費と財源

前述の想定規模をベースとし、他自治体における類似事例から試算したところ、下表の概算事業費を見込んでいます。なお、近年の建設物価や人件費高騰が続いているため、基本計画段階においてさらなる精査を行う必要があります。コスト高騰の際には、事業規模に見合った施設面積を再度算出することも視野に入れ、社会状況を引き続き注視し、検討を行います。

【想定する概算事業費の概要】

区 分	概算事業費 (百万円)	備 考
委託費	556	基本構想、基本計画、基本設計、実施設計など
建築工事費	13,040	複合型施設、図書館機能、議会機能の各建築工事
既存施設解体費	472	迫庁舎、迫公民館、迫保健センター、外構など
外構・駐車場整備費	629	
倉庫・車庫等整備費	66	
合 計	14,763	

また、下表の財源を活用することで、実質的な市負担を約3割程度（約47億円）まで縮減することが可能であり、既存施設の長寿命化を図った場合の試算では30年間で約173億円の経費が見込まれるため、本構想の整備計画は将来世代への負担軽減につながるものです。

これら以外にも利用可能な財源の活用について、引き続き検討します。

【想定する財源】

種 類	補助率・充当率	備 考
国補助金 (都市構造再編集集中支援事業)	事業費の50% (都市機能誘導区域内) ※基幹事業((仮称)地域交流センター と図書館機能を想定)ごとの事業費 上限額は21億円	立地適正化計画に基づき、都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備等に対し支援 ※行政機能、議会機能、保健センター機能は補助対象外
地方債 (合併特例債)	起債対象事業費×95%	・元利償還金の70%は普通交付税算入 ・ <u>地方債発行期限は令和12年度まで</u>

4 建設場所の考え方

整備基本方針において、本施設の建設場所は迫中江中央公園付近エリアと位置付けています。



(1) 都市計画上の位置付け

本エリアは、立地適正化計画において都市機能誘導区域として位置付けられています。都市機能誘導区域は、都市再生を図るため、医療施設、福祉施設、商業施設などの都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域として立地適正化計画で定められる区域で、「都市再生特別措置法」に基づくものです。都市機能増進施設を集約することにより、各種サービスの効率化や市街地空洞化への対策が目的とされています。

(2) 周辺環境について

本市の基幹的な交通拠点であるバスターミナルを中心として、徒歩圏半径 500m に都市機能の集約を図ることとしています。

(仮称) 地域交流センターに路線バスの待合機能を充実させることで、交通利便性を向上させ、市民が集う「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の中心拠点づくりを推進します。図書館機能や市民交流機能などにあっては、計画エリアに隣接して立地している商業施設や飲食店街との連携、都市公園を活用した様々な市民イベント等の開催が可能となる施設計画とすることで、周辺環境においても経済的な相乗効果が期待されます。



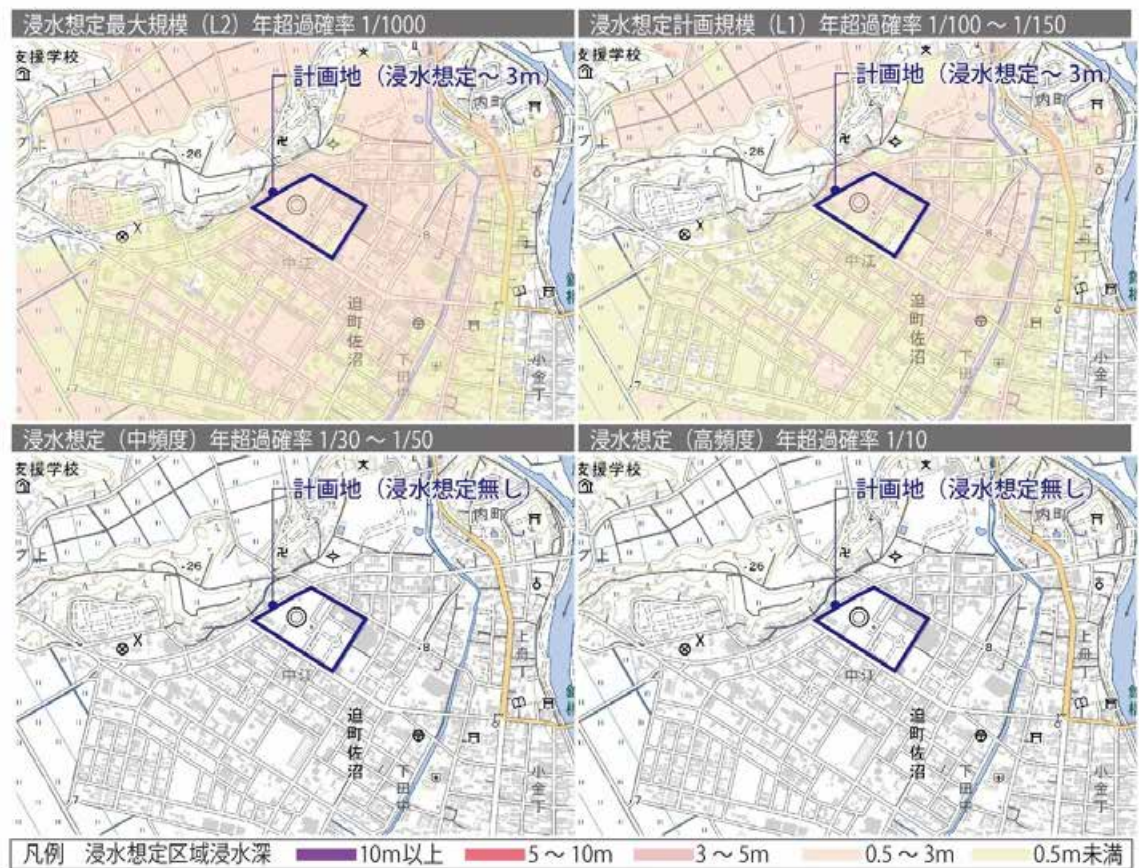
(3) 災害対策について

① 浸水対策

計画エリアは浸水想定最大規模（L2）及び浸水想定計画規模（L1）の想定では、3.0m 未満の床下または床上浸水のおそれがある区域とされています。また、計画エリア周辺では、過去に局所的な大雨による雨水出水（内水）によって、災害対応の拠点となる庁舎や病院周辺などを含め、道路の冠水被害が発生しました。計画エリア周辺は、地盤面が低くなっている住宅地や道路に、雨水が溜まりやすい傾向が見られます。

現在、県による長沼川の改修事業や、道路側溝に堆積した土砂浚渫など、排水機能の向上へ向けた取組を進めており、改善が期待されています。

また、洪水ハザードマップによる災害リスクの事前周知や防災訓練の実施など、市民の防災意識の向上に向けた取組も重要であることから、本施設の整備に当たっては、ハードとソフトの両面から計画エリアに適した浸水対策の在り方を検討します。



②地震対策

「迫庁舎基礎杭損傷度調査報告書」において、庁舎北西側に面した杭について杭頭より 6.0m～8.0m付近で基礎杭の損傷が報告されています。杭の損傷要因は、粘土層と砂層の地層境界面で地震時に液状化が発生し、深度6.0m付近に分布する砂層が側方流動を起こし、基礎杭に水平方向の外力が発生したことで杭が損傷したと推測されています。

本施設の設計時においては、適切な地質調査を実施し、液状化による影響を踏まえた構造計画を検討します。

③構造形式の検討

（仮称）地域交流センターは、災害対策本部や避難所など、本市の重要な防災機能を担い、大地震時でも業務継続可能な施設として構造計画を行う必要があります。

詳細については、基本計画において検討を行い、方針を定めます。

(4) 立地及び敷地特性の詳細

位置	住所	宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番1、6番3
都市計画	用途地域	第2種住居地域
	建蔽率／ 容積率	60％／200％
周辺環境	登米市の中心市街地となり、幹線道路に沿って商業施設や飲食店が立地するとともに住居系市街地が形成されている。	
敷地	面積	47,468.26 m ² ※計画地内に市道中江15号線（幅員12m）を含む
	傾斜	平坦地
	既存施設	都 市 公 園： 14,115.00 m ²
		迫 庁 舎： 3階 5,565.37 m ²
		迫保健センター： 1階 532.54 m ²
		迫 公 民 館： 2階 1,646.99 m ² 迫体育館（残置）： 2階 3,718.07 m ²
土地条件	海拔	約6.0m～6.5m
	ハザード マップ	洪水浸水想定区域 浸水ランク：0.5～3.0m ※国土交通省浸水ナビでの最大浸水深想定1.33m程度
接道状況	周辺道路	市道（西）：北方・中田線 幅員：16m 市道（北）：中江16号線 幅員：9m 市道（東）：中江17号線 幅員：6m 市道（南）：山下前・一本杉線 幅員：16m 市道（計画地内）：中江15号線 幅員：12m
	主接道面	市道：登米市12号線 北方・中田線 幅員：16m
都市計画 制限等	斜線制限	道路：勾配1.25 隣地：20m + 勾配1.25 日影：平均地盤面からの高さ4m 規制時間：5時間・3時間
	防火地域	22条地域
	開発行為	開発区域面積1,000 m ² 以上の区画形質の変更がある場合
	景観法	高さ10m以上、または延床面積1,000 m ² 以上の建築物
	立地適正化 計画	都市機能誘導区域内
隣地・ 周辺環境等	隣地状況等	既存迫体育館が隣接

5 施設配置の考え方

(1) 計画条件の整理

①車両アクセス

- ・西側及び南側の市道からメインアクセスを想定します。交通量の多い市道北方・中田線からの車両アクセスの是非については基本計画へ向けて継続検討とします。
- ・現在敷地内に敷設されている市道中江15号線は敷地内での付け替えを想定します。



図：周辺道路の状況

②歩道整備状況

- ・西側及び南側の市道にはゆとりある歩道が整備されています。
- ・北側市道はセンターラインがない道路ですが、歩車分離ブロックが敷設されています。
- ・東側道路は都市公園と大型商業施設に接していますが、センターラインがない幅員の狭い道路です。大型商業施設に沿って、歩道状の空地が整備されていますが、計画地側には歩道がありません。

③必要駐車台数

- ・必要駐車台数は480台程度を想定しており、内訳は以下のとおりです。
- ・職員分は敷地外に別途確保する方針とします。

区分	台数	算定根拠
公民館機能、保健センター機能、図書館機能、迫体育館利用者分	128 台	「最大滞留量の近代的計算法」 (岡田光正：大阪大学名誉教授) により算出
行政機能（利用者分）	136 台	「市・区・町役所の窓口事務施設の調査」 (関龍夫：建築史家、千葉工業大学名誉教授) 及び「最大滞留量の近代的計算法」 (岡田光正：大阪大学名誉教授) により算出
行政機能（公用車分）	104 台	本庁機能分による保有台数 迫：35 台、中田：45 台、南方：24 台
議会機能（議員分）	24 台	議員定数
その他 高速バス利用者分	62 台	平均 17 人／台（平均乗客数）×12 往復（1 日あたりのバス運行数）×30%（駐車場利用者の割合）
各施設管理者等	26 台	

④都市公園の考え方

- ・現在の迫中江中央公園は 14,115 m²（約 100m ×140m）の面積を有しています。
- ・はっとフェスティバルをはじめとした様々なイベントや地域のグラウンドゴルフ大会が催されるなど、市民の憩いの場となっています。
- ・これらのイベントを継続、発展していくためには、公園の面積もさることながら、平面プロポーション（縦横比）が重要となります。さらには、新たな（仮称）地域交流センターの市民交流機能との連携を高めることにより、より多様な使い方が期待できます。
- ・（仮称）地域交流センターと一体的に計画することにより都市公園としての利用価値を高め、にぎわいの創出につなげます。



図：現都市公園のプロポーション

⑤工事期間中の既存施設運用について

- ・仮設庁舎を設置しない配置計画を検討することで、事業費の抑制を図ります。
- ・既存庁舎、公民館、保健センターは、（仮称）地域交流センターの整備が完了し、機能が移行するまで活用する配置計画を検討します。



図：既存施設と建設可能範囲

⑥バス停機能について

- ・現迫庁舎前のロータリーは、バス停留所としての機能を有しており、登米ー仙台間高速バスのほか、市民バス、住民バスが延べ 123 便／日（最大 10 時台 14 便）発着しています。
- ・現迫庁舎前のバス停の長さは約 35m、大型バス約 3 台分の停車スペースが確保され、南側市道から出入りしています。
- ・バス停機能は、“コンパクトシティ・プラス・ネットワーク”の拠点として、継続強化すべき機能であり、（仮称）地域交流センターの市民交流機能と連携させることで、市民交流の場としての発展性が期待できます。

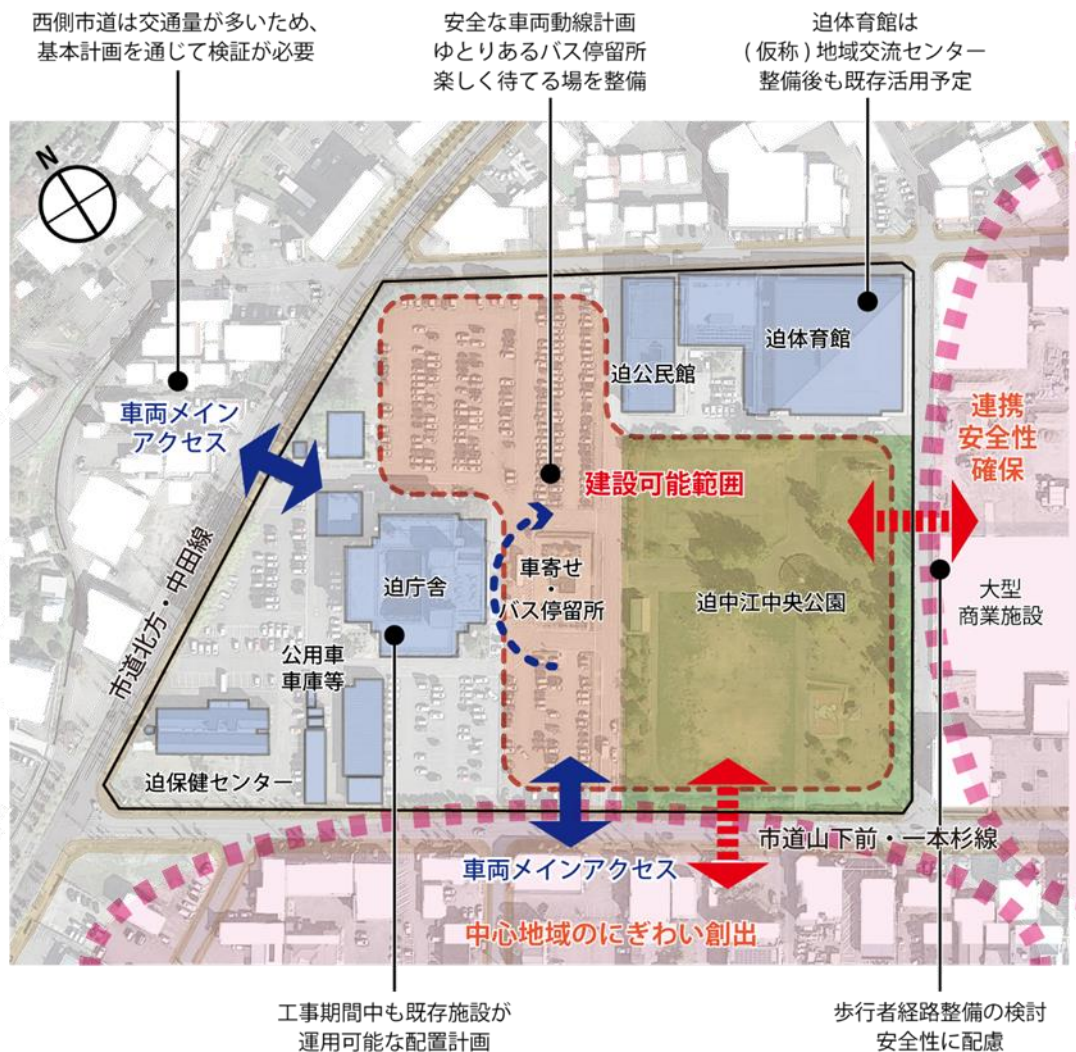


図：現バス停の分析

(2) 計画条件のまとめ

- ①西側及び南側市道を車両メインアクセスとします。
- ②北側及び東側市道の歩行者経路を検討します。特に東側市道は大型商業施設間との歩行者の行き来が想定されるため、歩行者の安全性に配慮します。
- ③計画地内に十分な駐車台数を確保することで、日常の利便性を確保するとともに、イベントの開催へも配慮します。
- ④都市公園は現況と同等以上の面積を確保し、（仮称）地域交流センターとの連携に配慮することで、敷地全体の利用価値を高め、にぎわいの創出につなげていきます。
- ⑤工事期間中も既存施設が運用できる配置計画とし、事業費の抑制に努めます。
- ⑥安全な車両動線計画、ゆとりあるバス停留所を計画し、施設内のロビーを充実することにより、楽しく待てる場とすることで、“コンパクトシティ・プラス・ネットワーク”の拠点として、整備します。
- ⑦施設の配置については、基本計画において検討し、方向性を決定します。

【配置例】



6 事業手法の検討

施設の建設に係る整備手法には、設計や施工の各段階で個別に発注する従来方式や、設計や施工、あるいは運営までを一括に発注する方式等があります。

下表のとおり、それぞれメリット、デメリットがあり、事業全体スケジュールを見据え、最適な方式を選定します。

【事業手法の比較】

発注方式		従来方式 (個別発注方式)	DB方式 Design-Build (設計-建設)	PFI方式 Private-Finance-Initiative (設計-建設-運営)
概要		設計、建設、維持管理、運営をそれぞれ分離して発注する方式	設計・建設を一括して発注する方式 ※基本設計を包括するかは選択可能	民間事業者(S P C)が調達する資金で設計、建設を行い、その後の維持管理、運営も併せて一括して発注する方式
建物 所有	運営 期間中	行政	行政	施設所有権移管(譲渡)時期により、BT0方式、BOT方式、BOO方式に区分される
	事業期間 満了後	行政	行政	
資金調達 (施設整備費)		行政(自己財源等)	行政(自己財源等)	民間資金
発注形態 (主要な部分)		仕様発注	性能発注	性能発注
コスト縮減 (従来方式 との比較)	建設	—	建設企業等のノウハウを設計に反映させられるため、コスト縮減効果の期待が高い。	建設企業等のノウハウを設計に反映させられるため、コスト縮減効果の期待が高い。
	維持 管理	—	従来方式と同等	維持管理のしやすさ、耐久性等を視野に入れた設計が可能となり、コスト縮減効果の期待が高い。
	運営	—	従来方式と同等	一括発注によるコスト縮減効果が期待できる。
メリット		段階ごとに仕様を確認し発注するため、求める性能を確保しやすい。	- 基本設計を分離発注する場合は、発注者の期待する施設整備の水準を示しやすい。 - 維持管理、運営を分離発注とした場合、環境変化に対する長期リスクに対応しやすい。	- 行政の初期投資が不要となり、財政負担が平準化できる。 - 民間ノウハウにより効率的な運営が期待できる。 - BOT、BOOの場合、行政側に減価償却が発生しない。
デメリット		- 行政が初期投資を確保する必要がある。 - 維持管理、運営を考慮した設計をするための工夫が必要となる。 - コスト縮減のための方策を別途検討する必要がある。	- 行政が初期投資を確保する必要がある。 - 基本設計を包括した場合、求める性能を確保するための工夫が必要となる。 - 必ずしもコスト縮減につながらない例も比較的多い。	- 金利の高い民間資金を活用するため、コスト縮減効果が相殺されることもある。 - 施設の仕様が事業者任せられるため、性能確保の工夫が必要となる。 - 事業開始前に導入可能性調査が必要となるため、建設時期が1年程度遅れる。
考察			行政側の初期財政負担が大きい。	

7 今後の事業スケジュール

現時点での事業スケジュールは以下のとおりです。



※本スケジュールは今後の進捗状況などにより変更する可能性があります。

第5章 施設整備に伴うまちづくりの方向性

1 中心市街地活性化に関する検討

(1) 中心市街地活性化に向けた取組

(仮称) 地域交流センターの整備をきっかけとして、にぎわいをまちなかに広げるため、中心市街地の活性化に向けた取組について検討を進めます。

【にぎわいをまちなかに広げるための具体的な取組例】

- ・目的がなくても気軽に立ち寄ることのできる市民の居場所(サード・プレイス)の構築
- ・地域の魅力を高める観光や文化交流、イベントの開催
- ・市外からの来訪者の増加を目指し、地域と多様に関わる関係人口の創出拡大へ向けた情報発信
- ・若い世代がまちなかで活動する機会を創出し地域に定着する仕掛けの検討
- ・歴史や文化、産業資源など、地域資源を最大限に活用し、特色のあるまちとして、地域外への情報発信を強化
- ・地域資源を大切にしたまちづくりや観光情報発信機能を備え、インバウンドの需要も視野に入れた中心市街地の活性化の検討

(2) 公共交通の利便性の向上

計画エリアである迫中江中央公園付近エリアは、立地適正化計画において都市機能誘導区域に指定しています。都市機能誘導区域は、バスターミナルを中心とした徒歩圏半径 500mを一つの基準として、都市機能の集積状況や土地の利用状況、関連計画における施設整備の方針などを考慮して設定することとしているものです。

立地適正化計画において、「利便性の高い公共交通の確保」を都市機能や人口が集積している中心拠点への居住誘導の施策として掲げており、今後も、地域間の公共交通サービスの維持を図るため、高齢者等の日常生活や学生の通学等を支える市民バス、スクールバス等を活用した住民バスやデマンド型乗合タクシーとの連携により、中心市街地と各地域、各地域同士を結びつける移動手段の維持に努めるとともに、市中心部における回遊性向上を図るための循環型路線を検討するなど、持続可能な公共交通の構築を目指します。

また、新たに整備する施設においては、バスロータリーや待合所等を設置することで、公共交通の利便性向上に寄与できる施設となることを目指します。

2 市全域への波及効果について

施設整備をきっかけとしたにぎわいを、中心市街地から市全域へと波及させることが重要であることから、次期総合計画や各種関連計画等との連携を図りながら、引き続き検討を進めます。

3 中田庁舎・南方庁舎の利活用について

(仮称) 地域交流センターの行政機能として、迫庁舎、中田庁舎、南方庁舎にある本庁機能を集約する方針としています。一方で、中田庁舎及び南方庁舎については、本庁機能以外の機能を残すため、既存施設を引き続き使用する方針ではありますが、本庁機能移転後に生じる空きスペースの利活用を検討する必要があります。

基本計画において、民間事業者の参画や新たな行政サービスによる利活用も視野に入れた活用方針を、本施設との機能連携を含め、幅広く検討します。

【中田庁舎・南方庁舎の機能概要】

	中田庁舎	南方庁舎
本施設へ 集約する 本庁機能	・産業経済部 ・建設部 ・農業委員会事務局 ・教育委員会(教育部)	・市民生活部 ・福祉事務所
既存施設に 配置する 支所機能	・中田総合支所	・南方総合支所 ・南方子育てサポートセンター
耐震性能 の整理	昭和 62(1987)年 竣工 (築 37 年) ※新耐震基準適合 1981 年(昭和 56 年 6 月 1 日改正)	平成 16(2004)年 竣工 (築 20 年) ※新耐震基準適合 1981 年(昭和 56 年 6 月 1 日改正)

第6章 今後検討を行う留意事項等

1 今後検討を行う留意事項等

今後、策定を進める「基本計画」は基本構想を具体化し、基本設計につなげるための重要なステップとなります。以下の点などに留意し、検討を進めることとします。

●導入機能、性能の設定

- ・導入機能の整理、共用スペースの設定
- ・導入機能の複合化による市民の活動・交流・にぎわい創出の検討

●適正規模の算定

- ・必要諸室の整理、規模算定

●概略施設計画の検討

- ・配置計画、各階平面計画、断面構成等

●施設の管理運営手法の検討

- ・施設運営計画、施設維持管理計画

●概算事業費の検討

- ・近年の物価上昇に伴う工事費上昇を前提とした施設検討

●市民への情報発信

- ・事業の内容や検討状況などの積極的な情報発信

Ⅱ 基本計画編

第1章 基本計画策定の背景

1 基本計画策定の目的と経緯

本市は、人口減少や少子高齢化の進行、多様化する市民ニーズや高度情報化社会への対応、老朽化した公共施設の維持・更新等の課題を抱えています。

また、中心市街地においては、空き地や空き店舗が増加するなど空洞化が進行し、かつてのにぎわいが失われつつある厳しい状況にあります。

こうした課題に対応するため、本市では令和5年12月に「登米市立地適正化計画（以下「立地適正化計画」という。）」を策定し、今後、更新時期を迎える公共施設の再編に伴う都市機能の集約や拠点となる市街地への緩やかな居住誘導によるコンパクトな拠点づくりとともに、拠点内及び地域間を公共交通で結ぶ「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現による持続可能なまちづくりに取り組むこととしています。

「登米市（仮称）地域交流センター整備基本構想（以下「基本構想」という。）」では、立地適正化計画で都市機能誘導施設と位置付ける「（仮称）地域交流センター（以下「本施設」という。）」の整備を具現化するため、「登米市公共施設等総合管理計画（以下「公共施設等総合管理計画」という。）」の基本方針に基づく多機能・複合化を進めることで、施設利用者の利便性の向上を図るとともに、多くの市民が集い、交流が生まれ、にぎわいが創出される多機能型複合施設として、基本計画の前提となる基本理念や基本方針を整理しました。

「登米市（仮称）地域交流センター整備基本計画（以下「基本計画」という。）」は、基本構想で定める基本理念や基本方針などを前提に、具体的な施設整備方針を整理することを目的に策定するものです。

2 基本計画の位置付け

基本計画では、本市の課題や施設整備の必要性、基本理念、基本方針など施設整備に向けた基本的な考え方を示す基本構想を前提に、具体的な施設整備方針を整理するとともに、敷地条件に基づく施設計画や敷地及び建物の諸条件を検討します。

具体的には、施設に導入する機能や規模、建設計画、事業手法、概算事業費、事業スケジュール等の考え方を整理し、今後の基本設計や実施設計につなげます。



第2章 基本理念及び基本方針

1 基本理念

基本構想では、施設整備に向けた基本理念を以下のとおり定めています。

未来へつむぐ、ひと・地域・文化の交流拠点

本施設は、未来を担う次世代の子どもたちをはじめとする、市民の夢や希望を未来へつむぎ、新たな「登米（とめ）らしさ」を生み出す拠点になることを目指します。

また、人々が集い、つながり、学び、世代や地域を超えた交流を促進するだけでなく、地域力を育み、市民と共に魅力とにぎわいを創るまちづくりの拠点となることを目指します。



【まち全体ににぎわいが波及していくイメージ】

本施設には、市民の誰もが公平に公共サービス享受するとともに、各地域に広がる資源を集約・発信・受信する拠点となり、各地域や市民同士をつなげる役割が求められていると考えます。本施設の整備により、登米（とめ）のまちを形成する「しずく」が波紋となって新たな流れをつくり出します。波紋は地域全体に広がり、観光・ひとづくり・国際交流・福祉・教育・産業・シティプロモーション※1等、多くの分野に波及し、市民交流による活動が広がることで地域づくりにも寄与します。

※1 シティプロモーションとは、地方自治体による地域創生や地域活性化のために行う広報活動や営業活動を意味します。

基本理念が目指す将来像

まちのにぎわいを生む

本施設は、市民交流、行政機能（行政・議会）、図書館、公民館及び保健センターの多様な機能を複合化することにより、まちづくりの核として、市民の安全・安心を守るとともに、未来を担う次世代の子どもたちをはじめとする、すべての市民や市外から訪れる人にも積極的に利用してもらうことで、中心市街地ににぎわいを取り戻し、新たな交流の形成を目指していきます。また、本施設整備により、都市公園を含めた計画エリア全体のにぎわいの拠点となるだけでなく、本施設が「交流のハブ※2」として地域を結び付け、本市全体が持続可能な「元気のあるまち」になることを目指します。

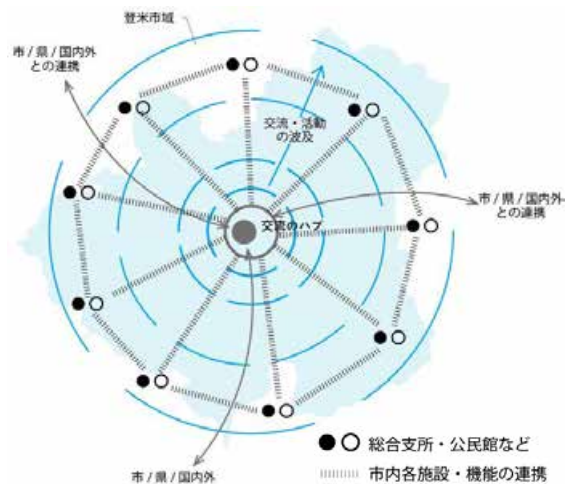
※2 「交流のハブ」とは、本事業において市民交流の拠点・情報発信の拠点を意味します。

市民主役の多様な交流「活動」の場をつくる

多様な公共サービスを提供している公共施設は、市民の共有財産であり、長期にわたり利用されるものであることから、市民が「どのように使い、活動していくか」を考え、「自分たちの施設」として愛着を持ち、永く地域とともにある施設となることを目指します。

「つどい」「まなび」「しらべる」「ふれあう」「はぐくむ」「つくる」といった様々な活動の場を、市民自らが主役となってつくることで、市民活動の活性化が期待されます。

多様な活動を演じられる市民主役の交流の舞台づくりを通じて、登米市の「未来へつむぐ、ひと・地域・文化の交流拠点」となることを目指します。



【市全域とつながり連携する施設のイメージ】

2 基本方針

基本構想では、基本理念を実現するため4つの基本方針を以下のとおり定めています。

基本方針1 市民や国内外から来訪する誰もが利用しやすく、日常的に開かれた施設

ー市民等の日常的で多様な活動を促すー

- ・子どもから高齢者までの幅広い世代や地域を超えた市民が、自ら日常的に集い、利用し、ともに学び、交流を創造する場を目指します。
- ・市民や国内外から来訪する誰もが気軽に立ち寄れ、心地よく過ごせる施設を目指します。
- ・市民協働による新たな文化活動など、市民の多様な交流を受け入れ、広く参加しやすい場をつくることで、にぎわいを生み出す交流拠点を目指します。
- ・集約化される各機能の連携により、様々な出合いや発見が生まれる施設となることを目指します。

基本方針2 周辺地域と連携し市全域への波及効果をもたらす施設

ー市全域への波及効果ー

- ・中心市街地のにぎわい創出を目指す拠点施設として、周辺地域（地域拠点）とのネットワークを構築することで、地域間の交流を図り、市全域へのにぎわいの波及効果をもたらします。
- ・社会情勢や行政サービスの在り方の変化、ICT^{※3}技術の進歩等を見据えながら、地域拠点との連携・支援の強化を図ります。
- ・DX^{※4}の推進により、各支所と情報の連携・ネットワークの充実による市民の利便性向上を目指します。

※3 ICT(Information and Communication Technology)とは、通信技術を活用したコミュニケーションを意味します。

※4 DX(Digital Transformation)とは、組織がビジネス環境の変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、業務プロセスや事業内容を改革し、競争力を高める取組を意味します。

基本方針3 地域資源をいかし、すべての人々に開かれ愛着を感じられる施設

ーシビックプライドの創出ー

- ・まちのにぎわいを将来にわたってけん引するまちづくりのシンボルとして、市民に親しまれ、誇りと愛着を感じることができる施設を目指します。
- ・本市は、豊かな自然環境、農業、林業、ものづくりなどの産業、歴史や文化・伝統など多様な地域資源があり、その誇れる魅力（地域資源）を「登米（とめ）らしさ」として、市内外へと発信することで、外国人など多様な国籍や文化を持つ人を含めた交流人口、さらには関係人口の拡大を目指すとともに、市民が豊かに暮らせるまちづくりへとつなげる、シビックプライド^{※5}を育む施設を目指します。

※5 シビックプライドとは、地域に対する市民の誇りや愛着、地域社会に貢献する意識を意味します。

基本方針4 地域の防災力を高め、環境に配慮した施設

ー安全・安心ー

- ・大地震をはじめとする災害時に対応した高い耐震性・安全性を確保し、市民の生活を支え、安全で安心して利用できる防災拠点施設となることを目指します。
- ・省エネルギー化や再生可能エネルギーの積極的な導入により、環境負荷の低減に配慮するとともに、施設の長寿命化や設備の更新性などを検討し、将来にわたるライフサイクルコストの低減を目指します。

第3章 施設計画

1 施設の目指す姿—基本的な考え方

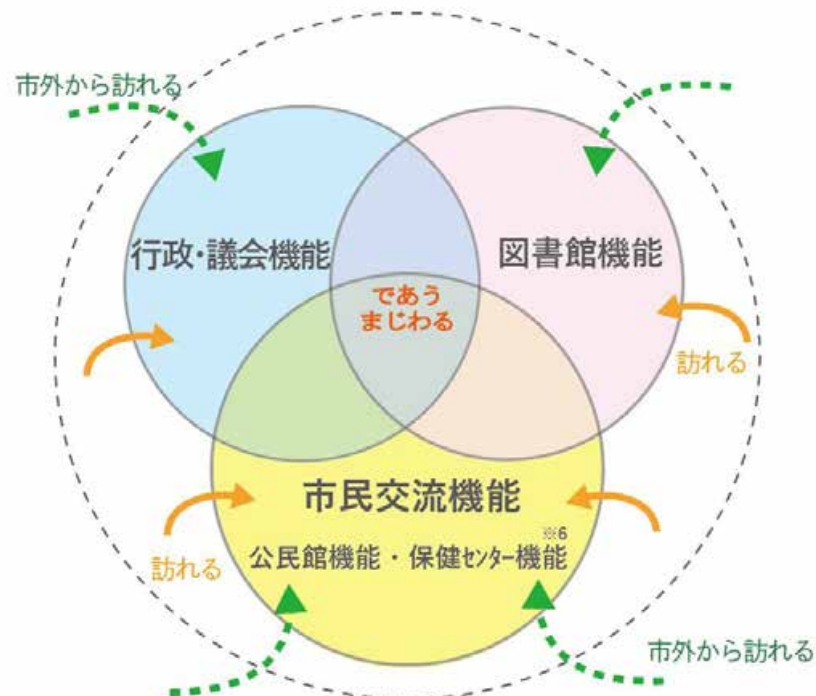
本施設は、市民をはじめ、あらゆる「ひと」が集い、多様な活動や交流が行われることで、新たなにぎわいが創出され、まちなかへにぎわいや活気を広げていく拠点として、中心市街地の活性化に寄与する施設の整備を目指します。

また、施設整備の基本理念である「未来へつむぐ、人・地域・文化の交流拠点」を踏まえ、基本理念が目指す将来像「まちなかにぎわいを生む」「市民主役の多様な交流活動の場を作る」の実現に向け、施設整備における基本的な考え方を整理します。

(1) 交流、にぎわいを生む3つの機能の導入

基本理念及び基本方針を実現するため、本施設へ導入する機能は、「市民交流機能（公民館・保健センター機能を含む。）」「図書館機能」「行政・議会機能」とします。

3つの機能が相互に交わり、一体化することで市民の新たな出会いや活動を生む場となることを目指します。



【3つの機能の交わりのイメージ】

※6 公民館・保健センター機能については、現在の迫公民館・迫保健センターの機能を維持しながら、市全域に開かれ、市民の誰もが利用できる施設とすることを目指します。

(2) 3つの導入機能の基本的役割

① 市民交流機能

市民が日常的に集う市民主体の活動や交流・にぎわいを創出する場として、導入する各機能をつなぐ施設の要として計画します。本施設の核として複合化される各機能と連携するだけではなく、隣接する都市公園を含めた活用により、集客性の高いにぎわいを生み出す施設とすることを目指します。また、官民協働による活動の共有化や新たな活動を通じた世代を超えたコミュニケーションを図ることで、にぎわいの相乗効果を生むだけでなく、交流の輪をまち全体に波及させます。

公民館機能、保健センター機能については、市民交流機能の一部として、地域の市民活動の場として機能するとともに、市内の各地域拠点との連携により、市全域をつなぐ交流拠点として機能します。

● 公民館機能

世代間交流や学びの機会を提供することで、地域の暮らしを支えるとともに、地域活性化につながる取組を促進する場とします。

また、現在の迫公民館の機能を維持しながら、市全域に開かれた誰もが利用できる施設とすることを目指します。

● 保健センター機能

健康相談や健康診断など、地域住民の健康を支えるための機能を整備するとともに、他の施設と連携することで効率的な運用を図ります。

② 図書館機能

市民一人一人が心豊かで充実した暮らしを送ることができるよう、さらには地域を支え発展させることができるよう、市民の学習活動を促進するとともに、自ら学ぶ市民への支援を行う「学びの拠点」を目指します。

また、多機能型複合施設として整備することで、各世代の人々が本と出会い、人と出会い、つながり、地域のにぎわいを創出する「交流の拠点」を目指します。

さらに、家庭でも職場でもない「サード・プレイス^{※7}」として、人々が気軽に集まり、過ごすことができる憩いの場所を提供します。

③ 行政・議会機能

行政機能は、多機能化・複合化による利点を最大限にいかし、サービスの向上を図るとともに、市民の生活を支え、市民に寄り添い、市民に開かれた機能の整備を目指します。

また、本庁機能の集約による組織連携の強化により、「市民に寄り添う窓口サービス（ワンストップサービス等）」を提供することで市民の利便性向上を図るとともに、行政事務の効率化につなげ、働きやすい職場環境となることを目指します。

さらに、災害時防災拠点として高い耐震性や業務継続能力を備えた施設機能を整備し、市民の安全・安心を守ります。

議会機能は、市政運営の監視、政策立案等のための充実した審議を効率的に行うことができるよう、必要となる機能の整備を目指します。

また、多機能・複合化となる本施設環境の利点をいかし、市民参加の機会を拡充し、より市民に開かれた議会、それに対応する施設機能の整備を目指します。

※7 サード・プレイスとは、家庭や職場とは離隔された居心地のよい第3の居場所を意味します。

(3) 3つの導入機能の連携—機能間連携

① 機能間連携の考え方

各機能を一体的に整備することで、相互に連携し、さらなる相乗効果を期待することができます。

また、複合化のメリットをいかし、施設を訪れた人々が多様かつリアルに交流することができる開かれた施設を目指します。

② 機能間連携による効果

ア 新たな市民交流の創出

目的ごとに整備された施設を訪れていた人々が同じエリアに集うことで、新たな学びや文化に触れ合う機会が生まれます。

また、平日に利用が多い行政機能と休日のにぎわう図書館利用の相乗効果により、施設全体の利用率を高め、中心市街地のにぎわい創出につなげます。

イ 施設のコンパクト化

諸室の共有化により建設面積を抑え、各機能に必要な面積を確保することができます。また、共用部（階段、通路、トイレ等）の集約により、建設コストの縮減や土地利用の効率化が図られます。

ウ 維持管理費の削減

昨今の人件費や光熱水費の高騰、施設の老朽化に伴う修繕費の増加等により、公共施設の維持管理費が増加傾向にあります。こうした課題に対応するため、複数の機能を集約し、管理運営を効率化することで、個別に運営する場合よりも維持管理費を抑えることが可能となります。

エ 新たな市民サービスの実現

学びや交流など複数の機能が集約されることで、様々な体験が可能となり、各機能による連携が生まれ、新たな市民サービスを実現することが可能となります。また、施設の集約化によって、施設間の移動に要する時間が省けるだけでなく、各種手続等の効率化（ワンストップサービス等）を図ることができます。

オ にぎわいの継続性

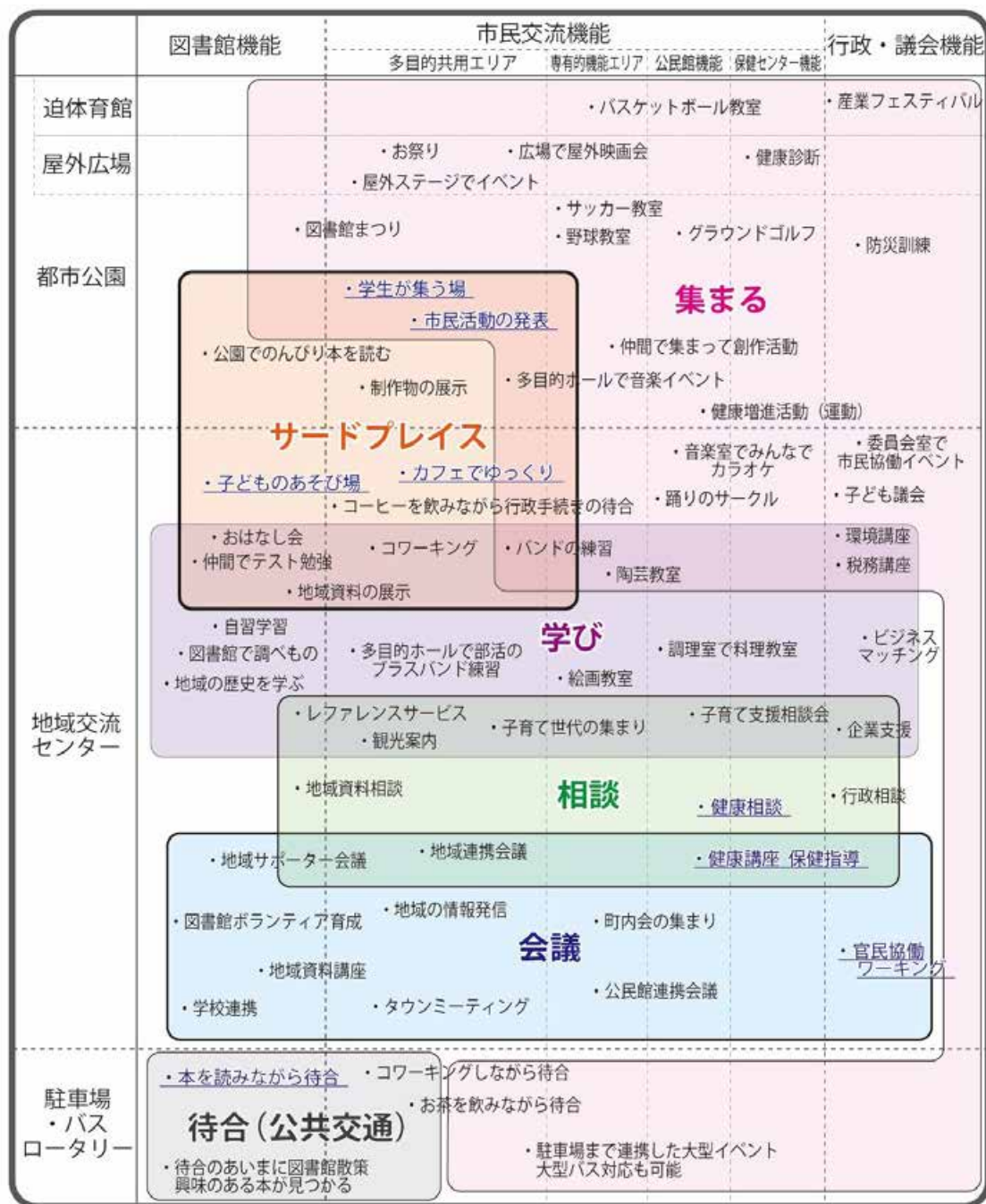
図書館機能や市民交流機能など複数の機能を兼ね備えた多機能型複合施設に、様々な目的を持った人々が日常的な活動の場として集うことで、人々が自然に集まり、行き交う空間として有効利用され、継続的ににぎわいが創出されます。

カ 登米（とめ）らしさの発信

本市には、豊かな自然環境、農業、林業、ものづくりなどの産業、歴史や文化・伝統など、多様な地域資源があり、そのどれもが誇れる魅力です。本施設が持つ様々な機能の連携により、その魅力をより一層引き出し、「登米（とめ）らしさ」として市内外へ積極的に発信し、交流人口の拡大につなげます。

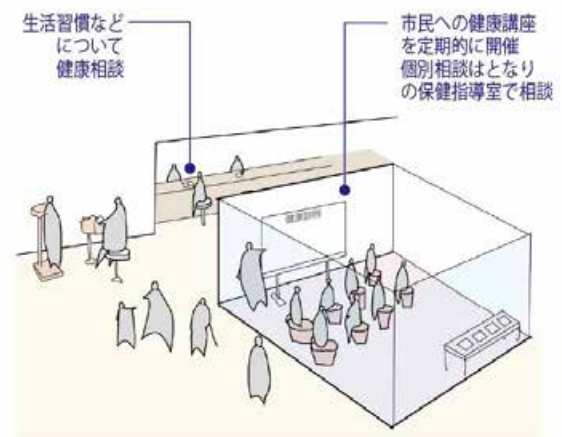
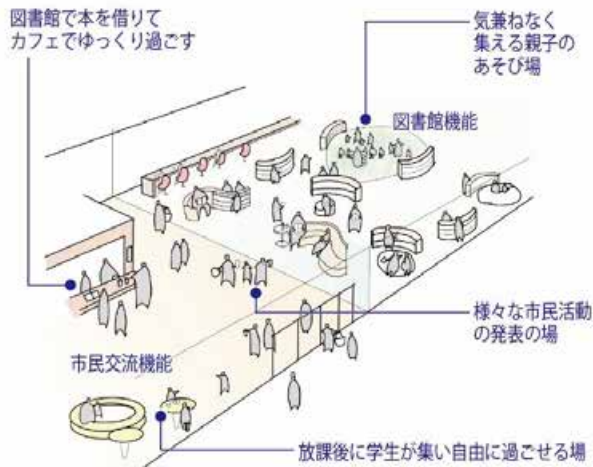
③ 導入機能の連携による市民の活動・交流・にぎわい創出のイメージ

各用途を複合化した“オーダーメイド”の組み合わせで、市民サービスの向上や新たな活動・交流が生まれるきっかけとなる施設計画とします。



図：機能の組み合わせによる新たな交流・活動の例

【交流・活動のイメージ】 - 共用化・重ね使いのイメージ



サードプレイス

市民交流機能（エントランス）
×
図書館機能（エントランス）

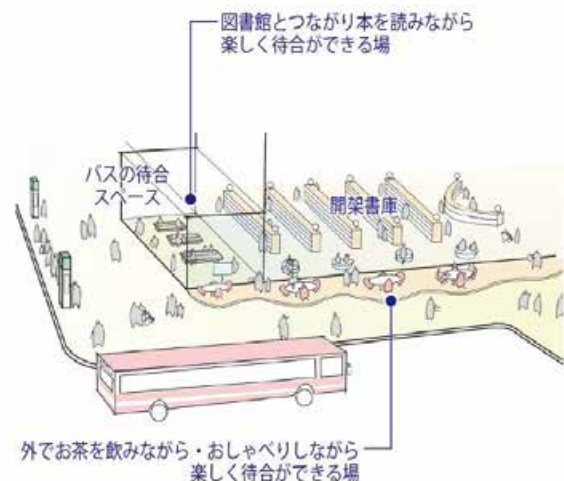
相 談

保健センター機能（保健指導室）
×
市民交流機能（会議室）



会 議

市民交流機能（会議室）
×
行政機能（会議室）



待 合（バス）

市民交流機能（バスの待合スペース）
×
図書館機能（開架スペース）

(4) 市民意見の反映

本計画の策定に当たり、市民の意見を広く伺うため、市民ワークショップ・学生ワークショップのほか、市民アンケート調査を実施しました（参考資料参照）。

ワークショップやアンケートで伺った意見については、導入する機能と諸室等の検討資料とします。

① 市民ワークショップ・学生ワークショップ参加者の主な意見

市民ワークショップ・学生ワークショップで挙げられた、「交流」が生まれるために必要な施設機能についての主な意見は、以下のとおりです。

ア 市民ワークショップ

■市民交流機能

フリースペース

- ・誰もが気軽に自由に利用できるスペースや、世代を超えて交流ができる場
- ・地元の物産展示や販売などの様々なイベントが開催できるスペース

カフェ

- ・子ども連れも食事ができる、雑談などで交流が図れるカフェや食堂
- ・子ども食堂、地産地消により若者の学びの場となる食堂

多目的室

- ・コンサートなど活動の発表ができるステージのあるホール
- ・プラネタリウム、映画鑑賞が可能な場
- ・会議やイベント等様々な用途に利用できる場（仕切れる多目的室）

活動室（練習室・美術室・和室・調理室）－公民館機能を含む。

- ・楽器や歌、ダンスの練習、音楽活動が可能な防音諸室
- ・作家のワークショップルーム、新しい発見や思いを皆に発信できるプレゼンテーションルーム
- ・伝統文化（日本舞踊、茶道）を学べる場や子ども食堂などの料理教室を実施できる場
- ・汚してもよいアートスペースの設置

会議室－公民館機能を含む。

- ・自由に分割が可能な大、中、小の会議室
- ・公民館講座を実施できる場
- ・コワーキングスペース、起業支援やキャリアセミナーを実施できる場

情報コーナー

- ・登米市の情報など誰でもすぐに調べものができる場
- ・旧9町単位のPR用出張所、公営ラジオ放送室
- ・市民活動をPRできる場

授乳室・託児室・キッズコーナー

- ・託児室（コーナー）、育児室、預かり室、保育園など子育て支援の場

診察室・相談室・栄養指導室－保健センター機能

- ・診療所、保健室などの子育て支援機能の場
- ・健康相談ができる場

公園・広場

- ・小中学生が遊べる公園や世代を超えて交流が可能な屋外広場
- ・地場産品の展示や販売など、様々な屋外イベントが実施できるスペース

■図書館機能

図書館

- ・読書をしながら軽食がとれるなど、カフェを併設した図書館
- ・バスの待ち時間に読書が可能な場
- ・子どもに読み聞かせが可能な部屋
- ・静かに読書が可能な環境

自習室

- ・学生が放課後に立ち寄り、集中して勉強ができるスペース
- ・中高生の個人勉強スペース（1人用個室）

■行政・議会機能

倉庫

- ・防災備蓄庫の設置

■その他

交通計画

- ・交通の利便性の良い環境づくり（駐車場（立体駐車場を含む。）の整備、バス、タクシーの整備）
- ・イベント開催時は送迎付きなど、施設までの交通手段があること
- ・ライドシェアの拠点、貸自転車

イ 学生ワークショップ

■市民交流機能

フリースペース

- ・多くの人がゆっくり過ごせる広いスペース、世代を超えて交流し、楽しく過ごせるスペース、放課後に勉強したり友達と過ごしたりできる場
- ・気軽に参加できる様々なイベントが開催できる場

カフェ

- ・カフェなどの食事（登米市の食材をいかした食事）が可能なスペース
- ・図書館内に併設された勉強もできるが飲食もできるカフェ

多目的室

- ・バンド、ダンス、歌等の発表をする場、映画鑑賞など文化芸術活動の発表や鑑賞ができる場
- ・eスポーツなどレクリエーション等ができるホールのような場、ある程度の広さのある多目的に利用できる諸室

展示ギャラリー

- ・ギャラリーとして活用できる場やスペース、アーティスト活動できる場

活動室（練習室・美術室・和室・調理室）－公民館機能を含む。

- ・楽器の練習やバンドのライブができる防音諸室
- ・絵具などで汚してもよい作品作りのできる美術室や、モノづくりのできる木工室
- ・調理器具が揃う調理室の設置
- ・チャレンジショップやサポータールームなど交流のサービスを提供する場

会議室－公民館機能を含む。

- ・電源やWi-Fi設備の整った個室ブース、コワーキングスペース、パソコン作業やリモートミーティングが可能な諸室

情報コーナー

- ・情報掲示板の設置

授乳室・託児室・キッズコーナー

- ・託児室や授乳室、子どもが遊べるスペースなどの子育て支援の諸室

公園・広場

- ・屋根のある屋外スペースや屋外で自由に遊べる場所、運動したりゆっくりくつろいだりできる場所、イベント開催が可能な屋外スペース

■図書館機能**自習室**

- ・放課後に勉強できる場、パソコンなどで作業が可能な場

② 市民アンケートの主な意見

本施設のあるべき姿や「交流」が生まれるために必要な役割、機能、設備、施設で実施したいこと等について、アンケート結果（複数選択による回答）の概要は以下のとおりです。

どのような施設になって欲しいか

- ・「誰もが気軽に訪れ、自由に滞在できる居場所」が約 72%と最も高い割合を占め、多くの市民が気軽に利用できる場を求めていることが明らかとなりました。
- ・次いで「子育て世代が集まりやすい、仲間づくりの場」（約 41%）や「登米市の新しい魅力を見つけることができる場」（約 34%）の順となり、気軽に利用でき、子どもやその家族の居場所、地域の魅力を発見する場としての役割が求められていることが分かりました。

施設に期待すること

- ・「誰もが気軽に訪れることができ、自由に過ごすことができるそれぞれの居場所の充実」が約 59%と最も高い割合を占めました。
- ・「子どもから高齢者まで多世代が交流できる場や機会の充実」（約 43%）や「若い世代や子育て世代が気軽に立ち寄れる場や機会の充実」（約 36%）についても、多くの回答を集めており、誰もが自由に訪れることができる場所となることなど、若い世代や子育て世代を中心とした多世代が交流できる場となることが期待されていることが分かりました。

「交流」が生まれるために必要な役割

- ・「市民が気軽に集い、つながりをつくるために活用できる場」が約 58%と最も多く、次いで「災害時の支援や子育て支援活動など、地域住民の生活を支援する拠点」が約 46%、「子どもから高齢者までの幅広い世代が集い、学びを行う場」が約 40%と高い割合を占めました。

「交流」が生まれる場所になるための機能、設備、サービス

- ・「カフェや飲食スペース」が約 53%と最も高い割合を占め、その他では「自由に過ごせる広場」が約 47%、「憩いの場として利用できるスペース」が約 41%と高い割合を占めており、市民がリラックスでき、自由に過ごせる場所が重要視されていることが分かりました。

③ 市民意見の傾向

市民ワークショップや学生ワークショップでは、「交流」に必要な施設機能として、「フリースペース」「カフェが併設された図書館」「カフェ・食堂」「多目的室」「活動室」「自習室」「会議室」「託児室・キッズコーナー」「情報コーナー」「公園・広場」の設置に関する意見が多くあげられました。

また、市民アンケート調査では、「カフェや飲食スペース」の設置に関する意見が最も多く、「自由に過ごせる広場」「憩いの場として利用できるスペース」などについても高い割合となりました。

このことから、市民が求める施設機能として、「誰もが自由に利用できる場所」を必要とする傾向がみられました。

2 導入機能の性能・規模

市民ワークショップや学生ワークショップ、市民アンケートから市民に求められる施設機能を踏まえ、各機能の諸室の共用化・重ね使いについても考慮し、求められる性能及び規模について以下のとおり検討しました。



図：諸室の共用化の検討

(1) 市民交流機能（公民館・保健センター機能を含む。）

共用エントランスホールを備えた多目的共用エリアを計画します。

市民交流や活動、学びの場となる諸室を設け、多くの市民が集える場を計画します。

市民交流機能	計画規模
① 多目的共用エリア ア 共用エントランスホール 総合案内、フリースペース、情報収集・発信コーナー カフェ ほか イ 多目的ホール 多目的ホール、ホール関連諸室 ほか ウ 交流諸室：会議室 (図書館・公民館・保健センター・行政機能会議室の共用化・重ね使い) 大・中・小会議室、セミナールーム ほか エ 交流諸室：活動室 練習室(スタジオ)、創作室、美術室、 子育て支援スペース ほか オ バスの待合スペース	約 4,000 m ²
② 専有機能エリア ア 公民館機能 公民館事務室、音楽室、調理室、和室 イ 保健センター機能 保健指導室、相談室	
③ テナントスペース	約 200 m ²
④ 共用部 通路、エレベーターホール、階段室、トイレ、機械室 ほか	約 1,600 m ²
合 計	約 5,800 m²

① 多目的共用エリア

ア 共用エントランスホール

本施設全体の導入空間として位置付けるとともに、市民や国内外から来訪する誰もが気軽に訪れ、自由に滞在することができる場所として、壁等で仕切らない開かれた空間とします。

■ 総合案内

施設全体の総合案内の役割を担うものとします。受付には、コンシェルジュサービスを導入し、各機能の案内やイベント情報や新たなサービスの掲示・案内などを行い、利用者の窓口として、市民サービス向上を図ります。



図：市民の居場所となるサード・プレイス空間
(大和市文化創造拠点シリウス)

■ フリースペース

誰もが気軽に、世代を超えて自由に利用できる交流の場として計画します。図書館等と連携した市民の居場所（サード・プレイス）となる居心地の良い空間とします。

■ 情報収集・発信コーナー

市内の情報やトピックス、新たな市民サービスの情報収集・発信拠点としての役割を担うものとします。また、様々な市民活動の発表・展示なども可能な市民交流の拠点として計画します。

■ カフェ

生活利便施設としてカフェなどの飲食可能なスペースを整備し、誰もが利用しやすく、くつろげる空間とします。

イ 多目的ホール

市民の発表の場やコンサート、映画鑑賞といった市民要望にも応えることができるホールとします。また、健診（検診）や会議室としての利用など、各導入機能との連携も踏まえた計画とします。

■ ホール関連諸室

ホールでの活動を支える控室、備品倉庫などの関連諸室を備えることで、様々な市民活動に対応し、効率的な運用ができる施設性能を確保します。



図：可変性を備えた多目的ホール
(大崎市図書館)

ウ 交流諸室：会議室

行政機能をはじめ、各機能の会議室を共用し、諸室の利用効率を高めることで、機能間連携・市民交流の促進にも寄与する計画とします。多様な大きさの会議室、映像・音響設備を備えたセミナールームなど、様々なニーズに応える諸室を整備します。



図：連携により市民交流を生む会議室
(オーテピア高知新図書館等複合施設)

エ 交流諸室：活動室

楽器の練習やバンド活動、ダンスの練習など、多目的に利用できる防音仕様の練習室（スタジオ）、市民の制作の場となる創作室、美術室、木工室のほか、子育て支援スペースなど、様々な市民活動を行う場を提供します。



図：活動室の事例 スタジオ
(新地町文化交流センター)

オ バスの待合スペース

コンパクトシティ・プラス・ネットワークの拠点として、カフェや図書館などと連携し、にぎわい創出に寄与する「楽しく待てる」待合スペースを整備します。

② 専有機能エリア**ア 公民館機能**

現在の迫公民館の機能を確保するとともに、機能の重ね使いによる効率化を目指した施設計画とします。

■ 公民館事務室

公民館の管理・事務機能を担い、他の機能との連携を踏まえた計画とします。

■ 音楽室

防音性能・音響性能を確保し、他の機能と連携可能な計画とします。

■ 調理室

保健センター機能の栄養実習との兼用や他の機能と連携可能な計画とします。



図：調理室の事例
(会津若松市生涯学習センター)

■ 和室

他の機能と連携可能な計画とします。

イ 保健センター機能**■ 保健指導室**

交流諸室の会議室と隣接した計画とし、保健指導や運動指導などにも連携して対応できる、効率的な運用を可能とします。

■ 相談室

日常的な健康相談や保健指導の機能を担うとともに、活動室(子育て支援スペース)と隣接・連携することで、幅広い市民サービスを提供できる計画とします。

③ テナントスペース

市民の利便性向上を図るため、金融機関や郵便局などを誘致するテナントスペースの設置を検討します。

④ 共用部

通路、エレベーターホール、階段室、トイレ、機械室 ほか

(2) 図書館機能

図書の収蔵能力は、本市の将来予測人口を踏まえ 30 万冊規模とし、市民の集いや交流のためのスペースを広く設けるため、開架能力は 12 万冊、閉架能力は 18 万冊を目安とします。

図書館サービスについては、各地域の公民館など身近な施設で図書館資料の貸出・返却が可能なサービス網の整備や電子図書館の構築、インターネットを利用した蔵書検索・予約機能の充実など、市全域に質の高いサービスの提供を目指します。

学校への団体貸出や校外学習の受け入れ、保育所・幼稚園等への紙芝居や大型絵本などの団体貸出などを通して、学びと読書の質を高めるとともに、高齢者施設や病院への出張サービス、配本サービスなど図書館利用が困難な人への支援の強化も検討し、すべての市民に図書館サービスを届けることを目指します。

図書館機能	計画規模
① 利用者エリア ア 開架スペース イ 調査研究スペース ウ メディアコーナー（音声・映像資料） エ サポータールーム	約 1,950 m ²
② 事務管理エリア ア 事務室・作業室 イ 職員用諸室 ウ 閉架書庫	約 600 m ²
③ 共用部 通路、階段室、トイレ ほか ※エントランスホールは市民交流機能との共用を検討する。	約 450 m ²
合 計	約 3,000 m ²

① 利用者エリア

利用者エリアは開架能力 12 万冊を目安とし、利用者の利便性と職員のサービス展開を考慮した機能的な構成とします。

ア 開架スペース

開架スペースは天井の高い開放的な空間構成とし、利用者の多様なニーズに対応するため、以下の機能を備えるものとします。

■ 一般開架

見通しが良く資料を探しやすい高さの書架スペース、様々な種類の席を配置した閲覧スペースを備え、幅広い利用者が快適に利用できる環境を提供します。

■ 児童開架

子どもたちや親子連れが気兼ねなく利用できる空間構成とし、子どもの体格に配慮した書架スペース、靴を脱いでリラックスできる専用のおはなし室を備えるとともに、授乳室や子ども用トイレの整備など、親子連れのニーズに配慮します。



図：交流の拠点となる図書館（大崎市図書館）



図：親子連れで利用できる児童エリア（利府町文化交流センター）

■ ティーンズコーナー

ティーンズ世代の興味や関心、学習意欲に応える書架スペースとゆっくり談話ができるソファ、グループ学習もできる閲覧席を備え、読書だけでなく、若者同士がコミュニケーションを楽しめる空間を提供します。

■ ブラウジングコーナー（新聞・雑誌）※⁸

新聞閲覧台やブラウジングテーブル、ソファを備えることで、利用者がリラックスして閲覧できる空間を提供します。



図：書架と学習スペースを備えたティーンズエリア
(大崎市図書館)

■ その他の機能

サービスカウンター、レファレンス・カウンター※⁹、データベースの閲覧端末、資料検索コーナー、自動貸出機、デジタルサイネージ※¹⁰ による情報配信などの設置を検討し、利用者の利便性向上を目指します。また、障がい者支援サービスとして、録音サービス等の機能を備えた対面朗読室等を整備します。

※⁸ ブラウジングコーナーとは、利用者が自由に書籍や新聞等を閲覧することができる場所を意味します。

※⁹ レファレンス・カウンターとは、利用者が図書館を効果的に利用できるよう、必要とする文献の調べ方や情報検索方法等について、情報提供を行う場所を意味します。

※¹⁰ デジタルサイネージとは、従来の紙のポスターなどに代わり、デジタルディスプレイやモニターを使用して情報表示を行うなど、デジタル技術を使用して情報や広告を表示する技術を意味します。

イ 調査研究スペース

調査研究スペースは、利用者の多様な学習・研究ニーズに応えるため、以下の機能を備えるものとします。

■ 参考図書コーナー

調査や学習に役立つ参考図書を収集・提供します。専門的な調査や研究に集中できる研究個室や学習席を配置し、利用者が快適に学習できるスペースを提供します。また、地域資料コーナーと一体的にレイアウトすることで、地域に関連する資料との相互利用が可能となる計画とします。

■ 地域資料コーナー

地域に関する資料（郷土資料や行政資料等）を収集・提供します。地域にゆかりのある作家の作品を集めた「郷土作家コーナー」や郷土の偉人たちに関連する資料の展示コーナーの設置、さらに、本市の歴史や文化、魅力を学ぶための各種講座の開催、郷土資料のデジタルアーカイブ化に向けた施設環境の構築を検討します。

■ 学習室

個人学習室とグループ学習室を備え、個人の集中学習やグループでの討論・共同作業をサポートできる環境とするため、十分な席数を確保するとともに、Wi-Fiや電源、照明などが充実した設備を計画します。

ウ メディアコーナー（音声・映像資料）

多様な音声や映像メディア（CDやDVDなど）を収集・提供します。メディア再生やインターネット閲覧が可能な設備を備えるほか、グラフィック制作や写真・動画編集ができるパソコン、複合機や大判プリンターの整備により、利用者

が幅広いメディア制作や編集を行える環境の整備を検討します。

エ サポータールーム

図書館運営を支える市民ボランティアの活動を支援する専用スペースとして整備します。事務室・作業室と近接した配置とする事で、円滑な運用が可能な計画とします。

② 事務管理エリア

ア 事務室・作業室

図書資料の選書、受入れ、整理、発注などの業務をより効率的に行うため、十分な広さの事務室や作業室を確保します。また、サービスカウンターに近接した効率的な動線を確保し、職員が快適に仕事を行える環境を整備します。

イ 職員用諸室

職員休憩室、更衣ロッカー、給湯室や掃除用備品等の職員用諸室を整備します。

ウ 閉架書庫

閉架能力18万冊を目安とし、資料を効率よく保管できる集密書架の採用を検討します。サービスカウンターや作業室からの動線に配慮するとともに、直射日光対策や温度・湿度調整、防虫対策に配慮した計画とします。

③ 共用部

通路、階段室、トイレ ほか

(3) 行政・議会機能

令和6年5月に策定した「登米市DX推進計画（以下「DX推進計画」という。）」に基づき、市民サービスの向上や業務の効率化を推進するとともに、将来的な行政機能の変化にも対応できる可変性を備えた柔軟な施設計画とします。

行政機能は、市民交流機能との連携やDX化を通じて市民の利便性向上を図るとともに、災害時の拠点機能を確保し、将来にわたって持続可能かつコンパクトな施設整備の実現を目指します。

議会機能は、議会の独立性を高めることで円滑な議会運営を目指すとともに、市民交流機能や行政機能と連携を図ることで、災害時の活用を踏まえた多目的な施設機能の整備を目指します。

行政・議会機能	計画規模
① 行政機能 ア 窓口（待合スペース） イ 事務室 ウ 書庫・倉庫 エ 庁議室（災害対策本部及び関連諸室） オ 庁内専用会議室 カ その他	約 5,000 m ²
② 議会機能 ア 議場（傍聴席・操作室・職員控室） イ 委員会室（全員協議会室） ウ 正副議長室 エ 議会応接室 オ 会派室 カ 議会図書室 キ 事務室	約 900 m ²
③ 共用部 通路、階段室、トイレ ほか	約 2,700 m ²
合 計	約 8,600 m²

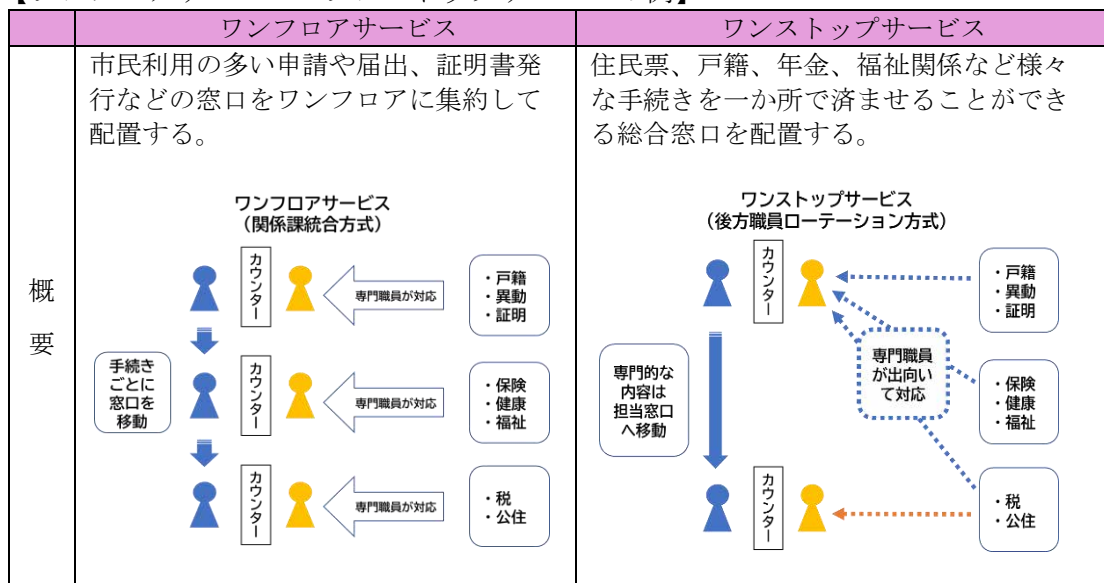
① 行政機能

ア 窓口（待合スペース）

■窓口機能について

- ・窓口業務の効率化と利便性向上のため、キャッシュレス決済の導入や番号札方式の窓口システム導入を検討します。
- ・令和6年度より導入しているタブレット端末による申請書作成サービスを踏まえ、DXの推進による「書かない窓口」の拡充や「オンライン窓口」の導入についても今後検討を行います。
- ・窓口業務のペーパーレス化^{※11}の推進、AIやRPA^{※12}の活用による事務処理の効率化について検討を行います。
- ・窓口サービスは、市民の利便性の高いワンフロアサービスを基本としますが、将来的なワンストップサービスの導入も想定し、今後検討します。

【ワンフロアサービス・ワンストップサービスの例】



※11 ペーパーレス化とは、これまで紙中心だった業務のデジタル化を行い、管理や共有をより効率よく行う取組を意味します。

※12 RPA(Robotic Process Automation)とは、AI(人工知能)を備えたソフトウェアロボットを利用し、定型化された業務を自動化する考え方です。

■窓口と待合環境の整備

- ・誰にでも分かりやすい施設案内とするため、入口付近に総合案内を配置し、スムーズな施設誘導となるよう検討します。
- ・案内表示は、色や数字、多言語を活用した構成とし、組織改編などに柔軟に対応できるディスプレイ式案内表示の設置を検討します。
- ・キッズコーナーや授乳室などの整備とともに、図書館や市民交流スペースとも連携した快適な待合環境の整備を検討します。
- ・カウンターや相談スペースに仕切りを設置（横面・背面）することや、防音機能の付いた相談室の設置を検討します。
- ・閉庁時のセキュリティ確保のため、窓口カウンター間へのフラッシュドアの設置やシャッター等で区画を分けることを検討します。



図：案内表示と総合案内の例



図：待合環境の例

イ 事務室

行政機能における事務室は、市民サービスの向上及び事務の効率化を図るため、市役所本庁機能を集約し、迫総合支所と併せて整備します。整備する部署は以下のとおりとします。

【本庁機能】

- ・総務部 ・まちづくり推進部 ・市民生活部 ・産業経済部 ・建設部
- ・会計課、契約検査室 ・議会事務局 ・教育委員会 ・選挙管理委員会
- ・監査委員事務局 ・農業委員会事務局

【支所機能】

- ・迫総合支所

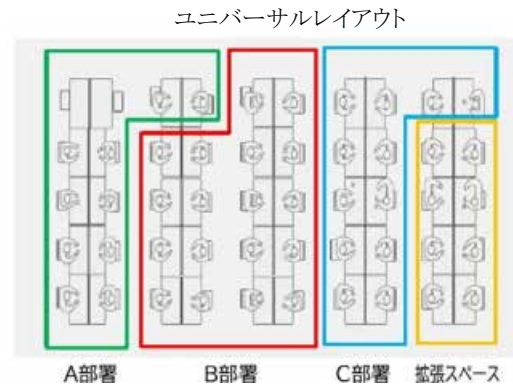
※支所の在り方については、本庁機能が集約されることから、今後検討を図ります。

■事務室環境整備の方向性

職員の業務効率と働きやすさを向上させるとともに、市民サービスの質と信頼性を高めるため、行政機能における事務室環境整備の方向性を検討します。また、C A S B E Eーウェルネスオフィス^{※13}を指標とし、健康的で知的生産性の高い執務環境の実現に向けた検討を行います。詳細な検討は、今後設計段階で実施します。

【執務スペース】

将来的な組織改編や人事異動等に柔軟に対応できるユニバーサルレイアウト^{※14}を基本とし、業務効率や職員間の連携を促進するためのグループアドレス^{※15}など、柔軟な働き方の導入について、各部署の業務特性を踏まえながら検討します。



※13 CASBEE-ウェルネスオフィスとは、建物利用者の健康性、快適性の維持・増進を支援する建物の仕様、性能、取組を評価するツールを意味します。

※14 ユニバーサルレイアウトとは、デスクや座席を均一に配置し、部署に関係なくフロア全体で統一されたレイアウトを意味します。

※15 グループアドレスとは、フリーアドレスの形態のひとつであり、特定の部署やチームごとに設定されたエリア内で自由に席を選んで働くオフィススタイルを意味します。

【打合せスペース等】

打合せスペースは、日常的な職員同士の打合せが円滑に行えるよう執務スペースに近接する配置とします。加えて、職員間の交流促進や情報共有、業務の効率化を目的に、会議・打合せ・休憩・コミュニケーションなど多目的に活用可能なオープンスペースとしての設置を検討します。

また、プリンターや消耗品の共有化を進め、効率的な配置を通じて、自然なコミュニケーションが生まれる環境づくりを目指します。



オープンミーティングの例

ファミレス型ボックス席の例

集中ブースの例

【その他の設備等】

職員の業務用端末や私物を安全かつ効率的に管理できるパーソナルロッカーの導入や、オフィス内外で利用可能なクラウドPBX^{※16}による通信環境の整備を検討するとともに、ペーパーレス化の推進やクリアデスク^{※17}の徹底を図ることとで、自席に縛られない働き方にも対応可能な環境の整備を目指します。

※16 クラウドPBXとは、従来のオフィス内PBX(構内交換機)の機能をクラウド上で提供する電話システムとなり、インターネットを介した外線通話や内線通話の管理により、業務用端末やスマートフォンでも利用が可能となる仕組みを意味します。

※17 クリアデスクとは、離席・退庁時にデスクの上に物が置かれていない状態にすることで、業務用端末や書類の盗難・紛失を防ぐ効果があります。

ウ 書庫・倉庫

DX化を見据えた文書管理による効率化を図るとともに、集密書架の採用により面積規模の削減を目指します。文書管理では、保有する紙文書の削減に加え、将来的に保存する紙文書の量を抑制し、省スペース化や業務効率化を進めます。また、長期保存が必要な文書の電子化や紙文書の収納方法について検討します。詳細検討は、設計段階で実施します。

エ 庁議室（災害対策本部及び関連諸室）

平常時は庁内会議の場として活用し、有事の際には災害対策本部として活用します。各種防災設備や通信機能を備え、業務継続性能を確保した計画とします。

オ 庁内専用会議室

緊急時に即応できる体制を確保するため、庁議室と連携可能な行政専用会議室を設置します。また、市民交流機能に備えた会議室も共用して利用することで効率的な運用を目指します。

カ その他

休憩室（厚生室）、更衣室、守衛室（中央監視室）、印刷室、機械室、サーバー室、清掃委託員室、電話交換室・交換機室等必要な機能を検討します。

② 議会機能

ア 議場（傍聴席・操作室・職員控室）

市民の象徴として品格ある議場とし、必要な防音性能等を備えた計画とします。議場内には議論や意思決定を効率的に進められるよう、映像・音響設備や電子議案システムの整備を検討するとともに、円滑な運用を行うため、操作室の設置を検討します。また、議会運営に対応できる職員（当局）控室の設置を検討します。傍聴席は十分な座席数を確保するとともに、車いす席の整備や防音の親子席、補聴援助システムなどユニバーサルデザインに配慮した計画として検討します。



図：映像音響設備を備えた議場の事例
（須賀川市庁舎）

イ 委員会室（全員協議会室）

移動間仕切りを採用し、様々な会議形態に対応できるよう可変性を備えるとともに、映像音響設備を活用した運用を考慮した計画を検討します。また、市民交流機能との連携による委員会室の共用利用についても検討します。



図：移動間仕切りを備えた委員会室の事例
（須賀川市庁舎）

ウ 正副議長室

来客を含めた動線を考慮し、機能性を重視した計画として検討します。

エ 議会応接室

来客に対応できる共用の議員応接室とし、来客動線やプライバシーを考慮した上で、機能性を重視した計画を検討します。

オ 会派室

会派数、会派人数に応じて柔軟に対応できる可変性のある計画を検討します。

カ 議会図書室

官報や広報などの刊行物や行政資料、円滑な議会活動の支援に向けて必要な資料などが収集・提供・利用可能な施設性能を備えた計画とします。

キ 事務室

議会の管理・事務機能を担い、円滑な議会運営・管理の実施に向けて必要な機能を備えた計画とします。

③ 共用部

通路、階段室、トイレ ほか

(4) 複合施設の計画規模

本施設の想定規模については、各機能に求められる性能及び規模を踏まえ、約17,400㎡程度とします。なお、この面積については現時点の想定であり、今後の社会状況の変化を踏まえ、設計段階でさらに精査を行います。

【想定する機能別計画規模面積】

機 能	規 模
市民交流機能(公民館・保健センター機能を含む。)	約 5,800 ㎡
図書館機能	約 3,000 ㎡
行政機能・議会機能	約 8,600 ㎡
合 計	約 17,400 ㎡

3 建築計画

(1) 建設場所

① 敷地の概要

位置	住所	宮城県登米市迫町佐沼字中江二丁目6番1、6番3
都市計画	用途地域	第2種住居地域・都市計画公園
	指定建蔽率／指定容積率	60％／200％
周辺環境	登米市の中心市街地となり、幹線道路に沿って商業施設や飲食店が立地するとともに住居系市街地が形成されている。	
敷地	面積	47,468.26㎡ ※計画地内に市道中江15号線（幅員12m）を含む。
	傾斜	平坦地
	既存施設	都 市 公 園 : 14,115.00㎡
		迫 庁 舎 : 3階 5,565.37㎡
		迫保健センター : 1階 532.54㎡
		迫 公 民 館 : 2階 1,646.99㎡
		迫体育館（残置）: 2階 3,718.07㎡
土地条件	海拔	約6.0m～6.5m
	ハザードマップ	洪水浸水想定区域 浸水ランク：0.5～3.0m ※国土交通省浸水ナビでの最大浸水深想定1.33m程度
接道状況	周辺道路	市道（西）：北方・中田線 幅員：16m 市道（北）：中江16号線 幅員：9m 市道（東）：中江17号線 幅員：6m 市道（南）：山下前・一本杉線 幅員：16m 市道（計画地内）：中江15号線 幅員：12m
	主接道面	市道：登米市12号線 北方・中田線 幅員：16m
都市計画制限等	斜線制限	道路：勾配1.25 隣地：20m + 勾配1.25 日影：平均地盤面からの高さ4m 規制時間：5時間・3時間
	防火地域	22条地域
	開発行為	開発区域面積1,000㎡以上の区画形質の変更がある場合
	景観法	高さ10m以上、または延床面積1,000㎡以上の建築物
隣地・周辺環境等	立地適正化計画	都市機能誘導区域内
	隣地状況等	既存迫体育館が隣接

② 気象条件

ア 気象条件の概況

本市は、最高気温と最低気温の差が大きい典型的な内陸性気候ですが、冬の降水量が少なく、降雪期間も比較的短いため、東北地方の中では温暖で住みやすい気候にあります。年間の日照時間は約1,870時間と長く、再生可能エネルギーとして太陽光発電の導入に適した気象条件を備えています。

本市の気候データ(米山観測地域)

(統計期間:1991年～2020年)

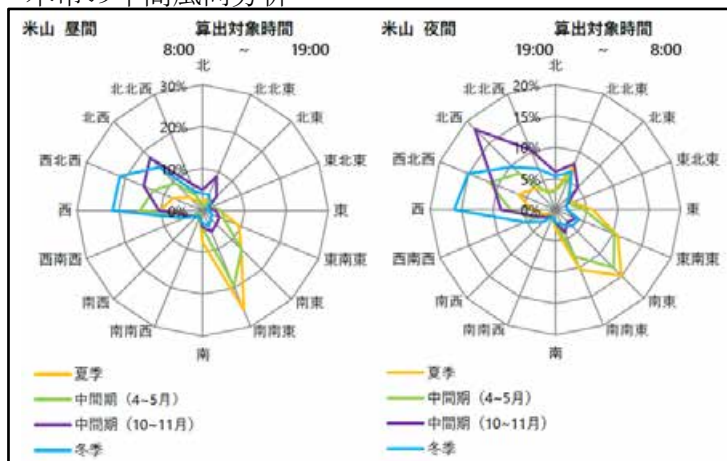
要素	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
降水量 (mm)	35.5	29.1	69.9	77.3	93.6	111.2	161.6	120.1	150.6	129.4	58.6	41.3	1,078.2
平均気温 (℃)	-0.1	0.6	4	9.4	15.1	19	22.5	23.8	20.1	14	7.6	2.2	11.5
日最高気温 (℃)	4.6	5.8	10	15.9	20.6	23.8	27.1	28.6	25.1	19.8	13.4	7.1	16.8
日最低気温 (℃)	-4.5	-4.2	-1.6	3.3	10.4	15.3	19.3	20.4	15.9	8.7	2.2	-2.1	6.9
平均風速 (m/s)	2.7	3	3.3	3.2	3	2.3	1.9	1.8	1.7	1.9	2.1	2.5	2.4
日照時間 (時間)	149.4	158.7	177.1	189.6	195.9	158.1	141.3	156.3	131.5	139.8	137.5	136.4	1,871.6

出展:第三次登米市地球温暖化対策地域推進計画

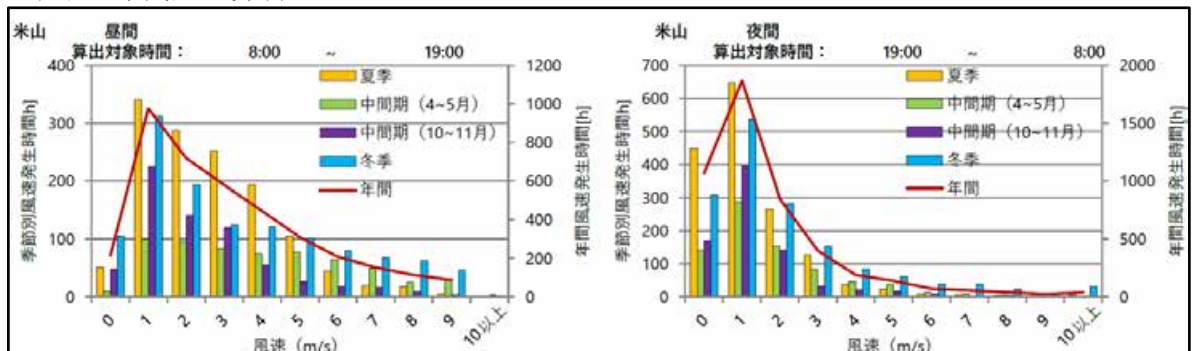
イ 風向・風速

風向は、春季から夏季にかけては南東寄り、秋季から冬季にかけては西から北西の季節風が吹くと見込まれます。特に冬季は、風速5mを超える比較的強い風が予想されます。

本市の年間風向分析



本市の年間風速分析



③ 交通状況

ア 周辺状況

- ・国土交通省仙台河川国道事務所公表による県内主要渋滞箇所図では、市内において5か所が主要渋滞箇所に指定されていますが、いずれの箇所も主要渋滞区間には指定されていません。
- ・令和3年12月に「みやぎ県北高速幹線道路（佐沼工区）」が供用開始となったことが、本市の中心市街地における交通渋滞の緩和に寄与していると考えられます。
- ・迫川に架かる3か所の橋付近は、時間帯によっては交通量が増加し渋滞することもあります。

これらを踏まえ、本施設の整備による交通量の変化についても想定する必要があります。



図：佐沼周辺の渋滞箇所分析

出典：主要渋滞箇所図_北東部-03 登米市(国土交通省 HP)

イ 公共交通

- ・迫庁舎前は、佐沼と仙台を結ぶ高速バスや迫住民バスのほか、佐沼と市内各地域を結ぶ市民バスの拠点となっています。
- ・本市では、コンパクトな拠点づくりとともに、地域間を公共交通^{※18}で結ぶ「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の実現による持続可能なまちづくりを目標に掲げていることから、計画地は、ネットワーク拠点として、今後一層重要性が増していくことが想定されます。
- ・本施設は各施設機能に加え、バス停留所としての役割を担う必要があり、施設の機能等を有効に活用することで、「楽しく待てる」環境となるよう検討します。



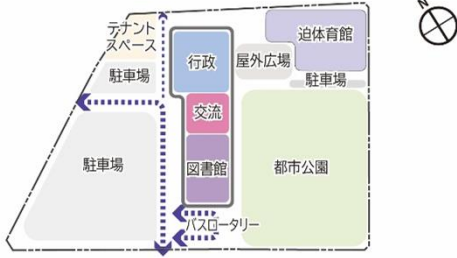
図：ラウンジ機能を備えたバス待合所の事例
(ヨドバシ仙台第一ビルバスターミナル)

※18 本市における公共交通とは、市民バス、住民バス、デマンド型乗合タクシーを指します。

(2) 配置計画

① 施設集約型・エリア内分散型の比較検討

複合化のメリット・デメリット、図書館機能の運用・管理等を踏まえた施設機能の検討を行い、施設集約型とエリア内分散型の2案について配置計画の比較検討を行いました。

	集約型	エリア内分散型
施設配置ゾーニング図	 集約型_配置ゾーニング図	 エリア内分散型_配置ゾーニング図
検討案の特色	・本施設を中心に図書館と行政機能が隣接 ・市民交流機能と各機能の多面的な隣接関係により、交流・にぎわいの創出につながりやすい ・各機能が公園に面した計画 ・1フロア面積が大きく、圧迫感の少ない低層の施設計画が可能 ・施設の共用が可能 ・施設のコンパクト化がしやすい	・図書館分棟(別棟)により他機能と接しない独立配置となる ・図書館棟と交流・行政棟の接続部は屋根付きの屋外広場を計画 ・行政機能は都市公園に面しない ・交流・行政棟の平面プランが限定され、北側5階建て相当の施設ボリュームが必要 ・図書館諸室の共用に課題がある
管理運営面	・集約化による一元管理により維持管理費を削減	・図書館の独立性確保により、運用・セキュリティ管理に優れる ・分散管理となるため、維持管理費が増加
利便性・機能性	・集約化により各機能の融合・連携に優れる ・北側への動線確保により、柔軟な車両動線確保が可能 ・公園・駐車場などパブリックスペースとの連動性がつくりやすい ・図書館の管理区分を踏まえた計画が必要	・図書館と都市公園の連携が容易 ・別棟とすることで、図書館の木造化等柔軟な構造計画が可能 ・本施設と都市公園が遠く、関係性が希薄 ・本施設と図書館の機能複合化や機能間連携は限定的 ・本施設と駐車場の距離が遠く、アクセス性が低下
コスト	・図書館エントランス、多目的ホール機能等の共用による面積圧縮でコスト低減	・本施設と図書館にそれぞれエレベーターや階段、トイレ等が必要となり、面積効率が低下
災害時利用	・3方向からのアクセス動線確保により、災害時の緊急車両や市民受け入れ動線の区分が可能	・災害時の緊急車両アクセスが限定的となり、市民の受け入れを踏まえた動線の混在が懸念
総合評価	・各機能の融合で連続性・拡張性が生まれ、機能間連携による新たな活動の誘発が期待される ・集約化により機能間に生まれる空間が市民の居場所となるサード・プレイスとしてにぎわい創出に寄与	・分棟形式により機能・運用管理・セキュリティは比較的明快となり、図書館プランニングの自由度や都市公園の活用も行いやすいが、面積効率やコスト面でやや劣る

② 動線計画

ア 工事期間中の動線（仮設）計画

- ・ 事業費の抑制を図り、事業継続性を確保するため、建設工事期間中は、現有施設へのアクセス動線を確保した仮設計画とします。
- ・ 敷地内現有施設は残置し、各機能が複合施設へ移転した後に既存施設を解体する方針とします。



図: 建設時の仮設計画例

イ 敷地内動線計画

- ・ 車両動線は計画施設の西側に集約し、施設へのアクセス動線は歩車分離による安全性を高めた計画とします。また、現在の市道中江 15 号線は廃止する方針で検討を進めます。
- ・ 各地域や周辺からのアクセスを考慮し、敷地南側、市道山下前・一本杉線を車両のメインアクセスとします。また、バスロータリーは南からのみの入退出動線とし、動線の交差を極力避けた安全な計画とします。
- ・ 西側の市道北方・中田線については、イベント時や緊急時利用を考慮し、一般車両アクセス動線として活用しますが、入退出の安全性を確保した計画とします。
- ・ 北側市道は、サブアクセスとして活用し、北西側交差点との安全性を十分考慮した利便性の高い計画とします。
- ・ 敷地東側の市道は安全性確保のため、敷地内セットバックにより敷地内に歩行者用動線の確保を検討します。
- ・ バスの待合は、バスロータリーの近傍に設け、各機能と連携した「楽しく待てる」環境とする施設計画とします。



図: 敷地内動線計画例

ウ 敷地内駐車場の検討

- ・ 必要駐車台数は、一般利用及び公用車で合計 480 台以上を確保する計画とします。
- ・ バリアフリー法^{※19}では、車いす使用者用駐車場（車室幅 3.5m 以上）は全体の 2% 以上が望ましいとされていることから、施設のメインエントランスに近接して 10 台程度整備します。
- ・ 宮城県では、ゆずりあい駐車場利用制度（障がいのある方など歩行が困難な方のために障害者等用駐車区画を対象者以外の方が利用して、本当に必要としている方が利用できない状況を改善する制度）が導入されています。こうした制度は「パーキングパーミット制度」と呼ばれており、近年、全国的に広がりを見せていることから、本計画への導入を検討します。
- ・ これまで、一般駐車場の車室幅は 2.5m 程度が一般的でしたが、ドライバーの高齢化が進むにつれ、ゆとりある車室幅を求める声が多く聞かれる一方、車室幅を広げることにより、確保できる駐車場台数が減ることから、今後敷地全体で最適なバランスを検討していきます。

※19 正式な名称は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」となります。

エ 職員駐車場の検討

- ・職員駐車場は、必要駐車台数を 480 台程度と想定していますが、敷地外に用地を確保する方針とし、今後、具体的な検討を進めます。

オ 都市公園の活用方針

- ・都市公園は、本施設の各機能と連携可能な計画とし、イベント時には多目的ホールや交流諸室との連携利用も可能とします。
- ・本施設と既存の迫体育館を屋根付き屋外広場でつなげ、施設連携により利用者の利便性を高めます。移動販売車（キッチンカー等）などの出店が可能な屋根のある市民の憩いの場として、半屋外のイベントスペースとしても活用できる多目的利用が可能なスペースの整備を検討します。
- ・都市公園には非常用飲料水貯水槽、マンホールトイレ、かまどベンチなど防災設備の設置を検討します。市民の受け入れ（一時避難スペース）や支援物資等受入、受援対応スペースなど、防災広場としても活用可能な計画とします。

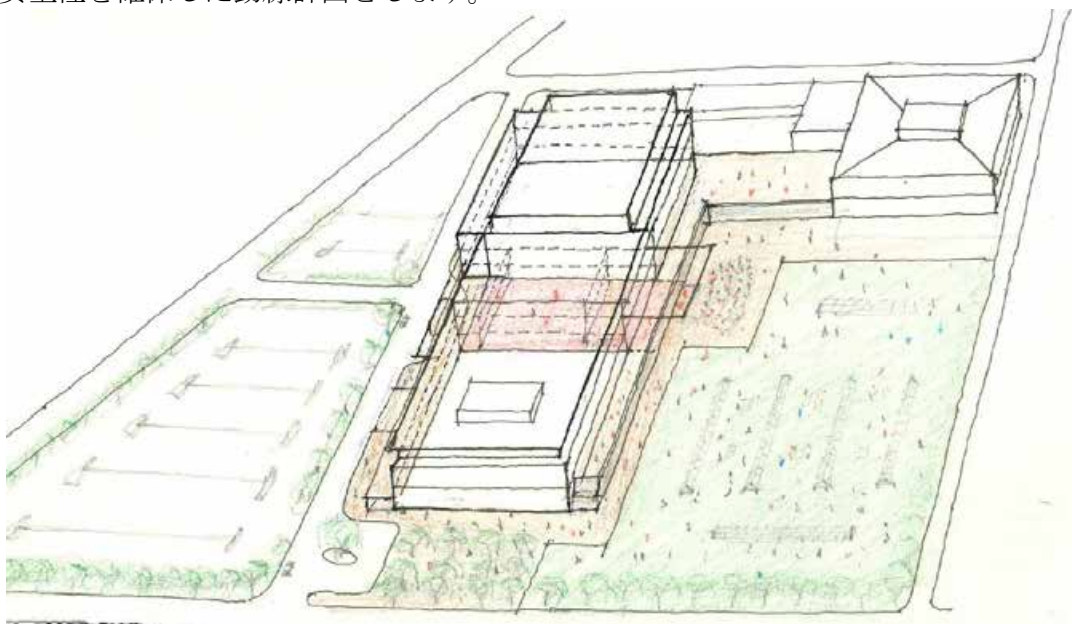


③ モデルプラン（配置計画）



図:配置・1階 施設構成イメージ

本施設を敷地内の中央に配置することで、都市公園や迫体育館、駐車場、テナントスペースとのアクセス性を高めた機能的な計画とします。本施設と都市公園の一体的・連続的な活用が可能となる配置計画とし、迫体育館との間に設けた屋根付き屋外広場により、施設間連携動線を確保するとともに、都市公園とも連動した様々なイベントに対応できる構成とします。車寄せ・バスロータリーからメインの出入口までは、安全性や利便性を考慮した歩行者動線を整備します。施設や都市公園などの歩行者動線を確保し、敷地内の回遊性を高めます。また、施設への導入部分の計画においては、季節風などの地域の気象条件を把握し、機能性・安全性を確保した動線計画とします。

図: (仮称) 地域交流センター施設配置アイソメパース
(基本計画時のイメージであり、このまま設計を行うものではありません)

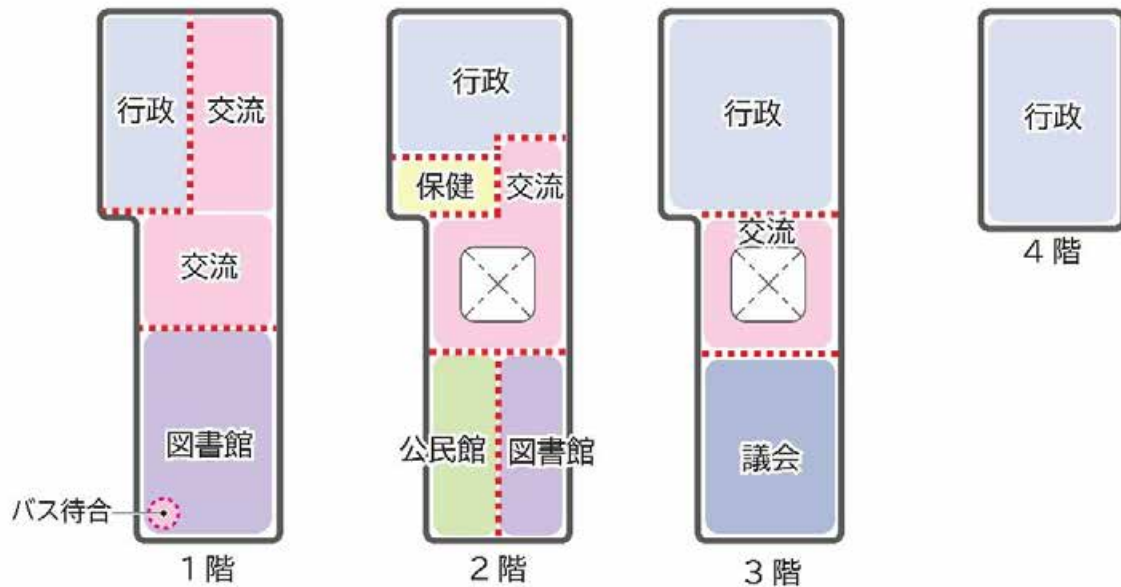
④ 施設構成

現時点で想定する本施設の機能配置について、以下のとおり例示します。

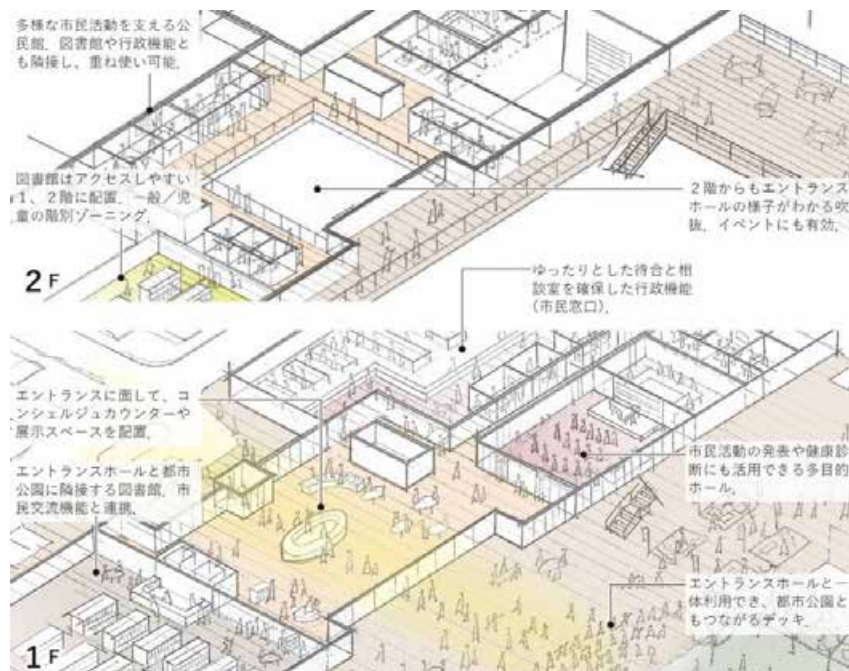
ア 建物構成の基本的な考え方

市民交流機能を中心に各機能を隣接させることで、機能間の連携による連続性・拡張性を生み出し、市民交流やにぎわいの創出に寄与する配置構成とします。

また、各機能間で共用が可能な会議室等の諸室は、市民交流機能に集約する効率的な施設計画とし、計画規模の縮減を目指します。



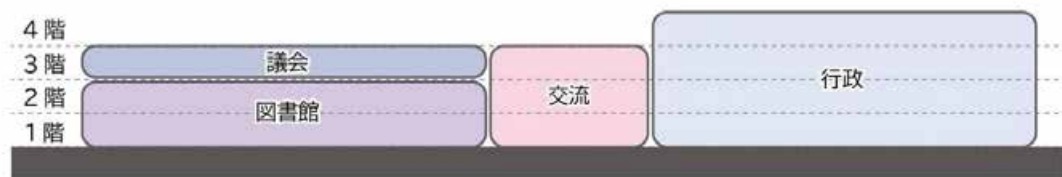
図：各階平面構成イメージ



図：機能の連携によるにぎわい創出イメージ(アイソメ)

イ 断面構成のイメージ

施設の階層構成は、導入機能の性能・規模を踏まえ、市民が利用しやすく、交流やにぎわいの創出につながる低層の階層構成を検討します。



図：各階断面構成イメージ

【主要機能の配置条件】

主要機能	機能の概要	配置条件等
市民交流機能	多目的ホール、共用会議室、市民活動スペース等	・メインエントランスや各階の共用部を通じて、施設内の各機能をつなげ、市民交流やにぎわい創出を促進する場 ・都市公園や屋根付き屋外広場、迫体育館等外部空間との連携を確保
図書館機能	開架・閉架書庫、閲覧・学習スペース等	・市民利用の利便性を高める1階を中心とした低層の構成 ・バックヤードの適正配置により、円滑に運用が可能な機能構成
行政機能	市民利用窓口、事務室、防災拠点機能等	・利用の多い窓口や関連部署は、可能な限り低層階に配置した市民の利便性の高い施設構成 ・防災拠点として、機能間連携を高める部署配置
議会機能	議場、委員会室等	・市民の傍聴や議員動線に配慮した計画 ・委員会室の共用化を検討

※③モデルプラン（配置計画）及び④施設構成の図は基本計画段階のイメージであり、このまま設計を行うものではありません。

(3) セキュリティ計画

ア セキュリティ計画の基本的な考え方

1 階の市民交流機能から各機能へのアクセスを基本とし、開館・開庁時間に応じたセキュリティ区画を行うものとします。図書館については、ICタグ※20やBDS※21等の導入を検討し、運営管理を踏まえた計画とします。

※20 ICタグとは、電波で情報をやり取りする小型の電子装置であり、図書館の資料に貼付することで貸出・返却の際に複数の資料を同時に処理することや棚に置いたまま蔵書点検の作業などを行うことができます。

※21 BDS (Book Detection System) とは、主に図書館で取り入れられているセキュリティシステムであり、貸出処理をしていない図書館の資料を持ったまま出入口に設置されたゲートを通ると警告音が鳴るシステムのことを意味します。

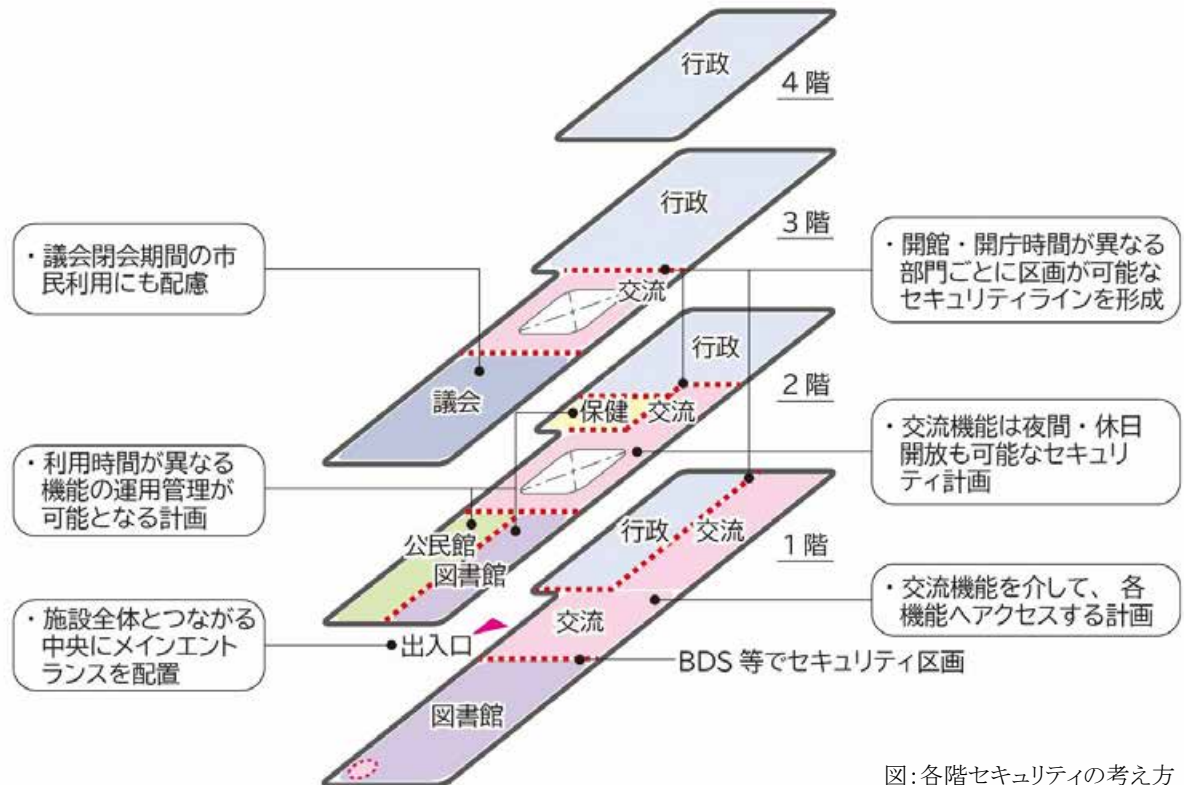


図: 各階セキュリティの考え方

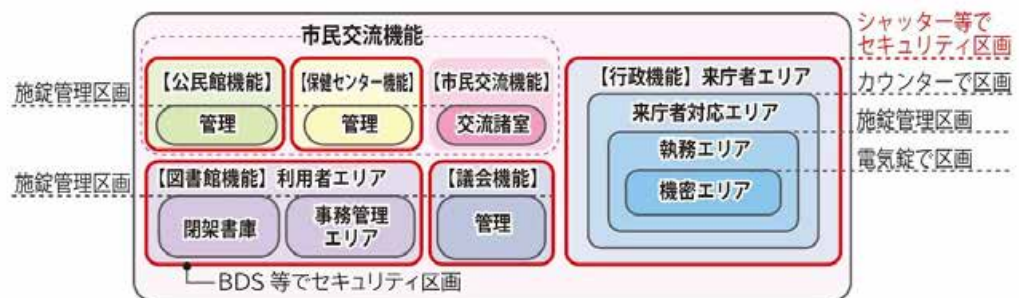


図: セキュリティゾーニングのイメージ



図: セキュリティレベルに応じた区画仕様の事例

(4) ユニバーサルデザイン

利用者の多様性に配慮し、年齢、性別、国籍、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が快適に利用できる施設計画とします。

① 円滑な移動

- ・誰もが安全に移動できるよう、建物内や駐車場、都市公園から出入口までの経路に段差のない動線を確保します。
- ・建物の出入口付近に、屋根付きの多目的駐車場・おもいやり駐車場を整備し、車いすやベビーカーの利用者が駐車場から雨に濡れず移動できるように配慮します。

② 安心・快適なトイレ・子育て支援機能

- ・障がい者や高齢者、子ども連れの方等が安心してトイレを利用できるよう、バリアフリートイレを施設内に整備します。また、バリアフリートイレはオストメイトに対応するとともに、子どものおむつ替えだけでなく、介助が必要な方にも配慮したユニバーサルシートの設置を検討します。
- ・性の多様性（L G B T Q +^{※22}）に配慮した、オールジェンダートイレ^{※23}の設置を検討します。
- ・子ども連れの方が安心して利用できるよう、子育て関連部署の窓口と近接した場所に授乳スペースやおむつ替えスペース、キッズコーナーの設置を検討します。

③ サイン・案内表示

- ・サイン・案内表示については、誰にでも分かりやすいものとするため、ユニバーサルデザインを採用し、位置や高さ、文字の大きさ、配色などの工夫を行うとともに、障がい者への配慮を行います。また、外国人利用者に配慮し、多言語対応についても検討を行います。

※22 LGBTQ+とは、性的指向や性自認の多様性を表す総称。L: レズビアン(女性同性愛者) G: ゲイ(男性同性愛者) B: バイセクシュアル(両性愛者) T: トランスジェンダー(性自認が生まれた性と異なる人) Q: クィアまたはクエスチョニング(多様な性の在り方や模索中の人) また「+」は、これらに含まれない他の多様な性の在り方を指します。

※23 オールジェンダートイレとは、異性介助やトランスジェンダーの利用を想定し、身体と心の性別に関係なく誰でも利用しやすいトイレ環境整備の考え方です。

(5) SDGsの取組

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) とは、すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くための国際目標です。本施設整備においてSDGsの各目標に対して実現の可能性がある内容を以下に示します。

目標	本計画における取組等
1 貧困をなくそう 	生活に困っている方が相談に訪れやすく、プライバシーに配慮した相談環境を整備します。
2 飢餓をゼロに 	- 飲食可能なスペースや食に関する事業が行える調理設備を整備します。 - 官民間問わず「食」に関するイベントなどが開催できるスペースを整備します。
3 すべての人に健康と福祉を 	保健センター機能として、保健指導室や検診室など市民の健康づくりを促進する環境を整備します。
4 質の高い教育をみんなに 	- 図書館機能により、読書の楽しさや学びの喜びを知る機会を創出します。 - 公民館機能により、誰もが生涯を通じて学ぶことができる環境の実現を目指します。 - 世代間交流や相互に学び合う機会を拡充し、学びの成果が地域の活性化につながる施設機能を目指します。
5 ジェンダー平等を實現しよう 	性の多様性に配慮したオールジェンダートイレの設置を検討するなど、性別を問わず誰もが利用しやすい環境を目指します。
6 安全な水とトイレを世界中に 	障がい者や高齢者、子ども連れの方等が安心して利用することができるバリアフリートイレを整備します。
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	- 自然エネルギーを積極的に導入するとともに、太陽光発電設備や蓄電池の整備、地中熱の利用など、再生可能エネルギーを積極的に活用します。 - カーボンニュートラルの実現に寄与するため、再生可能エネルギーや省エネルギー技術の積極的な導入など、環境性能の高い施設を目指します。
8 働きがいも経済成長も 	- 業務に集中できる環境や横断的なコミュニケーションの活性化が図れる環境を整備し、働きがいのある執務環境を目指します。 - 将来の働き方の変化を見据え、フレキシブルで可変性の高い施設を目指します。
10 人や国の不平等をなくそう 	- 市民や国内外から来訪する誰もが気軽に立ち寄り、心地よく過ごせる施設を目指します。 - 施設に訪れるすべての人が、不自由なく利用できるよう、ユニバーサルデザインの導入を図ります。
11 住み続けられるまちづくりを 	迫中江中央公園を含めた計画エリア内のにぎわいの拠点となるとともに、まちづくりの核となる施設として、地域同士を結び付け、本市全体が持続可能な「元気のあるまち」になることを目指します。
12 つくも廃止 つかう責任 	- 内装などに使用する材料は、環境負荷の少ないエコマテリアルや市産木材の活用を検討します。 - 施設の長寿命化を目指し、メンテナンスに配慮した設備方式の採用や将来的な設備などの更新が容易となる建築計画を検討します。

13 気候変動に 具体的な対策を 	・カーボンニュートラルの実現に寄与するため、再生可能エネルギーや省エネルギー技術の積極的な導入など、環境性能の高い施設を目指します。
15 陸の豊かさも 守ろう 	・登米市産木材を活用した内装の木質化を検討します。
16 平和と公正を すべての人に 	・情報の発信や収集などが行える情報発信スペースを設置し、市内のイベント情報やトピックス、行政情報など情報発信ができる環境を整備します。
17 パートナシップで 目標を達成しよう 	・誰もが気軽に立ち寄れ、心地よく過ごせる施設とすることで、利用者同士の交流が促進され、目的を超えた様々な出会いや発見が生まれることを目指します。

4 防災計画

(1) 検討方針

本施設は、災害対策本部として耐震安全性能や防災設備、災害情報発信機能に加え、避難所機能も併設した本市の防災中心拠点施設として整備することを目指します。検討に当たっては、国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成 25 年 3 月）」や国土交通省「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン（平成 30 年 5 月）」に示された考え方に基づき、地震災害をはじめとした災害時に防災拠点として機能継続が可能な施設とします。

(2) 災害対策機能の検討

① 水害対策

- 計画エリアの嵩上げや施設への止水板の設置等の浸水対策について、経済合理性と通常時の利便性を考慮して適切な対策を設計段階で検討します。



図：止水板の例

② ライフライン維持機能

- 広域災害発生時における業務継続に必要なインフラ（電気、上下水道、通信等）については、災害発生後72時間以上のバックアップ体制を確保することを目指します。
- 浸水対策として、電気室等の設備室やサーバー室などの重要室を上層階に設置することにより、浸水時に影響のない施設とします。
- 電力供給途絶時の対応として、非常用発電設備や蓄電池を含む非常用電源設備を設置するなど非常時に必要な電源を確保します。
- 上下水供給途絶時の対応として、上水（受水槽、雑用水槽、非常用飲料水貯水設備）、下水（汚水貯留槽、マンホールトイレ）等の給排水施設のバックアップ対策を検討します。
- 災害時に非常対応車両の利用が可能となる駐車スペースの確保を目指します。
- 搬入搬出が容易かつ緊急車両等の進入路が確保された防災備蓄倉庫の設置を検討します。



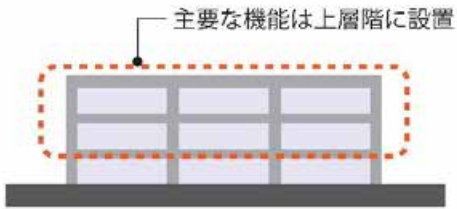
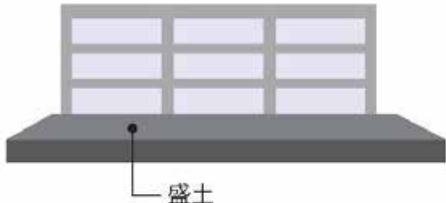
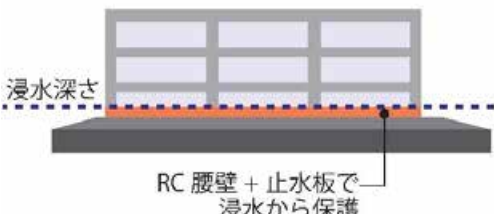
図：マンホールトイレイメージ

出展：国土交通省ウェブサイト

(https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000411.html)

③ 浸水対策

- ・防災拠点としての役割を踏まえ、計画地における最大浸水深時の建物への影響を最小限に抑えるため、以下のケースについて検討を行います。
- ・浸水対策については、構造形式や敷地造成の方針と関連するため、設計段階において精査を行い、具体的な対策手法を決定します。

ケース1		1 階 浸水 考慮 案	
 主要な機能は上層階に設置	浸水対策	・災害拠点機能や防災設備、避難所等は2階以上に設置	
	利便性	・1階には業務継続に影響が少ない機能を配置 ・主要な機能は2階以上となるため、アクセスや利便性に劣る。	
	周辺への影響	・なし	
	コスト工期	・造成及び建築費用が最小。工期も最も短い。 ・浸水後の改修費用は高額となる。	
	総合評価	・浸水被害を許容できる施設の選別が必要。 ・災害時拠点機能などは2階以上となる為、交流拠点としての機能連携に課題が残る。 ・コスト、工期の点では最も優位。	
ケース 2-1：嵩上げ案		敷地全体 嵩 上 げ	
 盛土	浸水対策	・敷地全体を嵩上げし、浸水対策を図る。	
	利便性	・敷地を浸水影響を受けない高さまで盛土するため、建物へ向けて地盤面に2~3%の勾配が必要になるが、敷地の利便性への影響は軽微。	
	周辺への影響	・盛土により高い地盤面に建築されるため、周辺環境へ若干の圧迫感が想定される。	
	コスト工期	・盛土による造成費と工期が増大する。	
	総合評価	・浸水防止性は最も優位となり、業務継続に影響は少ない。 ・造成に要する費用が最も高額となる。 ・工期が最も長くなる。	
ケース 2-2：嵩上げ＋止水板		嵩 上 げ ＋ 止 水 板	
 浸水深さ RC 腰壁＋止水板で浸水から保護	浸水対策	・建物周りで0.5m程度の嵩上げになるよう緩やかに造成し、RC造腰壁と出入口部に設置する止水板を併用し、浸水対策を図る。	
	利便性	・建設位置まで緩やかに造成する計画となり、アクセスのしやすさに影響は少ない。 ・積雪や凍結対策が必要となる。	
	周辺への影響	・建物の高さが約0.5m高くなるが、周辺への影響は軽微。	
	コスト工期	・工期はケース2-1に比べて短工期となる。	
	総合評価	・浸水防止性能も高く、業務の継続や、利用者の利便性に与える影響も少ない。 ・積雪や凍結対策が必要である。 ・工期、コストも比較的安価である。	

④ 災害対策本部機能

- ・災害対策本部の早期設置のため、専用の会議室を設置します。災害対策本部用会議室は映像音響設備を備えることにより、防災情報システム等と連携した迅速な災害対応の実現を目指します。また、通常時は行政専用会議室として運用し、災害時のレイアウト変更にも容易に対応できる計画とします。
- ・迅速な災害対策組織を構築するため、関連する部署の配置や動線に配慮した計画とします。

⑤ 避難所としての機能

- ・パーソナルスペースの確保に加え、授乳スペースの設置や感染症対策などに対応可能な施設や設備の導入を検討します。
- ・避難者と職員の動線や区画を分けられる動線計画を検討します。
- ・炊き出しや風呂の設置、給水等ができる、防災広場の設置を検討します。



図：災害対応機能も備えた防災広場
(須賀川市庁舎)



図：かまどベンチの事例
(須賀川市庁舎)

⑥ 自然エネルギー活用

- ・停電時のバックアップとしても活用が可能となる、太陽光発電等の自然エネルギー利用設備の導入を検討します。

5 構造計画

本施設は、災害対策本部や避難所など本市の重要な防災機能を担うことから、大地震時でも業務継続が可能な施設として速やかに応急復旧活動に着手する必要があります。

(1) 耐震性能の検討

大地震発生時においても防災拠点としての機能を維持するために、「官庁施設の総合耐震計画基準」に準じて、耐震安全性は構造体Ⅰ類-建築非構造部材A類-建築設備甲類を目標とします。

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、異動などが発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

(2) 構造種別の検討

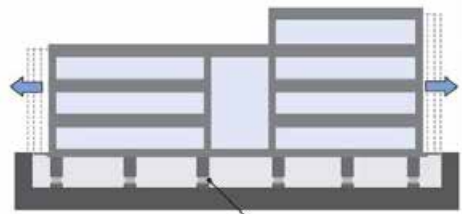
求められる性能を確保するため、目標とする耐震性能・耐火性能を確保する必要があります。一般的な構造種別を以下に示します。設計段階においては、混構造も含めて建設コスト等の詳細かつ幅広い検討を行い、構造形式を決定することとします。

	鉄筋コンクリート造	鉄骨造	木造
イメージ図			
	© 荒木義久	© 近代建築社	© 中村絵写真事務所
特徴	- 鉄筋とコンクリートを組み合わせた構造種別 - 耐火性能に優れる - 現場での工事期間が長い - 重量が大きいため基礎のコストが高くなる	- 鉄骨を用いた構造種別 - 工場で作られるため現場での工事期間が短い - コストは市場変動の影響が大きく、製作期間が長期化傾向にある	- 木材を用いた構造種別 - 集成材やCLTなどの採用で大断面とすることも可能 - 耐火要件を満たすためには不燃化処理等が必要となり高コスト - 腐食防止の為、定期的なメンテナンスが必要
耐震性能	建物の剛性が大きいため変形量が小さく、一般的に耐震性能が高い	RC造と比較し建物の剛性が小さく、変形量が大きくなるため、非構造部材の落下などに対する対策が必要	最も軽量なもので、地震力そのものが小さい
平面計画への影響	柱間隔があまり広く取れないので、S造と比較して柱が多くなる	柱間隔を広くすることができるため、平面計画の自由度が高い	基本的には単スパンの架構となるが、軽量であるため、架構形式によっては柱間隔を広くすることも可能
コスト指数	1.00	1.20	1.50～2.00

構造種別は施設の安全性や経済合理性などを考慮しながら、設計段階で検討するものとします。

(3) 構造形式の検討

主な構造形式の比較検討を以下に示します。

耐震構造	
	特徴 ・建物自体を堅固にすることで、地震の揺れに耐える ・激しく揺れ、壁や家具等が損傷しやすいため、移動の可能性があるものは躯体等に堅固に固定する必要がある
	維持管理 ・通常の維持管理
	適正範囲 ・建物上層部の揺れが大きくなるので、高層建築には不向きである
	コスト ・コスト指数：1.0
免震構造	
	特徴 ・建物と地盤の間に免震装置を設置し、建物を地面から切り離すことにより、地震の揺れを建物に伝わらないようにする ・建物がゆっくり揺れるので、ひび割れ等の損傷が少なく、室内の家具も転倒しにくい
	維持管理 ・通常の維持管理に加え、毎年の点検、5年間隔程度の定期点検が必要となる ・大地震後には応急点検の実施が望まれる（日本免震構造協会推奨）
	適正範囲 ・低層～中層建物に有効である（中規模地震では中層建物にて有効、建物の重量が重いほうが性能を発揮しやすい）
	コスト ・コスト指数 1.08 ～ 1.15
制振構造	
	特徴 ・建物に制振装置（ダンパー）を組み込んで、地震エネルギーを吸収することで、地震の揺れを低減する ・揺れは低減されるが、什器・家具等の破損の恐れはある
	維持管理 ・通常の維持管理に加え、大地震後には臨時点検が必要となる場合がある
	適正範囲 ・高層～超高層建物にて特に有効である
	コスト ・コスト指数：1.02 ～ 1.05

構造形式は施設の安全性や経済合理性などを考慮しながら、設計段階で検討するものとします。

(4) 計画地の地質状況

迫庁舎及び迫体育館の建設時に実施した地質調査について、以下のとおり既往ボーリング調査の概要を示します。

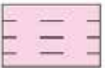
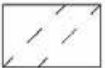
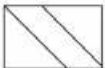
平成30年9月に実施した迫庁舎基礎杭損傷度調査報告書においては、庁舎北西側に面した杭について杭頭より6.0m～8.0m付近で基礎杭の損傷が報告されています。損傷の要因としては、粘土層と砂層の地層境界面付近で地震時に液状化が発生し、深度6.0m付近に分布する砂層が側方流動を起こし、基礎杭に水平方向の外力が発生したことにより杭が損傷したと推測されています。

適切な地質調査を実施し、液状化等による影響を踏まえた基礎構造形式の検討を行い、安全性を確保した計画とします。

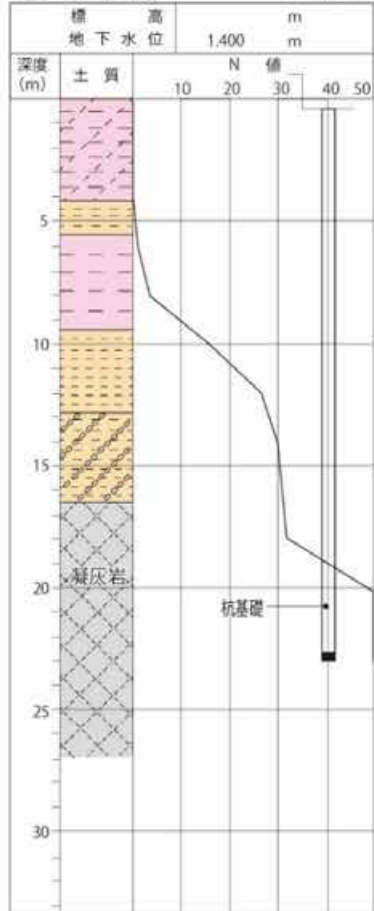
迫庁舎及び迫体育館建設時地質調査 調査位置プロット図



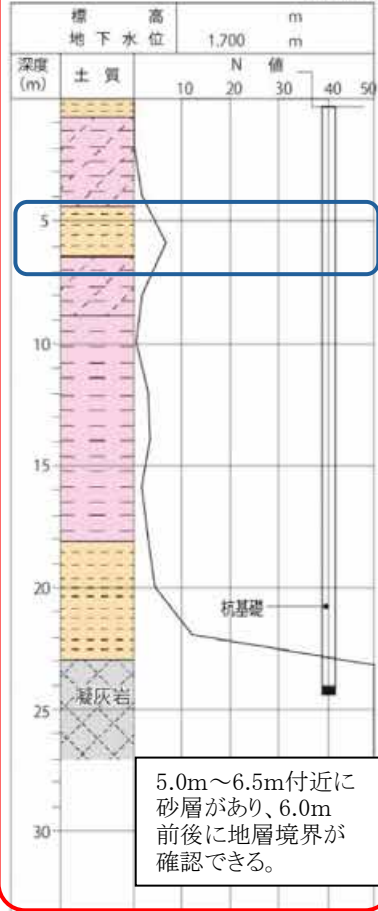
土質分類記号

基本記号					
	礫	砂	シルト	粘土	ローム
副記号					
	礫混り	砂混り	シルト混り	粘土混り	
副記号					
	砂質	シルト質	粘土質		
特殊記号					
	有機物	貝ガラ	埋土		

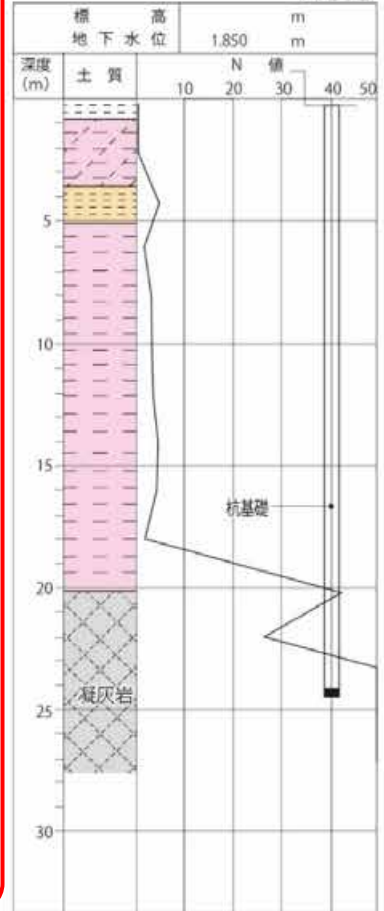
地質柱状図 No.1



No.2



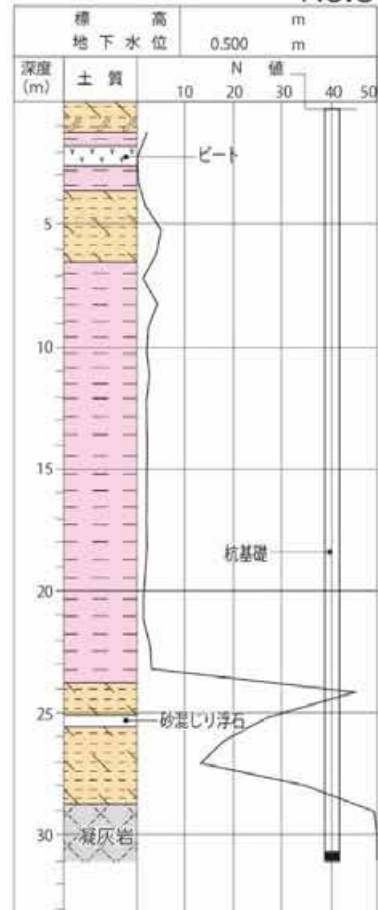
No.3



No.4



No.5

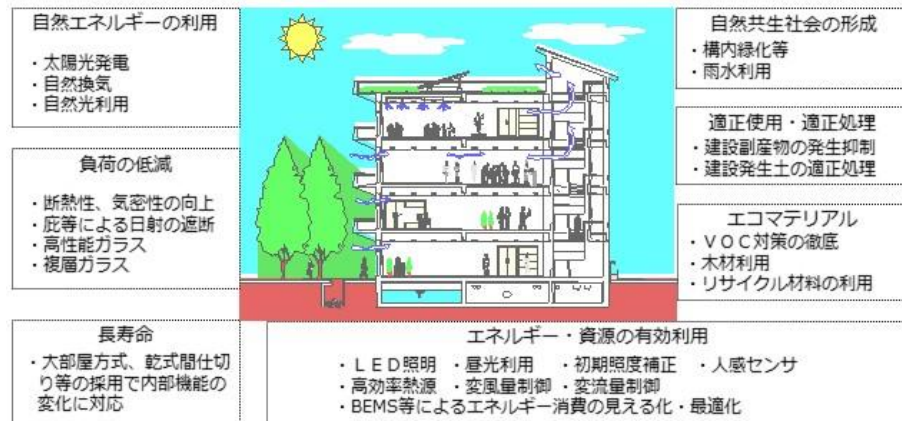


土質分類記号				
基本記号	礫	砂	シルト	粘土
副記号	礫混り	砂混り	シルト混り	粘土混り
副記号	砂質	シルト質	粘土質	
特殊記号	有機物	貝ガラ	埋土	ローム

※地質柱状図について
No1～No3は、迫庁舎
建設時の地質調査による
No4～No5は、迫体育館
建設時の地質調査による

6 環境配慮対策

本市では地球温暖化防止のため、市が行うすべての事務事業の実施に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減に取り組んでいます。「第三次登米市地球温暖化対策地域推進計画」に示すとおり、地球温暖化防止のため、低炭素のまちづくりに向けた環境負荷に配慮する必要があります。このため、本施設の整備に当たっては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組として、今後の新技術の動向も踏まえつつ、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入を積極的に検討します。



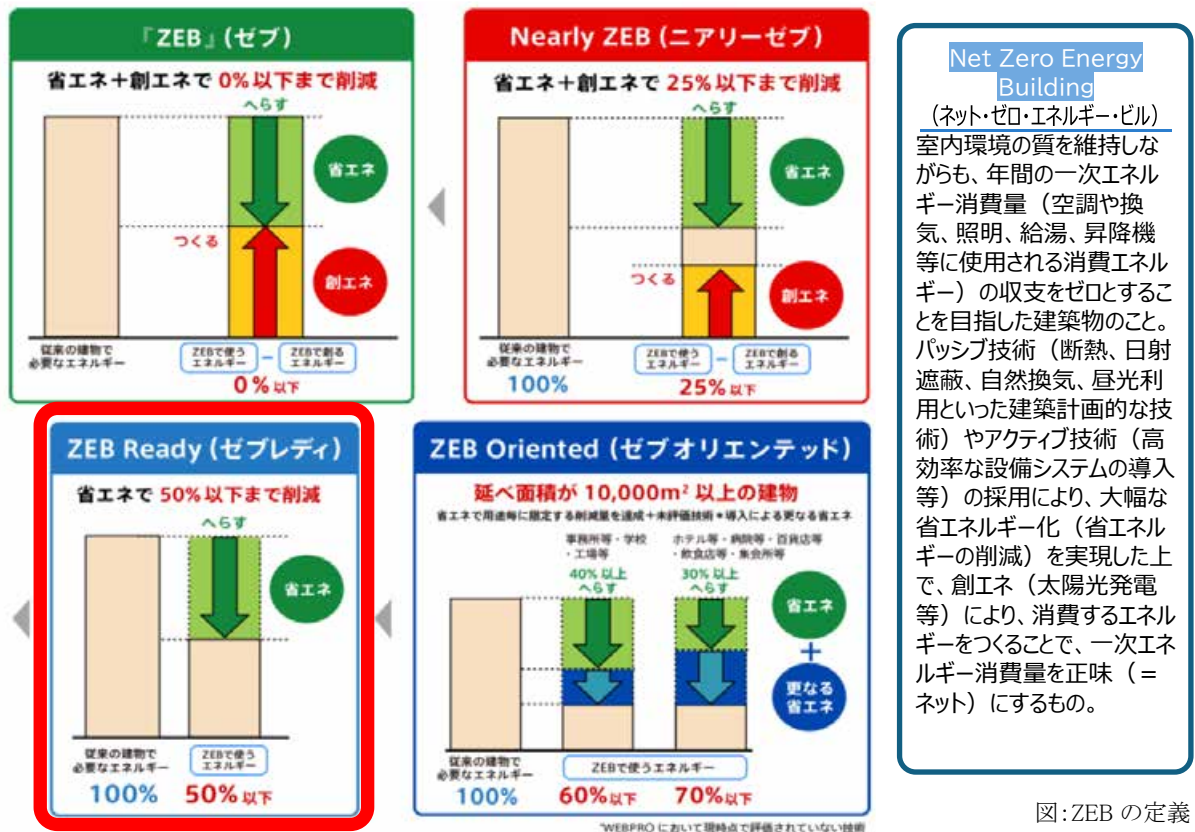
図：環境負荷低減に配慮した官庁施設 イメージ図

出展：国土交通省ウェブサイト

(https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk6_000078.html)

(1) 環境評価を高めた施設

一次エネルギー消費量の削減を目指し、ZEB Readyの認証取得を目標とします。



図：ZEB の定義

出展：環境省ウェブサイト

(<https://www.env.go.jp/earth/zeb/detail/01.html>)

(2) 自然エネルギーの有効活用

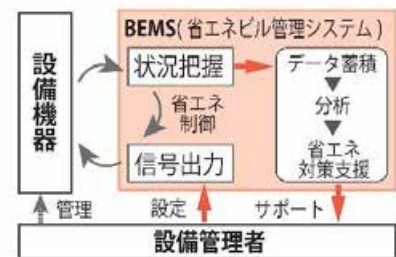
- ・太陽光発電設備の設置や地中熱利用などの既存技術のほか、今後の新技術の実用化も視野に、費用対効果を見極めながら、再生可能エネルギーの活用を検討します。
- ・自然換気や自然採光を積極的に導入し、施設の一次エネルギー消費量の削減を検討します。



図：太陽光発電設備
(羽島市庁舎)

(3) 省エネルギー化の推進

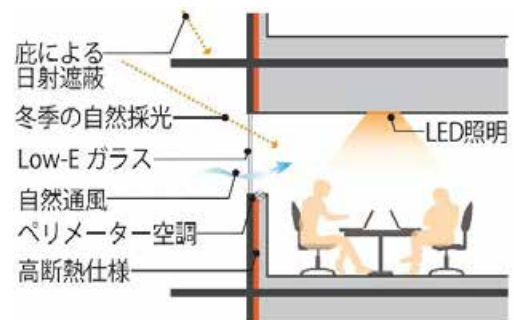
- ・建物のエネルギー使用状況、運用状況を可視化し、消費電力のピークカットやガス使用量の削減化を図るため、BEMS（ビル・エネルギー管理システム）導入を検討します。
- ・各機器の遠隔操作・故障監視を行うため、中央監視設備の設置を検討します。
- ・省エネルギー化を推進するため、LED照明を採用します。
- ・照明エネルギーの削減を図るため、人感センサー、昼光センサーの活用を検討します。



図：BEMS の運用概念図

(4) 環境負荷低減に向けた建築計画

- ・建築物の向きや諸室の配置は、環境負荷を低減する建築計画とすることで、エネルギー消費量の削減を目指します。
- ・断熱性の高い工法・資材の採用などにより、施設への熱負荷の低減を努めます。
- ・温室効果ガスの排出量を抑制するため、高効率機器や節水型トイレなどの低炭素製品の採用を検討します。
- ・DX化や社会情勢の変化に伴う将来的な更新が容易となる、可変性や柔軟性を備えた建築計画を検討します。



図：環境負荷を低減する建築計画の例

(5) エコマテリアル・木材の利用

- ・メンテナンス性や防火・耐火性能を踏まえ、地域資源である登米市産木材(登米材)を積極的に活用し、内装の木質化など、登米らしさを備えた施設計画とします。
- ・内装などは、エコマテリアル（環境負荷の少ない素材）の使用を検討します。

○木質化

「登米材」を活用した木質化は、木の温かみや柔らかさを感じるとともに、地域のシンボルとなる本施設の景観形成や内部空間の快適性確保の観点からも効果的です。また、木材の地産地消は、カーボンニュートラルの推進に向けても有効な取組となります。一方で、外部や地面に直に接するような場所での使用は木材の腐食を助長するため、注意が必要です。また、防火区画や内装制限などの法的な要求性能への対応も注意深く検討する必要があります。



図：木質化の事例(五所川原市庁舎 議場)

（６）長寿命化—可変性と柔軟性

施設が将来にわたって利用されるためには、多様な利用ニーズの変化やD X化の進展に伴う社会変化に対応した、可変性や柔軟性を確保することが重要となります。

- ①ロングスパンに対応した構造計画によって、フレキシビリティの高い建築計画を検討します。
- ②耐用年数の長い構造体と内装・設備を分離したスケルトン・インフィル^{※24}など、将来の維持や管理を見据えた建築計画を検討します。
- ③部屋のサイズを容易に変更可能な移動間仕切りの採用など、多様な機能や用途に応じた可変性を備えた計画を検討します。
- ④照明や空調の運転制御は時間帯や利用状況に合わせて柔軟に対応できるセンサーを活用するなど、省エネルギー運用が可能な設備計画を検討します。
- ⑤行政機能の窓口カウンターや什器は、D X化を踏まえ、可変性を備えた計画を検討します。
- ⑥Wi-fi 環境の整備など、D X化にスムーズに対応できる通信環境計画を検討します。

※24 スケルトン・インフィルとは、建物の構造体（スケルトン）と内装部分（インフィル）を分離して設計する手法です。耐用年数の長い建物の構造体と更新頻度の高い内装・設備を切り分けることで、建物の長寿命化と将来的なニーズに応じた柔軟な施設計画とすることが可能です。

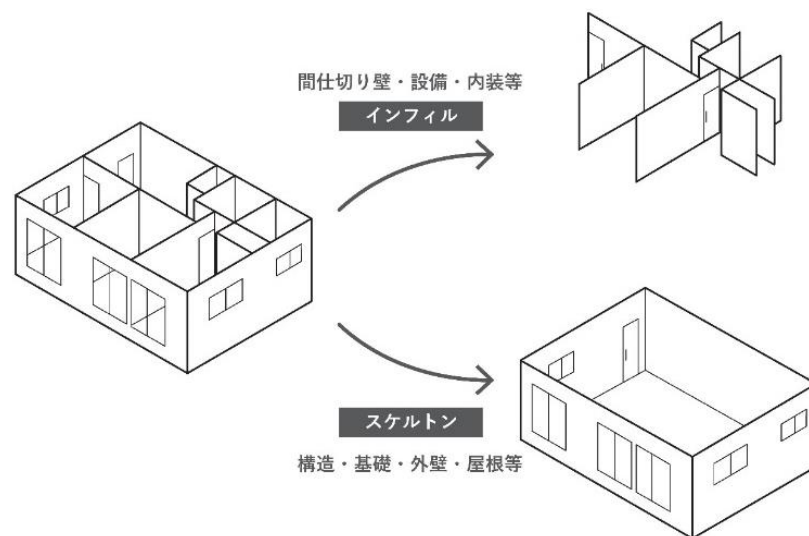


図:スケルトン・インフィルの概念図

7 既存施設利活用の検討

本施設の行政機能は、迫庁舎、中田庁舎、南方庁舎にある本庁機能を集約する方針としています。中田庁舎、南方庁舎の概要と集約する機能、継続する機能は以下のとおりです。

【中田庁舎・南方庁舎の機能概要】

	中田庁舎	南方庁舎
概要	昭和 62(1987)年竣工(築 37 年) ※新耐震基準適合 鉄筋コンクリート造 4,624.78 m ²	平成 16(2004)年竣工(築 20 年) ※新耐震基準適合 鉄骨造 3,722.28 m ²
集約する 本庁機能	・産業経済部 ・建設部 ・農業委員会 ・教育委員会（教育部）	・市民生活部 ・福祉事務所
継続する 支所機能	・中田総合支所	・南方総合支所 ・南方子育てサポートセンター

（１）既存施設利活用の検討方針

ア 基本的な考え方

中田庁舎、南方庁舎における支所機能は、各既存庁舎を引き続き活用する方針とします。本庁機能移転後に生じる空きスペースの利活用については、それぞれの地域特性を考慮することが重要であることから、サウンディング等の調査により民間事業者の参画や新たな行政サービスによる利活用についての視野に入れつつ、本施設との機能連携を含めて幅広く検討します。

イ 中田庁舎と南方庁舎の地域特性

	中田庁舎	南方庁舎
位置	登米市中心部	登米市南部
主な住民層	子育て世帯も含め幅広い	比較的高齢者が多い
環境	市街地や住宅地が広がる	自然が豊か、農業が盛ん
文化・歴史	地域文化や公共施設が充実している	伝統文化や歴史的建造物が豊富
産業	商業やサービス業が多い	農業が中心
その他	主要な交通路に近く、利便性が高い	道の駅、統合小学校計画地に隣接

① 中田庁舎の利活用想定スペース

中田庁舎は1階西側のロビースペースの利用率が低いことを踏まえ、同スペースに支所機能を集約することで、市民サービスの提供が容易な平面配置を検討します。各利活用ゾーンについては、位置特性に応じた機能配置が望めます。



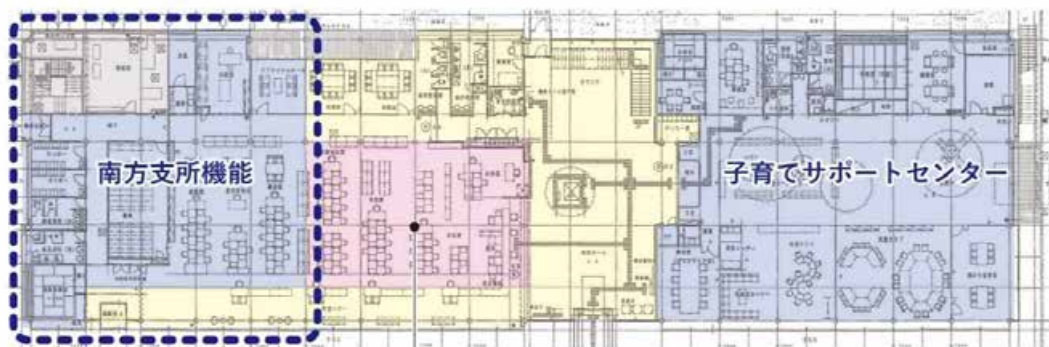
② 南方庁舎の利活用想定スペース

南方庁舎は中田庁舎と同じく支所機能を集約することに加え、子育てサポートセンターを継続することが予定されています。建物の中央がエントランスホール、1階東側が子育てサポートセンターのため、支所機能を西側に集約することが考えられます。



2階

西側に支所機能をまとめる案
機械室除いて約300㎡程度



1階

利活用検討ゾーン①: 約200㎡
支所機能・エントランスホール隣接するため、
公共機能拡張が望まれる。

0 5 10 20m

ウ 想定される利活用イメージ

中田地域には子育て世代も多いことから、中田庁舎には南方地域と同様に子育て支援機能のニーズが高いことが見込まれます。また、主要な交通路が近く、利便性が高いことから起業支援拠点として、コワーキングスペース^{※25}やインキュベーション施設^{※26}を整備することで、地域の活性化に寄与する可能性があります。

南方庁舎は統合小学校計画地に隣接していることから、放課後に子どもたちが安全に過ごすことができる、子どものあそび場や学童保育機能など、子どもたちの居場所づくりが求められています。

また、中田地域、南方地域ともに、図書館の本や資料の受取・返却サービスや学習スペースを備えることにより、身近な図書館サービスの拠点として活用することも考えられます。

※25 コワーキングスペースとは、異なる職業や立場の人々が共有のオフィス空間を利用し、柔軟に働きながら交流や協力ができる施設です。

※26 インキュベーション施設とは、創業初期段階にある企業や新規事業の立ち上げを支援するために、オフィススペースや専門的なサポート、ネットワーク構築の機会を提供する施設です。

(2) 民間事業者の参画可能性調査

既存庁舎の利活用に関する民間事業者の参画可能性を検討するため、サウンディング※²⁷型調査を実施しました。調査結果の概要は以下のとおりです。

①サウンディング対象者の概要

- A社：図書館や書店に代表される「知の生まれる場所」「知的なにぎわいと交流の生まれる場所」づくりを通して『地域共育事業』を展開。
- B社：地域資源や関係施策等を連携させながら、子どもから高齢者まで、主体的に健康づくりに取り組む基盤づくりを目指して事業を展開。
- C社：自治体や企業への「プロジェクトプロデュース」や、公共空間に関する様々なテーマの「研究開発」機能を持った、公共空間活用を促進するための実践メディアとして、多角的な事業を展開。

②各社サウンディング結果の概要

【A社】図書サービスの展開を軸としての提案

- ・中田、南方庁舎や市内コミュニティ拠点を利用し、新たに整備する図書館を中心とした図書のアクセシビリティ※²⁸の確保、学びのネットワークづくり、多世代、特に子どもや若者、子育て世代の居場所としての地域拠点の整備。
- ・オンデマンドの配送サービスと組み合わせた返却ポストや無人貸し出しスポットなどを各地域コミュニティ拠点に設置し、市全域への図書サービスを提供。

【B社】健康増進サービス展開の視点からの提案

- ・地域介護予防活動支援事業として、介護予防を目的とした筋トレ、ストレッチ教室、運動教室など地域の実態に合わせた事業の提案。
- ・子どもの発達発育支援事業として、運動遊びを通じた教育・子育て支援、中学校の健康・部活サポートの提案。
- ・上記事業を支える地域の人材育成支援。

【C社】プロジェクトプロデュースの視点からの提案

- ・夏場、冬場に子どもの居場所となる遊び場の整備。学童保育と屋内遊技場が整備されるなど、親が安心して子供を遊ばせられる施設のニーズが高まっている。
- ・高齢者の居場所として、健康相談なども気軽に行えるような簡易的な医療施設のような施設の整備。
- ・既存庁舎に残る支所機能の配置場所を工夫し、できる限り条件の良いスペースを貸し出すなど、利活用の幅を広げることも必要。
- ・立地適正化計画と合わせて、市内の交通網の充実を図り、市全域でのサービス展開ができる環境整備が必要。
- ・市全域でのサービス展開を行うためには、地方創生等の補助金の活用なども考えられる。
- ・企業版ふるさと納税を交通整備（ランニングコスト）に活用するなど、地域でお金が回る仕組みづくりが必要と考えられる。

今回のサウンディング調査により、中田・南方庁舎の利活用を踏まえた市全域への市民サービス波及、図書サービス、健康増進や子育て支援など様々な利活用ニーズの提示と提案がありました。また、施設運営に当たり必要な交通計画や実現するための財源（補助金）についても意見の提示を受けました。

今後、サウンディング結果を踏まえて、実現性・継続性のある利活用計画について検討を進めます。

※²⁷ サウンディングとは、事業内容等に関して、民間事業者の意見や新たな提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法を意味します。

※²⁸ アクセシビリティとは、すべての人が年齢や障がいの有無に関係なく情報やサービスに平等にアクセスできることを意味します。

第4章 事業計画

1 概算事業費、財源

(1) 概算事業費

基本構想では、本施設の整備に関わる様々な費用のうち、建物本体の建築工事における概算事業費を約130.4億円と示しています。基本計画の策定に当たり、建設単価の見直しを行うとともに、その他整備に係る費用を精査した概算事業費を以下に示します。近年の急激な建設費高騰の状況を踏まえ、施設の構造形式や環境性能、施設規模の縮小などを検討することにより、上昇した建設コストへ対応する方針とします。

なお、概算事業費については、あくまで現段階における建設単価等を用いて試算した想定金額であり、物価上昇や労務単価の上昇などにより変動する可能性があることから、今後の各段階において、コスト抑制の観点を踏まえ、仕様の決定などを通じて財政負担の軽減に努めます。

【想定する概算事業費の概要】

区 分	概算事業費 (百万円)	備 考
委 託 費	1,036	基本構想、基本計画、基本設計、実施設計など
建築工事費	13,727	既存施設解体費、外構・駐車場整備費、倉庫・車庫棟整備費を含む。
合 計	14,763	
概算事業費	約 148 億円	

(2) 財源

施設の整備に係る財源については、以下のとおり見込んでいます。なお、現段階で想定する財源であり、今後も充当可能な財源の活用について検討します。

【想定する財源】

種 類	補助率・充当率	備 考
国補助金 (都市構造再編集集中支援事業)	事業費の50% (都市機能誘導区域内) ※基幹事業((仮称)地域交流センター と図書館機能を想定)ごとの事業費 上限額は21億円	立地適正化計画に基づき、都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備等に対し支援 ※行政機能、議会機能、保健センター機能は補助対象外
地方債 (合併特例債)	起債対象事業費×95%	・元利償還金の70%は普通交付税算入 ・ <u>地方債発行期限は令和12年度まで</u>

(3) ライフサイクルコストの考え方

本施設整備に当たり必要な費用については、イニシャルコストだけでなく、ランニングコストや使用終了時コスト（解体費等）を合わせた「ライフサイクルコスト(LCC)」として考えることが重要であり、ランニングコストである保全費（維持管理、修繕費・改善費等）、運用費（光熱水費等）等が大きな割合を占めております。

ランニングコストの縮減に当たっては、建物や設備の修繕・更新が容易に行えることやメンテナンスフリーな仕上げ材の採用などによる保全費の削減、様々な省エネルギー技術・創エネルギー技術の導入等による運用費の縮減などに考慮した設計を行う必要があります。また、供用開始後においても、最適な設備の運用による光熱水費の削減や、適切な時期に修繕等を行う「予防保全」による施設の維持管理などが重要となります。

そのため、本施設の整備を進める上では、イニシャルコストだけでなくランニングコストへの影響に十分に配慮しながら、各種仕様や運用方法を検討することとします。

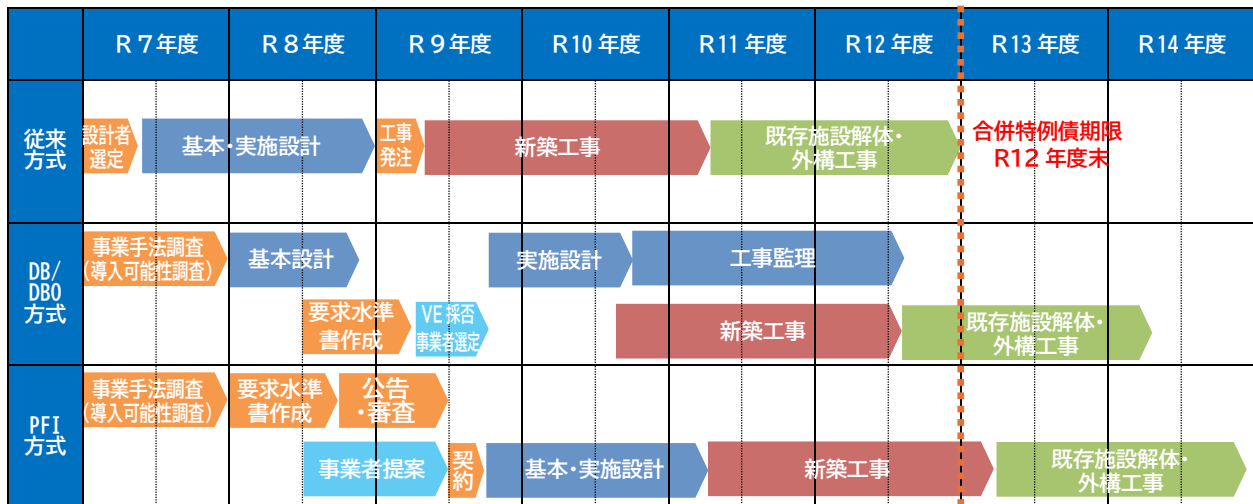
2 事業手法の比較検討

本施設整備における事業手法について、以下のとおり整理します。

(1) 事業手法の比較検討

		従来方式 (個別発注方式)	DB/DBO 方式 Design-Build/Operate (設計-建設/運営)	PFI方式 Private-Finance-Initiative (設計-建設-運営)
概要		設計、建設、維持管理、運営をそれぞれ分離して発注する方式	設計・建設を一括して発注する方式 ※基本設計を包括するかは選択可能	民間事業者(SPC)が調達する資金で設計、建設を行い、その後の維持管理、運営も併せて一括して発注する方式
建物所有	運営期間中	行政	行政	施設所有権移管(譲渡)時期により、BTO 方式、BOT 方式、BOO 方式に区分される
	事業期間満了後	行政	行政	
資金調達 (施設整備費)		行政(自己財源等)	行政(自己財源等)	民間資金
発注形態 (主要な部分)		仕様発注	性能発注	性能発注
コスト縮減 (従来方式との比較)	建設	—	建設企業等のノウハウを設計に反映させられるため、コスト縮減効果の期待が高い。	建設企業等のノウハウを設計に反映させられるため、コスト縮減効果の期待が高い。
	維持管理	—	従来方式と同等	維持管理のしやすさ、耐久性等を視野に入れた設計が可能となり、コスト縮減効果の期待が高い。
	運営	—	従来方式と同等	一括発注によるコスト縮減効果が期待できる。
メリット		・段階ごとに仕様を確認して発注するため、求める性能を確保しやすい。	・基本設計を分離発注する場合は、発注者の期待する施設整備の水準を示しやすい。 ・維持管理、運営を分離発注とした場合、環境変化に対する長期リスクに対応しやすい。	・行政の初期投資が不要となり財政負担が平準化できる。 ・民間ノウハウにより効率的な運営が期待できる。 ・BOT、BOOの場合、行政側に減価償却が発生しない。
デメリット		・行政が初期投資を確保する必要がある。 ・維持管理、運営を考慮した設計をするための工夫が必要となる。 ・コスト縮減のための方策を別途検討する必要がある。	・行政が初期投資を確保する必要がある。 ・基本設計を包括した場合、求める性能を確保するための工夫が必要となる。 ・必ずしもコスト縮減につながらない例も比較的多い。	・金利の高い民間資金を活用するため、コスト縮減効果が相殺されることもある。 ・施設の仕様が事業者に委ねられるため、性能確保の工夫が必要となる。 ・事業開始前に導入可能性調査が必要となるため、建設時期が1年程度遅れる。
考察			・DB・DBO 導入可能性調査の実施が必要 ・公募資料の作成期間の確保が追加で必要となる。	・PFI 導入可能性調査の実施が必要 ・公募資料の作成期間の確保が追加で必要となる。

(2) 事業手法に応じた施設整備概略スケジュールの比較検討



(3) 採用する事業手法の選定

従来方式（個別発注方式）は、設計、施工、維持管理の各段階に市民や行政の意向を反映させやすく、各段階でのコスト状況についても、計画に反映しながら事業を進めて行く事が可能となります。また、DB/DBO方式やPFI方式の場合に必要な公募資料の作成期間が不要であることから、早期の工事着手及び複合施設供用開始が期待できます。

一括発注方式（DB方式、DBO方式）をはじめとする民間活力の活用による事業方式は、民間事業者の創意工夫やノウハウを複合施設の整備やその後の維持管理に取り入れることで、コストの縮減を図りながらサービス品質を高めていくことが期待できます。

本施設の整備は地方債（合併特例債）を活用する方針としていることから、令和12年度末の期限内に建設・解体・外構工事を完了させる必要があります。「事業手法に応じた施設整備概略スケジュールの比較検討」で示したとおり、一括発注方式の場合は期限内の工事の完了が困難であることから、早期の工事着手が可能となる従来方式を事業手法として選定します。

3 管理運用手法の検討

設計や建設に当たって踏まえるべき管理運営上の考え方を整理しました。管理運用計画は設計内容と整合性を図りながら進めていくため、具体的な内容や詳細については、今後の段階に応じて検討を行います。

(1) 管理運営の基本的な考え方

本施設の基本理念及び基本方針に掲げる施設像を実現させるためには、社会情勢の変化や市民ニーズへ柔軟に対応できる施設運営や、積極的な事業の展開が重要となります。このような運営を継続的に維持・発展させていくためには、専門的な人材の適正配置が必要となることに加えて、市民参加や市民協働が積極的に行われる体制の構築が必要となります。なお、DX推進計画に基づき、デジタル技術を活用した市民サービスの向上や業務効率化等についても、併せて検討を進めていきます。

また、複合施設の利点をいかして、各機能が連携して一体化した管理運営を行うことにより運営コストの節減を図ります。

(2) 事業の方針

本施設は複合施設のため、実施される「事業」の分野は多岐にわたりますが、それぞれの事業を充実させるとともに、互いに連携して展開されることが求められます。

本施設整備に関する市民ワークショップや学生ワークショップ、市民アンケートでは、各機能が協働した事業のほか、子どもや子育て世代等のこれまでの利用が少なかった層への需要開拓となる事業、世代間交流を促す事業、地域資源をいかした事業等、新施設で実施される事業に対する様々な意見やアイデアを頂きました。

詳細な事業の構成や各事業の分類、実施方針については今後定めていくものとなりますが、従来の事業の継続に加えて、それぞれの機能の目的に基づいたこれまでになかった事業や施設の複合性をいかした事業等、多様な事業について検討し、基本理念に掲げる「未来へつむぐ、ひと・地域・文化の交流拠点」の実現を目指します。

(3) 施設利用の考え方

多様な市民ニーズや活動に対応するため、開館日や利用時間、予約方法、利用方法等のルールに加えて、利用目的別の適切な料金設定についても検討する必要があります。近年の全国の動向や複合施設であることの独自性も考慮しつつ、本施設にふさわしい柔軟な運営となるよう検討を行います。

(4) 運営組織等の方針

本施設は様々な機能をもつ複合施設のため、それぞれの機能に見合った管理運営方法が必要となる一方で、効率的かつ質の高いサービスを行うために各機能が連携した管理運営方法についても検討する必要があります。

ア 管理運営方法

公の施設の管理運営方法は、本市が管理運営を行う「直営」と、本市の指定する法人やその他団体が実施する「指定管理」の大きく2つに分類されます。

直営

市が施設管理運営を一括して直営で行う。

ただし、専門的な業務は民間に業務委託する 경우가一般的である。（※1）

指定管理者

財団等の市出資団体、民間企業、あるいは NPO 等が単独、または共同企業体を構成して指定管理者となり、施設の管理運営を行う。

なかには、これらをミックスした方法も存在します。

【管理運営方法の組み合わせの一例】

直営＋民間委託

貸館の使用許可等、直営として最低限の業務を行う職員だけ置き、実質的にほとんどを民間に委託する。

指定管理者＋直営または委託

貸館、ビルメンテナンス等は指定管理者とし、自主事業等、市の施策に大きく関係するセクション等を直営（または委託）する。

「直営」あるいは「指定管理」のどちらを選択する場合でも、それぞれにメリットとデメリットがあります。管理運営方法の決定に当たっては、メリットをさらにいかし、デメリットを解消するための方策の実現性も合わせて判断する必要があります。

今後、「直営」と「指定管理」の長所と課題を精査・検討した上で、本施設にとって最適な管理運営方法を決定します。

【一般的な直営と指定管理の特徴】

項目	主な特徴
直営	○政策や関連部署と連動性が高い △地域の実情を踏まえた運営や事業や市民協働が可能 ×人事異動によるノウハウの継承が難しく、専門的人材の継続的確保が課題 (ただし、業務内容に応じて適切に委託することにより、改善が可能である。) ×予算の確保や運用面での縛りが多く、効率性や収益性のインセンティブが働きにくい
指定管理	○専門的人材・ノウハウを有し、質の高いサービスや事業の提供が期待できる ○予算の柔軟な運用や効率的な運営が可能 △他市・全国と同等の事業の提供が期待できる △法人形態（組織目的）によっては、非効率・不採算な事業には消極的になる ×指定期間による人材・事業の不安定化、終了・交代に伴う切替の混乱が生じる

イ 運営者に求めるもの

本施設には、図書館司書や社会教育主事等の分野ごとの専門資格や豊富な経験を持つ人材が配置されることで、質の高いサービスを提供することが求められます。また、市民活動の活性化を図るため、地域の市民団体等への支援を実施できる体制の構築も必要となります。

ウ 市民参加に関する考え方

本施設の運営においては、市民とともに地域にあった施設運営や愛される施設づくりが求められます。市民参加・市民協働の考え方は下表のとおりですが、具体的な実施方針については、今後検討を進めます。

【市民参加の関わり度合】

参加度合	市民参加の内容
軽  重	鑑賞者・体験者としての参加 サポートスタッフ・ボランティアとしての参加を前提とした各種講座などへの参加 サポートスタッフ・ボランティアとしての参加 出演者・指導者としての参加 事業の企画・推進役としての参加 事業パートナーとしての参加

(5) 広報宣伝の検討

昨今の広報宣伝手段の多様化に伴い、世代間で取得可能な情報に偏りが生じないように、多様な媒体を活用した情報展開を検討します。また、全国的に公共施設の正式名称や愛称、シンボルマーク等を公募するケースが増加していることを踏まえ、本施設における対象や手法について検討します。

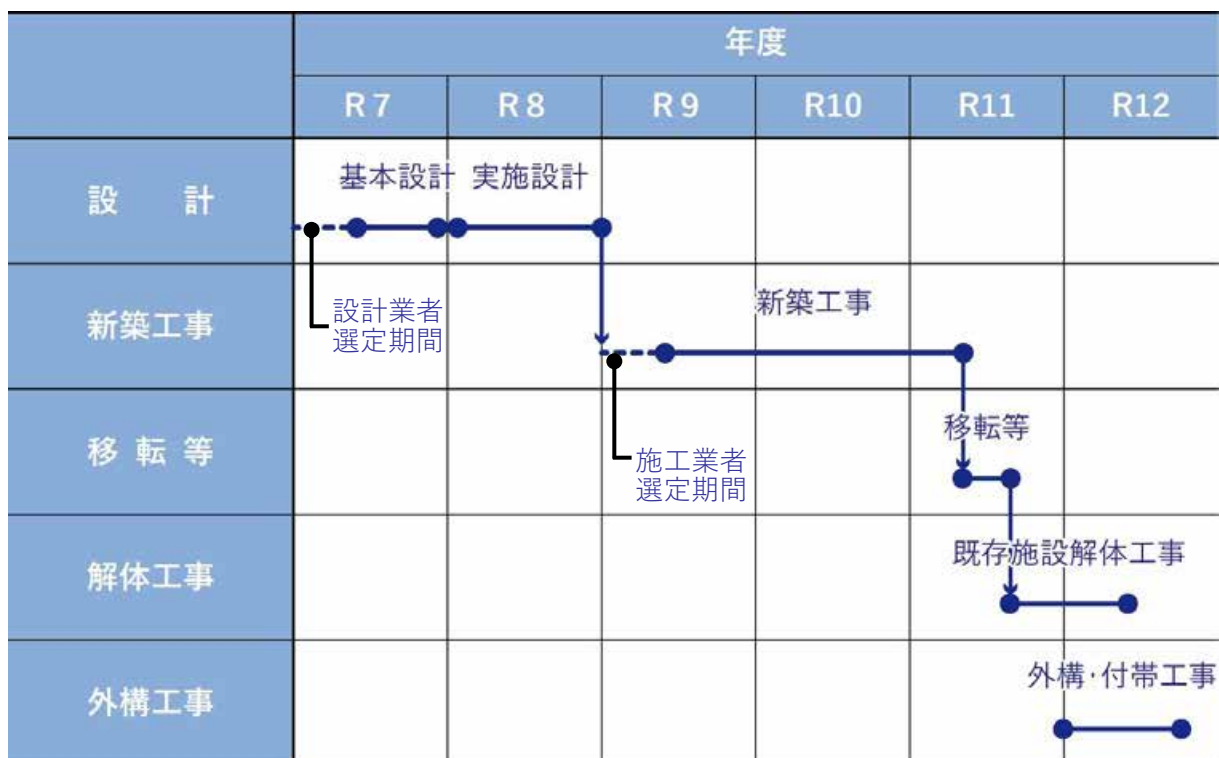
(6) 財源の確保

施設等の貸出に伴う料金に加え、公演やイベント、講座等に関する費用のほか、冠イベント、屋内や紙面等の公告収入、国や民間等からの補助金・助成金、共催・協賛金等、外部からの資金調達の方法について検討します。

4 整備スケジュール

本施設整備に係る想定スケジュールについては、以下のとおりです。

令和12年度を期限とする地方債（合併特例債）を活用するタイトな事業スケジュールであることから、基本計画策定後は、速やかに基本設計・実施設計の発注に向けて準備を進め、令和7年度には基本設計に着手し、令和12年度中の事業完了を目指します。



第5章 中心市街地活性化に関する検討

本施設整備をきっかけとして、にぎわいをまちなかに広げ、中心市街地の活性化に向けた取組を進めることが重要であることから、中心市街地活性化促進プログラム（内閣府中心市街地活性化本部）で示されている基本的な視点を念頭に、本プロジェクトにおいて以下の取組を検討します。なお、具体的には、今後、本市が行う各種関連施策の取組とともに検討を行います。

1 本計画における中心市街地活性化に向けた取組と方針

（１）民間との連携や人材の確保・育成の強化－市民協働

- ・市民ワークショップ等を通じて市民（地元プレイヤー）を巻き込み、市民意見やアイデアを取り入れることで、市民協働のまちづくりへ向けて議論が進められる場を構築します。
- ・商工会などの経済団体、NPO、企業、金融機関、教育機関等の多様な主体が、積極的にまちづくりの取組を行えるよう官民連携による協議やビジョンづくりの場を構築します。
- ・地域の中核となる次世代のリーダーを育成するため、学校や大学等と連携し、若者が地域の活動に参加できる機会を設けることを検討します。

（２）社会経済情勢の変化と進展等に対応した戦略への取組

ア 多世代が安心して働き・暮らせるまちづくり

- ・市民活動支援、子育て支援諸室（市民交流機能）、図書館等を整備することにより、子どもから高齢者までの多世代が安心して暮らし続けることができるまちづくりを目指します。
- ・目的がなくても気軽に立ち寄ることのできる、市民の居場所（サード・プレイス）を構築し、まち全体ににぎわいがひろがるまちづくりを目指します。
- ・迫体育館や隣地商業施設などと連携したレクリエーションエリアの形成や中心市街地の回遊性向上につながるにぎわい動線を検討します。

イ 人の交流の活性化

- ・地域の魅力を高める観光や文化交流、共用空間を活用したにぎわいづくり、まちの魅力を高めるイベントの企画を検討します。
- ・地域外からの来訪者の増加を目指し、地域と多様にかかわる関係人口の創出拡大に向けた情報の発信を検討します。

ウ 若者の地域定着

- ・若い世代がまちなかで活動する機会を創出するため、イベントなどを自発的に行える空間を整備し、活動を支援する仕組みを検討します。

エ 交通面での利便性の向上

- ・高速バスや市民バスの交通拠点となるバスの待合機能（交通のハブ）を強化し、公共交通の利便性の向上を図ります。

オ 広域的な役割への取組等

- ・市内の各地域の魅力や情報を発信するイベントを企画するなど、各地域へのにぎわいの波及が期待できる取組を検討します。

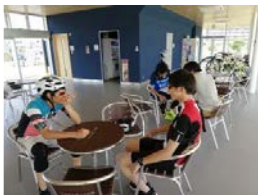
(3) 低・未利用資産の活用

- ・低・未利用になっている中心市街地の建物及び土地の利活用について、ニーズの把握を行い、リノベーションやマッチングへ向けた支援体制を検討します。また、本施設や都市公園の整備と連動し、にぎわいを生み出すスポットとしての活用を検討します。

(4) 地域資源の活用

- ・本市の歴史や文化、産業資源など、9町域の地域資源を最大限に活用し地域外への情報発信を強化することで、新たな関係人口を増やしにぎわいの創出を図ります。
- ・観光情報発信機能を備え、インバウンド需要も視野に入れた中心市街地の活性化を検討します。

【中心市街地活性化に関する参考事例】

事例①	自然景観やアクティビティを活用して交流活性化につながる拠点施設を整備した事例 (茨城県土浦市)
概要	・独自の地域資源である霞ヶ浦の眺望をいかし、官民連携により飲食施設や観光物産施設、サイクリングやジョギングの拠点、親水公園などの機能導入を進め、中心市街地における憩いの場として市民に広く開放するとともに、市外からの観光客が訪れる魅力ある空間として、複合レクリエーション施設の整備を進め、水辺のにぎわいを創出。 ・中心市街地内にある観光資源をいかし、域外からの交流人口の増加、経済効果を高めていくために、官民連携による複合レクリエーション施設の整備を進めていく。民間の参入を促すために、市が先行してサイクリストのための交流施設の整備を実施。 ・交流施設の整備は、当該地が長距離自転車道の結節地点であることから、休憩場所、シャワールーム、メンテナンススペース等の機能整備により、自転車利用者も訪れやすい施設にするとともに、自動車から自転車への乗り継ぎ拠点にもなるよう整備を行っている。    ※写真：内閣官房・内閣府総合サイトより引用

事例②	官民協働による複合施設を整備し中心市街地の賑わいの創出・活性化を目指した事例 (愛知県安城市)
概要	・中心市街地内の市有地（病院跡地）において、公共施設の整備等を行う PFI 事業と、民間施設の整備等を行う定期借地事業を一体的に実施し、中心市街地拠点施設を整備。 ・図書館やホールがある本館（公共施設棟）と広場や公園などの公共屋外施設、民間経営による立体駐車場棟、民間経営による南館（商業施設棟）からなる拠点施設。 ・学び・健やか・交わりの場として、情報発信並びに学び・健康づくり及び多様な交流と活動を促進し、中心市街地の賑わいの創出・活性化を目指す。 【事業内容】 ・ 学び・健やか・交わりの場 情報発信や学び、健康づくり、多様な交流と活動を促進し中心市街地の賑わいを創出・活性化 ・ 公共サービス 図書情報館、つどいの広場、ビジネス支援センター、交流多目的スペース、証明・旅券窓口センター、公衆無線 LAN サービスなど ・ 民間サービス カフェ、暮らしの学校、マルシェフードショップ、駐車場など  イベント開催時の施設全体の様子 ※写真：安城市 HP より引用

III 資料編

1 ワークショップの実施

本施設整備に向けた基本構想及び基本計画の策定に当たり、既存施設を利用する市民、本市の文化やまちづくりに関心のある市民を対象として、テーマに沿って意見交換を行う機会を設けることで事業への関心を高めるとともに、計画等策定に向けた市民意見の聴取の機会とすることを目的とする。

1-1 市民ワークショップ

(1)実施概要と開催日

【実施概要】

対 象	各種関係団体の推薦者及び無作為に抽出した市民
方 法	参加者を複数のグループに分け、一人一人ふせんに意見を記入し、模造紙に貼り付けて、整理するKJ法にて実施

【開催日】

回	日にち	テーマ	参加者数
1	令和6年6月1日(土)	「交流」ってなんだろう? 「まち」とつながるには?	19 名
2	令和6年8月 24 日(土)	施設に必要な機能を具体的に考えよう!	15 名
3	令和6年 10 月 12 日(土)	新しい施設ができるまでのロードマップを考えよう!	12 名

(2)実施結果

第1回 ワークショップ

【概要】

- ・「交流」という視点を共有した上で、「交流」を生み出すために必要となる機能や人が集まるためのアイデア、まちへの波及・連携のアイデア(事業等)について検討した。
- ・「交流」とは、イベントや活動を通じて体験を共有すること、コミュニケーションをとること、思いやりの気持ち、フラットな関係性、同じ空間に集うこと、といった意見が挙げられた。
- ・「交流」が生まれるために必要な本施設の機能について、ソフト面では、人と人のつながりを生むきっかけとなるイベントやその企画者、誰もが気軽に立ち寄りやすい雰囲気、情報発信が挙げられた。ハード面では、交流スペースや料理スペース、演奏ができる防音室、気軽にコンサートが開ける場、畳の部屋、子ども向けスペース、運動ができる広場に加え、キッチンカーの出店やイベント会場として活用できる屋外空間などへの言及もあった。
- ・本施設から「交流」をまちへ広げるため、市民中心となった運営主体やボランティア育成、市内にいるその道のプロから次世代へ継承する取組といった人づくりに関する意見や、市民への多様な方法による情報発信を求める声があった。また、他施設、他地域と連携するための工夫や、市内で活動している団体同士をつなぐ場の設置についても意見が挙げられた。さらに、子どもや若者に焦点を当てた居場所づくりについての意見もあった。本施設に集まりやすいような交通網の整備を求める声も多く見られた。
- ・本施設で生まれた「交流」の輪をまち全体へ広げていくには、誰もが足を運びたくなるような求心力のある場となることが求められている。



【主な意見】

こんな状態が交流！	
体験の共有	・1つの目的で集まること ・趣味、地域活動、ボランティア活動を一緒にすること
関係性	・世代間、同世代の人々に関わること ・異なる文化や背景を持つ人々に関わること ・フラットな関係性、仲間意識を持つこと ・相互理解
コミュニケーション	・挨拶して知り合いになること ・顔と名前が一致すること
楽しさ	・楽しい時間を過ごす、皆で盛り上がる ・笑顔あふれること ・新しい出会い
交流が生まれるにはなにが必要？	
出会う機会や場所	・やりたいことを叶えられる場所 ・人が集まる場所、同じ空間で過ごせる場所 ・飲食スペース、活動諸室、イベントスペース、屋外空間、キッズスペース ・常にイベントを開催している
集まりやすい雰囲気	・心遣い ・リラックス ・いつでも利用できる
集まる目的	・学びと成長 ・地域課題解決 ・生涯学習、文化活動 ・図書館で人生相談
情報発信	・どんな場か情報発信
人材	・イベントを企画するひと
アクセスの良さ	・集まる場所までの交通網の整備
安全で快適な環境	・子どもを見守る場所 ・バリアフリー
施設の「交流」を、まちへひろげるには、つながるには？	
イベントの実施	・参加ハードルの低いイベント ・家族連れで参加しやすい
地域活性化	・図書館でスタートアップ事業 ・特産品を活用した体験
アクセスの良さ	・バス、タクシー網の整備
コラボレーション	・学校や商店街、既存イベントとのコラボレーション ・団体間の意見交換会
地域連携の促進	・地域クーポンの活用、スタンプラリーの実施 ・登米愛を強める工夫 ・各地域の自慢を言い合う ・コミュニティカフェ、移動型図書館
市民参加	・口コミで広げる ・市民アンケート実施 ・図書館ボランティア育成
学びの広がり	・市民の中の達人を集める ・本で学んだことをアウトプット
情報発信	・利用案内 ・まちのことを知れる ・ネットや広報誌等で積極的にPR
子どもや若者の場	・子どもが集まるとにぎわいが生まれる ・20、30代中心での施設づくり ・若者が参加したいと思うコスプレ、音楽、ダンスイベント

第2回 ワークショップ

【概要】

- ・第1回で検討した内容を踏まえ、第2回では交流を生み出すために必要な施設機能や設備について具体的な検討を行った。
- ・区切られていない空間で勉強や商談、休憩など様々な使い方ができる、使い手に使い方をゆだねたフリースペース機能が全グループから挙げられた。
- ・乳幼児から青少年の子どもたちと子育て世帯を支える役割を重視した意見が多く挙げられた。子どもたちが遊べるキッズスペースや、放課後に気軽に立ち寄れる居場所（学童保育や自習室）、相談コーナー、託児室といった具体的な機能・設備のほか、高齢者が施設内で子どもの遊び相手や見守り等を行うスタッフとして携われる仕組みづくりといった運用面への意見もあった。
- ・料理や舞踊、音楽、手工芸といった市民の多様な活動の場となるよう、調理室や防音機能のある部屋、可変性のある会議室や創作室、活動発表・研修の場として利用できるホールや多目的室等を求める意見が多く見られた。また、自身の活動の情報発信を施設で行うことで、趣味や関心を同じくする仲間を見つけたい、という意見もあった。
- ・起業への支援や若者の定住促進として、キャリアセミナーの開催やマッチングサービスの提供、市内企業の情報発信コーナーやコワーキングスペース、チャレンジショップの設置といった意見が挙げられた。
- ・屋外空間は、イベントの開催や運動を行える場所や設備を求める意見や、ベンチ等が設置された憩いの場であることを求める意見も見られた。なお、イベントの開催場所としては、天候に左右されない広い空間を求める意見もあった。
- ・市内全域から訪れやすい施設となる工夫として、本施設をライドシェアや貸自転車の拠点とすることや、駐車場の設置、巡回バスの運行といったハード面の整備に加えて、施設で行われるイベント等の積極的な情報発信というアイデアも出た。
- ・世代を問わず日常的に集え、居場所づくりやひととひと・地域と地域とがつながるきっかけづくりに貢献できる施設であることが求められている。



【主な意見】

「交流」を生み出すために必要な施設機能	
子育て支援機能	・子ども食堂 ・保健室、診療所、託児室、保育園 ・子どものサード・プレイス、自由にくつろぐ ・放課後に立ち寄る ・自習室、フリースクール、学童のような場 ・砂場やおもちゃのあるキッズスペース、大きな声を出してよい場 ・地域の高齢者がスタッフとなり世代間交流にもつながる
ビジネス支援機能	・若い世代の挑戦を支援するチャレンジショップやスタートアップ支援室 ・キャリアセミナーの開催、ビジネスマッチングサービス ・地域企業の紹介
生涯学習機能	・遊んだり発表したりできる多目的ホール ・吹奏楽や合唱の練習ができる防音機能のある音楽室、カラオケルーム ・舞踊をしたり伝統文化を学んだりする和室 ・汚してよい創作室 ・料理教室、子ども食堂ができる調理室 ・会議やイベント等多用途利用できる会議室 ・シアタールーム ・マルシェやコンサート、ワークショップ等のできるイベントスペース
屋外空間	・キッチンカーが来れるよう分電盤設置 ・ビオトープ、食育用の田畑 ・遊んだり交流したりできる芝生広場 ・地元の特産品紹介、販売 ・イベントスペース
情報発信	・9町単位のPR用出張所 ・ラジオ放送室 ・市民活動PRコーナー
フリースペース	・展示、交流イベントスペース ・地元の物産紹介、販売 ・ママ友とお茶会ができる ・待ち時間をつぶせる ・老若男女が気軽に立ち寄れる、部屋でなくラウンジスペース ・自由に雑談できる ・ゴロゴロする
図書館機能	・バスの待ち時間に読書 ・誰でも調べ物ができる ・読み聞かせの場 ・読書しながら軽食がとれる ・静かに読書できる
相談、傾聴の場	・行政や民間の対応する相談コーナー ・健康相談 ・ハローワーク
飲食の場	・雑談の生まれるカフェ ・軽食コーナー
安心・安全	・核シェルター、防災倉庫 ・子どもを見守る仕組みや設え
交通計画	・ライドシェア、貸自転車の拠点 ・立体駐車場 ・バス、タクシー ・イベント時に送迎対応
体を動かす	・屋内でボルダリング、スケートボード、ゴルフ、プール ・屋外でフットサル、スケートボード、花火
その他	・喫煙所、 ・宿泊施設、銭湯 ・ビアガーデンやBBQのできる屋上 ・エレベーター、エスカレーター ・銀行や郵便局、コンビニエンスストア

第3回 ワークショップ

【概要】

- ・自分たちは施設とどのように関わることができるのか、開館前と開館後の時間軸を分けて、市民参画の在り方を検討した。
- ・開館前では、既存施設を使ったさよならイベントやこれまでの感謝を伝える掃除イベント、過去に開催されたお祭りの映像や写真の鑑賞会、工事中の現場見学会等への参加といった意見が全グループから出ており、機運醸成と周知を兼ねた事業の実施が求められている。また、今回のワークショップのように、市民意見を事業へ取り入れながら今後も進めてほしい、という意見も多数挙がった。特に、本施設の主な使い手となる若者との対話の機会を開館前から設け、開館後も気軽に訪れやすい雰囲気づくりに取り組んでほしい、という意見が目立った。
- ・開館準備段階には、施設の運営や事業に加えて、市民活動サポーター組織立ち上げといった意見があった。
- ・開館後には、立ち上げたサポーター組織で事業等の手伝いをする、という意見が全グループから出ていた。本施設にとどまらず、市全域において人手不足が課題となっているため、継続が困難な市民活動の支援として人材育成を担う、という広域的視点からの意見も見られた。また、自身の所属団体で運営を担うという意見も挙がった。さらに、日常的に集まる地域交流の場や自身の活動の場としての活用に加えて、既存イベントとの連携事業や参加型事業の実施を求める意見も多数あった。
- ・SNSや市報等さまざまな媒体を用いた情報発信により、どの年代、どの地域にも本施設に関する情報が行き渡る仕組みづくりが求められている。
- ・本施設が多くのひとに親しまれるには、施設に関する情報発信に加えて、開館前から市民にさまざまな場面で施設に関わってもらえる仕組みづくりや参加したいと思われる事業の実施が求められている。



【主な意見】

どんな風に参加したい？ 開館前	
市民意見聴取	・市民の意見を取り入れる、協議の場 ・10、20 代の意見を聞く、学生のワーキンググループ結成 ・設計ワークショップ ・このワークショップの参加メンバーで他施設視察 ・未来の庁舎デザインコンテスト
さよならイベント	・既存施設お掃除プロジェクト ・既存施設落書きイベント、映画撮影、お化け屋敷、サバイバルゲーム ・過去のイベントの振り返り ・使用備品プレゼント、オークション ・閉庁式
現場見学会	・解体でストレス発散 ・墓石を探す終活イベント
開館準備	・図書館、(仮称)地域交流センターそれぞれで NPO 等サポーター組織立ち上げ ・行政の業務委託を推進、民間と行政とを繋ぐハブ機能 ・SNS、専用ホームページ、WEB 上のかかわら版で情報発信し進捗状況を確認
どんな風に参加したい？ 開館後	
開館記念イベント	・大々的なこけら落とし
施設運営主体	・自身の所属団体で運営 ・官民協働の団体で運営 ・地域の声を聞く人材の設置
サポーター組織	・9町の市民活動の状況を調べて人材不足等を支援、人材育成 ・学生が関われるイベントをサポート、お茶っこ飲み会の企画 ・無料カフェコーナーづくり
利用者	・駐車場でのイベント ・料理教室、ダンス練習等で利用 ・地域交流の場として利用 ・発信の仕組みがあるトライアルキッチンを利用 ・イベントに出演 ・図書館マルシェ ・学生による模擬議会
情報発信	・市民参加型イベント情報の発信 ・既存イベントと連携し、施設で市 PR

1-2 学生ワークショップ

(1)実施概要と開催日

【実施概要】

対 象	登米市出身又は在住・在学の小学生～大学生(22 歳以下)
方 法	参加者を複数のグループに分け、一人ひとり付箋に意見を記入し、模造紙へ貼り付け、整理するKJ法にて実施

【開催日】

回	日にち	テーマ	参加者数
1	令和6年8月1日(木)	登米市の魅力って何？ ～(仮称)地域交流センターでできることを考えてみよう～	7名
2	令和6年8月19日(月)	私の思う(仮称)地域交流センターを考えてみよう	22名

(2)実施結果

第1回 学生ワークショップ

【概要】

- ・登米市の自慢できるところと課題となるところを共有し、自慢できる点は本施設へどのようにいかにせるか、課題点はどのように改善するかを検討した。また、本事業によりまちがどのように変わるのか、まちの未来像についても検討した。
- ・登米市の自慢として、観光名所が豊富で歴史的な建造物があることや、自然が豊かなこと、農業が盛んでおいしい郷土料理があるという意見が多く挙がった。
- ・課題点については、世代を超えた交流がないことや友達と集まれる、遊べる場所が限られていること、自宅や学校以外で勉強しやすい環境がないことが挙げられた。
- ・自慢できる点を施設へ生かすためには、登米市の特産物の販売や、高齢者による特産物をいかしたカフェの運営、登米市の職人が開催するワークショップの実施など、世代を超えた交流や地域の特産品をPRする活動のアイデアが挙がった。
- ・問題点に対する改善策については、自由に集まれる場所を設置することや、イベントの実施など、安心して楽しく過ごせる場所の確保と交通手段の改善などのアイデアが挙げられた。
- ・本事業によって変わるまちの未来像については、登米市に他地域からも人が集いにぎやかになること、登米市のよさをアピールできることなどが挙げられた。
- ・本施設が地域資源をいかした世代間交流や特産品のPRの場、誰もが安心して集える場となることで、登米市のにぎわい創出の可能性が見出された。



【主な意見】

登米市のじまん	
自然	・伊豆沼、長沼のハスや白鳥 ・平筒沼の桜が綺麗 ・自然が豊か
ひと	・明るい挨拶が返ってくる、優しい ・登米市を盛り上げたいと思っているひとが多い
観光名所	・歴史的な建物が多い
文化	・農業が盛ん ・農産物、郷土料理が美味しい
登米市のじまをどう伸ばす？	
(仮称)地域交流センターで	
ワークショップの開催	・市内の職人による勉強会、ワークショップ ・空き家活用したいひと、してほしいひとが活用方法を考えるワークショップ
交流	・挨拶トナメント毎日開催 ・退職した高齢者が運営する登米市の食材を使った食堂、カフェ ・自然の中、外で映画鑑賞などひとのたまり場をつくる
展示販売	・特産品の販売
広報宣伝	・スクリーンで観光スポットのPR
登米市のふまん	
公共交通機関	・佐沼方面以外のバスが少ない ・買い物する店まで遠い
集まる場	・友達とお金を使わず集まる場、遊べる場の不足、イベントが少ない ・多世代交流の場の不足 ・行きたいと思う施設や店舗がない
勉強・作業の場	・休日に勉強、作業しやすい環境がない
雇用機会	・働く場が少ない
登米市のふまをどう改善する？	
(仮称)地域交流センターで	
図書館	・幼児図書スペースとおもちゃのあるキッズスペースが一緒の空間 ・外にベンチやハンモックを設置しのんびり読書 ・コワーキングスペース ・図書館にわいわい会話ができるスペースを設けて友達と集まる場にする
イベント	・友達と行けるイベント開催 ・ハロウィンパーティーなどイベント、祭りを増やす
あそび場	・子どもが楽しく遊べるスペース、アスレチック施設
その他の場所で	
テナント	・化粧品を買える店 ・ファストフード店、カフェ
公共交通機関	・バスの増便、電車開通
(仮称)地域交流センターで変わるまちの未来像	
にぎわい	・イベントが盛んなまちになる ・イベント目当てで他市町からひとが集まる
利便性	・便利だと感じるようになる
人口増加	・登米市の良さをみんなに知ってもらえる ・登米市で暮らす楽しさを一人ひとりが感じるようになる ・登米市の人口が増える

第2回 学生ワークショップ

【概要】

- ・第1回のワークショップで検討した「まちの未来」を踏まえ、本施設で「やりたいこと」「やってほしいこと」を検討した。また、それを実現するために必要な施設機能についても検討した。
- ・やりたいこととして、放課後に施設を訪れて、カフェや図書館で勉強したり、友達と遊んだり、音楽やダンスなどの練習、運動など放課後に気軽に立ち寄り活動をしたいという意見が多く挙がった。さらに、世代を超えた交流やフリーマーケットなどのイベントの実施も多く意見が挙げられた。
- ・やってほしいこととして、地域の人と交流できる世代を超えて楽しめるイベントの実施や、チャレンジショップなどの場の提供、職業体験の実施という意見も挙がった。
- ・「やりたいこと」や「やってほしいこと」を実現するためには、フリースペースやカフェなどの飲食スペースの設置、ギャラリーや防音設備が整った音楽室などの活動室が必要という意見が多く挙がった。さらに、イベントの実施や運動ができる屋外広場が必要という意見も挙がった。
- ・放課後の気軽な利用や、多世代が交流できるイベントの実施が望まれていることから、本施設は開かれた施設であることが求められている。



【主な意見】

やりたいこと	
勉強・作業	・家以外の場所で勉強会、教え合いスペース ・パソコンを使用して作業 ・カフェ併設の図書館で勉強 ・小学生も放課後に勉強したり休憩したりできる
練習・創作	・音楽、ダンス練習 ・ものづくり、お菓子作り ・汚してよい環境で作品制作
発表・展示	・バンドのライブ、ダンス発表
鑑賞	・気軽に芸術鑑賞
リラックス	・友達と会話、のびのび遊ぶ ・ごろごろして過ごす ・外でゆっくりする、芝生で昼寝 ・足湯、温泉
交流	・色んな世代同士の雑談 ・イベントを通じた交流、ボランティアとして参加 ・盛り上げたいと思っているひとと活動しているひとが繋がる機会づくり ・みんなで好きなゲームや動画を共有 ・外国のひとと交流 ・子育て中の親同士で語る、カラオケ ・放課後に友達と遊べる、カフェに行く ・映画鑑賞や読書会などみんなで同じことを体験し感想を言い合う
イベント	・外でBBQ、キャンプファイヤー、野外炊飯 ・囲炉裏でぼたん鍋 ・マルシェなどひとが集まるイベント ・夏祭りのように来たら笑顔になれるイベント ・外で映画鑑賞会

体を動かす	・外で楽しく体を動かす ・室内でボーリング ・スポーツ体験
その他	・映画館 ・洋服を購入
やってほしいこと	
イベント	・縁日やフリーマーケットなど地域のひとと交流できる、ひとが集まるイベント ・ゲーム大会、サブカルチャーのイベント ・クリスマス、ハロウィンなど季節ごとのイベント
習いごと	・ダンスを習う ・習い事が全部ここで行える
仕事につながる	・仕事体験 ・色んな職業のひとがいる ・チャレンジショップ
子どもがのびのび過ごす	・先生に文句を言える ・大人と子どもとが本音で話す ・夜にやる夜市や祭りを昼に開催 ・大声を出しても怒られない場所
楽しい場にする工夫	・季節ごとの装飾 ・大人も子どもも楽しく過ごせる交流スペース ・花を植えて色鮮やかな施設にする
その他	・生き物観察、出張動物園、室内プロジェクションマッピング ・登米市の食材を使用した飲食、カフェ ・子どもを預けられる場所
やりたいこと・やってほしいことを実現するために必要な施設機能	
図書館	・図書館カフェ ・図書館に交流スペース
屋外空間	・昼寝できる芝生 ・食育のための畑 ・屋根のある屋外スペース、ピロティ ・ベンチがあり、会話できる中庭
フリースペース	・小～高校生、色んなひとが考えたイベント企画ができるフリースペース ・たくさんのひとがゆっくりできる広いスペース ・室内で床やイス、ソファに座ったり寝転がったりできる場 ・みんなと交流できるスペース
勉強スペース	・机を自由にくっつけたり区切ったりできる勉強スペース ・フリーWi-Fi スポット ・周囲の音が気にならない静かにゆっくり過ごせるスペース
多目的ホール	・ミニシアタールーム、パーティー会場 ・レクリエーションができるホール ・スクリーンがある
ギャラリー	・ギャラリー利用できるスペース、立ち寄りたくなる屋外ギャラリー ・創作活動ができるアトリエ
活動室	・防音室、楽器 ・公園で発表するための練習ができる設備の整ったスタジオ ・お絵描きのための絵具、木工室 ・地元アーティストの練習場所
子育て支援機能	・子どもが安全に遊べるアスレチックスペース ・おもちゃや絵本がある部屋 ・授乳室
テナント	・道の駅のような店づくり、文房具を買えるミニショッピングモール ・雑貨屋、服屋、駄菓子屋、ゲームセンター ・登米市内のカフェ、レストランテナント ・どの年代でも来やすいカフェ

ビジネス支援機能	・チャレンジショップコーナー ・電源、ネットワーク環境の整ったコワーキングスペース
調理室	・調理用具の揃ったシェアキッチン
運動の場	・体育館、グラウンド ・ボーリングできる場、バッティングセンター
情報コーナー	・市民交流掲示板
その他	・目安箱、先生のことを言えるボックス ・果樹園、巣箱、釣り堀、噴水 ・24 時間いつでも自由に泊まれる ・ドッグラン ・プール、ジャグジー

2 市民アンケートの結果

(1)調査の目的

登米市（仮称）地域交流センター整備基本構想及び基本計画の策定に当たり、新たな施設に求められる機能や役割など（仮称）地域交流センターの整備に関する市民のご意見を広く伺うことを目的として、アンケート調査を実施したものの。

(2)実施概要

実施概要は以下のとおりである。

調査地域	登米市全域
調査対象	18歳以上の市民（令和6年8月1日現在）
調査方法	郵送配布、郵送回収、または、WEB回答
対象者数（配布数）	3,000人
抽出方法	住民基本台帳に基づく無作為抽出
有効回答数	1,046件
有効回答率	34.9%
実施期間	令和6年9月13日～9月30日

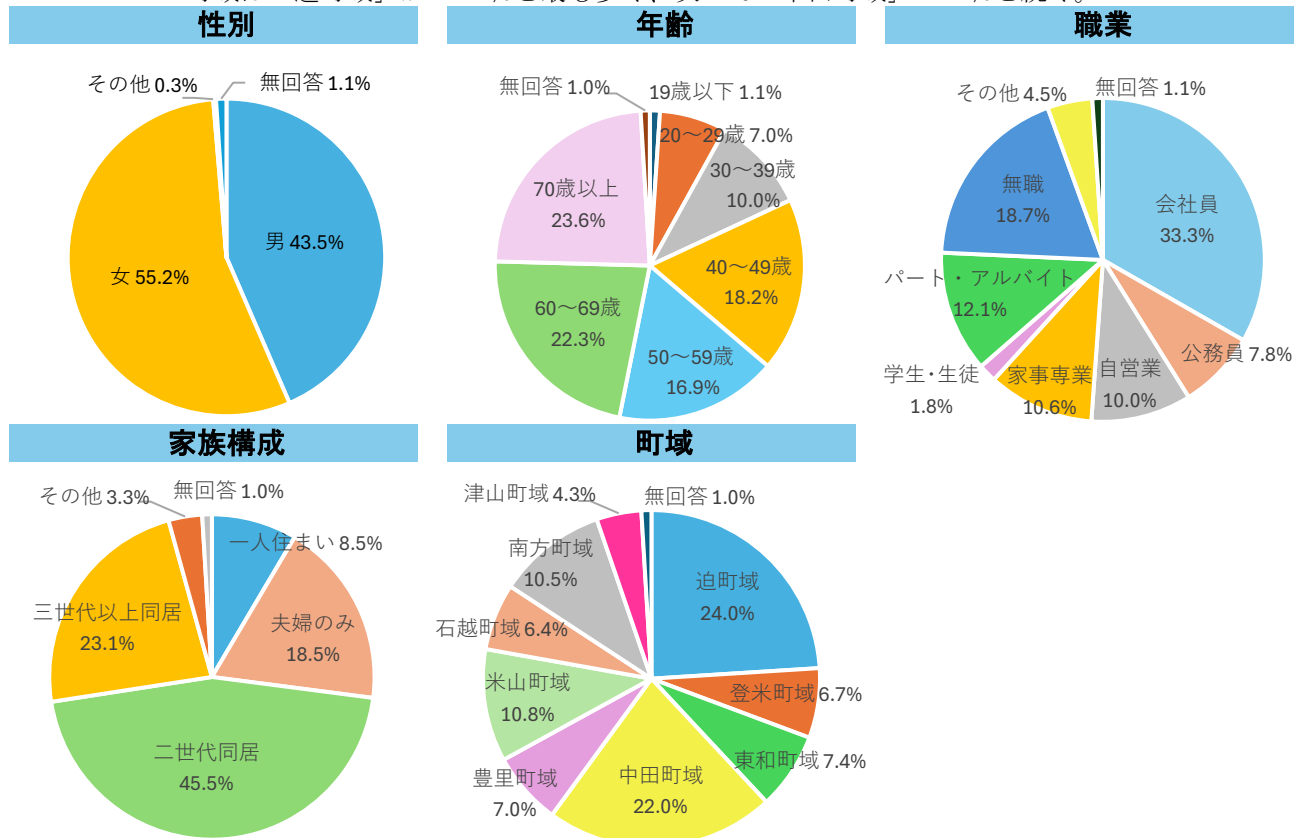
(3)調査結果の留意点

- ・ 回答の割合は、選択肢ごとに小数点第2位を四捨五入しているため、数値の合計が100%にならない場合がある。
- ・ 複数選択可の設問の場合、すべての回答割合を合計すると100%を超える場合がある。

(4)集計結果

① 回答者の属性

- ・ 性別は男性が43.5%、女性が55.2%と女性が多い。
- ・ 年代は50代以上の中高年層で約6割を占めている。
- ・ 職業は「会社員」が33.3%で最も多く、次いで「無職」18.7%、「パート・アルバイト」12.1%と続く。
- ・ 家族構成は「二世帯同居（親と子）」が45.5%と最も高い。
- ・ 町域は「迫町域」が24.0%と最も多く、次いで「中田町域」22.0%と続く。

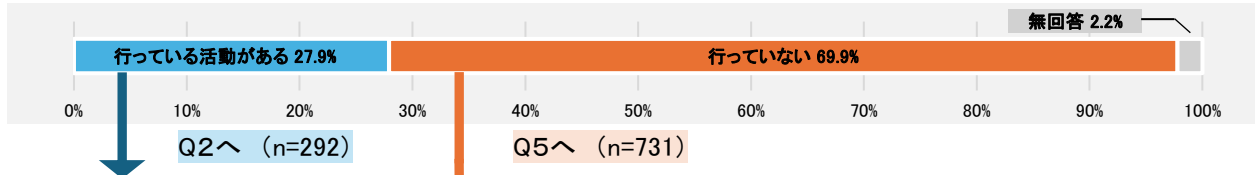


② 集計結果概要

活動等の有無

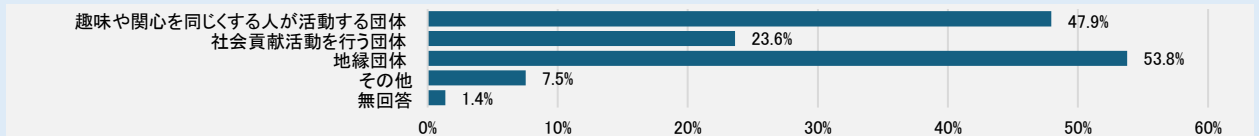
Q1 日常的に行っている活動について【単一回答】(n=1,046)

- ・「行っていない」が69.9%となっており、「行っている活動がある」27.9%を上回った。



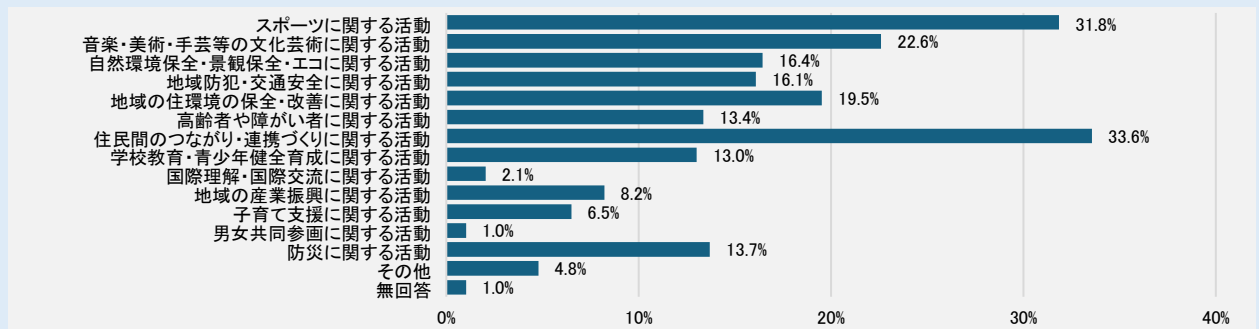
Q2 行っている活動の組織形態について【複数選択可】

- ・「地縁団体」が53.8%と最も高く、次いで「趣味や関心を同じくする人が活動する団体」が47.9%であった。



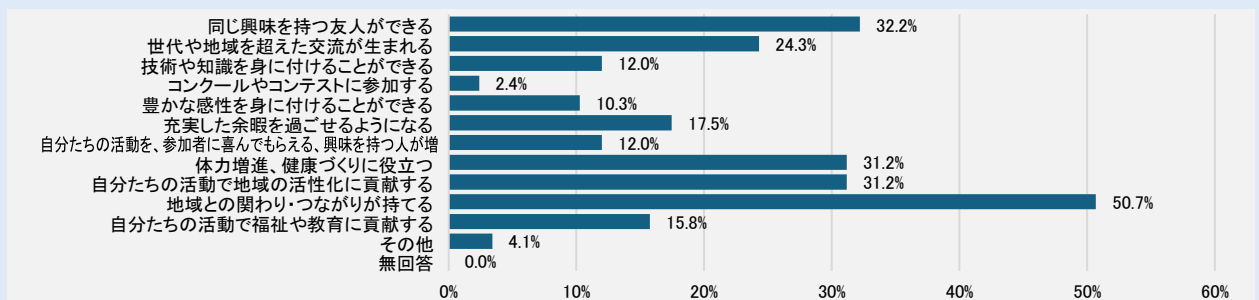
Q3 行っている活動内容について【3つまで選択可】

- ・「住民間のつながり・連携づくりに関する活動」が33.6%と最も高かった。



Q4 活動を行う主な目的について【3つまで選択可】

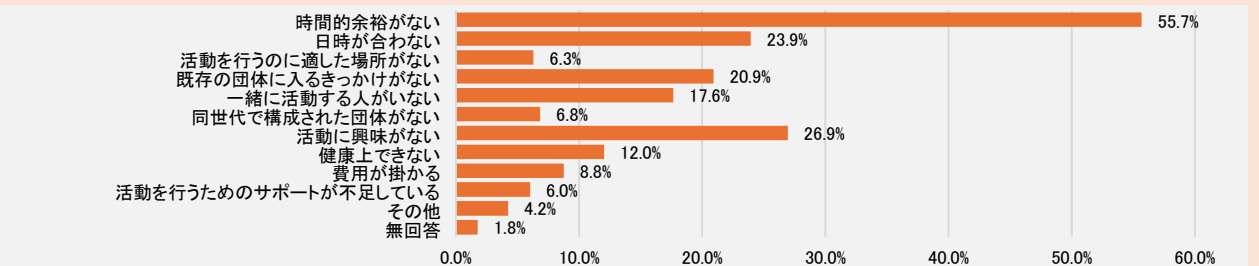
- ・50.7%と多くの人々が「地域との関わり・つながりが持てる」ことに重きを置いていることが分かった。



以上から、普段より行っている活動があると答えた人の多くは、地域活動や地域とのつながりを重視する傾向が強いことが分かった。

Q5 活動を行わない理由について【3つまで選択可】

- ・「時間的余裕がない」が55.7%と最も高く、次いで「活動に興味がない」が26.9%と続いた。



市内公共施設の利用状況

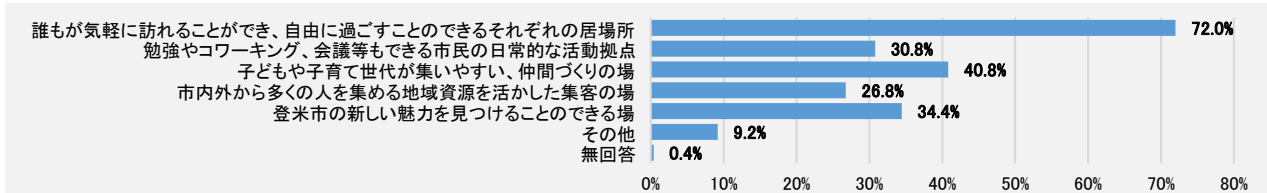
Q6 過去1年における市内の公共施設の利用の有無とその理由 (n=1,046)

- ・公民館・ふれあいセンターは、「利用したことがある」が 44.0%、「利用したことがない」が 43.6%とほぼ同じ割合であった。利用目的としては、「会議や打合せ」が最も多く 37.8%、次に「講座・教室・催しものへの参加」が 33.5%、「サークル活動への参加」が 27.2%と高い割合であった。それとは対照的に、「友人との会話」や「休憩」などの目的は非常に低く、特定の目的のために利用されていることが分かる。利用しない理由としては、「利用する機会・必要がない」が 86.4%であった。
- ・保健センターは、「利用したことがある」が 20.6%であり、「利用したことがない」が 56.0%と差がついた。利用目的としては、主に「各種手続き」が 15.3%、「講座・教室・催しものへの参加」が 10.7%という結果であった。
- ・図書館は、「利用したことがある」が 12.7%、対して「利用したことがない」が 62.0%と未利用者が多かった。利用目的は「本や新聞を読む、自習・学習」が 82.0%と高く、次に「個人的な運動や趣味、遊び」13.5%と個人の学習や活動を目的に利用されていることが分かった。利用しない理由としては、「利用する機会・必要がない」78.1%となっており、さらに「アクセスが悪い」「施設設備に不満」など、他の施設に比べると各不満要素の割合が高いことが特徴であった。
- ・市役所は、「利用したことがある」が 63.3%、「利用したことがない」が 21.3%という結果となった。主な利用目的は「各種手続き」が 91.1%と非常に高かった。利用しない理由では、「利用する機会・必要がない」76.2%であった。また、「開館時間が適していない」についても、一定数の回答を得た。

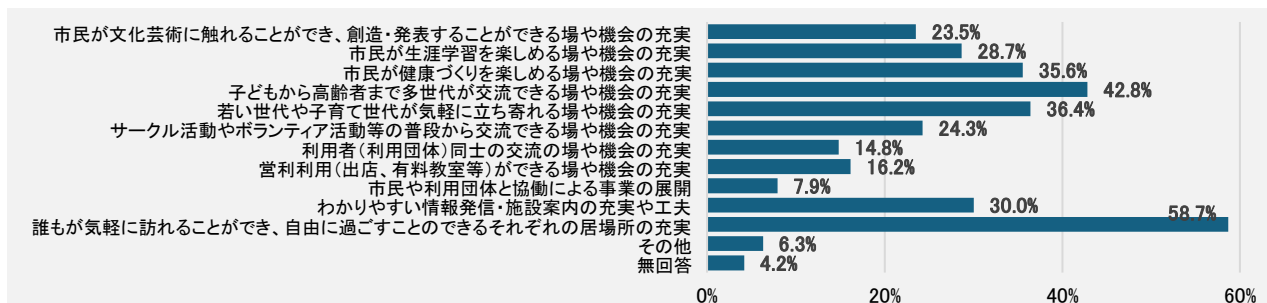
		公民館・ ふれあいセンター	保健センター	図書館(室)	市役所 (総合支所含む)
Q6 利用の有無 【単一回答】	利用したことがある(Q6-①へ)	44.0%	20.6%	12.7%	63.3%
	利用したことがない(Q6-②へ)	43.6%	56.0%	62.0%	21.3%
	無回答	12.4%	23.4%	25.2%	15.4%
Q6-①利用する理由 【3つまで選択可】	サークル活動への参加	27.2%	2.8%	1.5%	1.1%
	会議や打合せ	37.8%	8.4%	2.3%	12.7%
	講座・教室・催しものへの参加	33.5%	10.7%	2.3%	2.0%
	個人的な運動や趣味、遊び	13.5%	1.4%	13.5%	0.3%
	友人との会話	2.6%	0.5%	0.8%	0.8%
	休憩	1.7%	0.5%	4.5%	0.8%
	本や新聞を読む、自習・学習	1.5%	0.0%	82.0%	0.2%
	各種手続き	8.5%	15.3%	2.3%	91.1%
	その他	22.0%	63.7%	9.8%	6.5%
	無回答	2.4%	6.5%	2.3%	2.9%
Q6-②利用しない理由 【3つまで選択可】	利用する機会・必要がない	86.4%	83.1%	78.1%	76.2%
	アクセスが悪い	2.4%	1.4%	7.1%	2.7%
	開館時間が適していない	2.4%	2.0%	5.1%	5.8%
	施設設備に不満	1.8%	0.3%	6.2%	0.9%
	利用料金に不満	0.7%	0.3%	0.2%	0.0%
	どういった施設かわからない	11.0%	12.3%	3.7%	2.2%
	近くの類似施設を利用	1.5%	2.0%	2.2%	1.8%
	その他	4.8%	5.5%	8.5%	11.2%
	無回答	6.8%	7.0%	6.8%	10.8%

(仮称)地域交流センターについて**Q7 どのような施設になってほしいか【複数選択可】(n=1,046)**

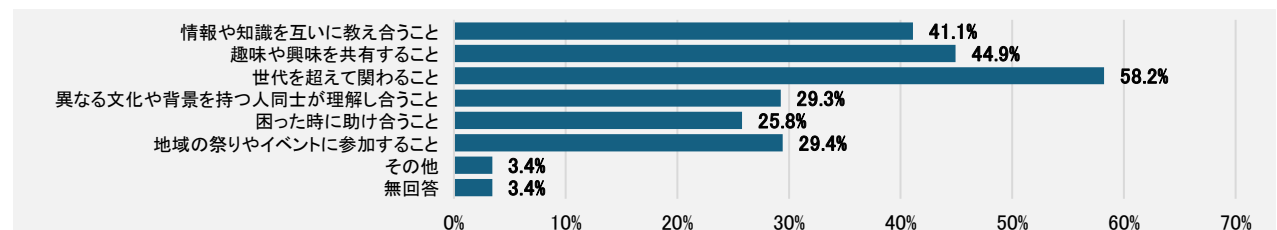
- ・「誰もが気軽に訪れることができ、自由に過ごすことのできるそれぞれの居場所」が 72.0%と最も高い割合を占めており、多くの市民が気軽に利用できる場を求めていることが明らかとなった。また、「子どもや子育て世代が集いやすい、仲間づくりの場」が 40.8%、さらに「登米市の新しい魅力を見つけることのできる場」が 34.4%であり、子どもやその家族の居場所、地域の魅力を発見する場としての役割も求められていた。

**Q8 期待すること【複数選択可】(n=1,046)**

- ・最も高かったのは「誰もが気軽に訪れることができ、自由に過ごすことのできるそれぞれの居場所の充実」で 58.7%であった。また、「子どもから高齢者まで多世代が交流できる場や機会の充実」「若い世代や子育て世代が気軽に立ち寄れる場や機会の充実」についても、多くの回答を集めており、誰もが自由に訪れることのできる場所となることや、若い世代や子育て世代を中心とした多世代が交流できる場となることが期待されていた。

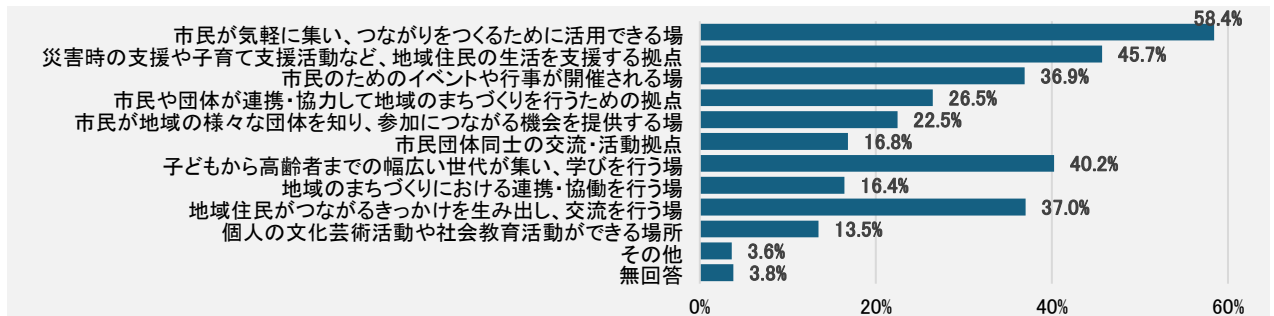
**Q9 「交流」に対するイメージ【複数選択可】(n=1,046)**

- ・最も高かったのは「世代を超えて関わること」の 58.2%で、世代間交流について重要視されていることが分かる。次いで、「趣味や興味を共有すること」44.9%、「情報や知識を互いに教え合うこと」が 41.1%となっていた。

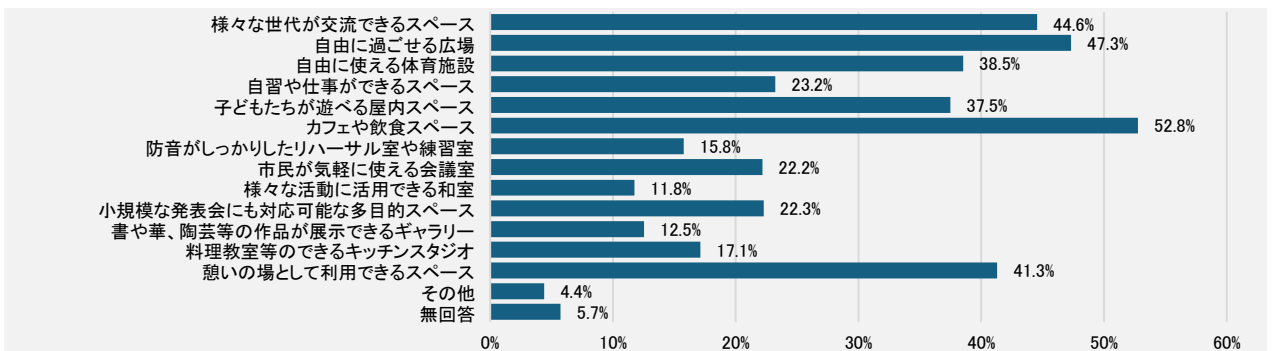


Q10 「交流」が生まれる場所になるために必要な役割について【複数選択可】（n=1,046）

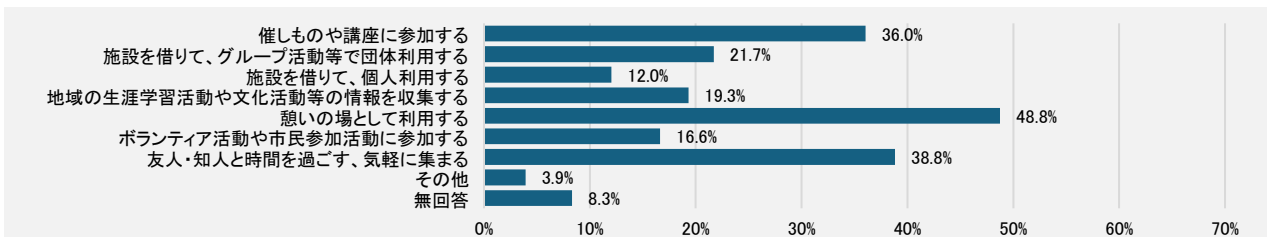
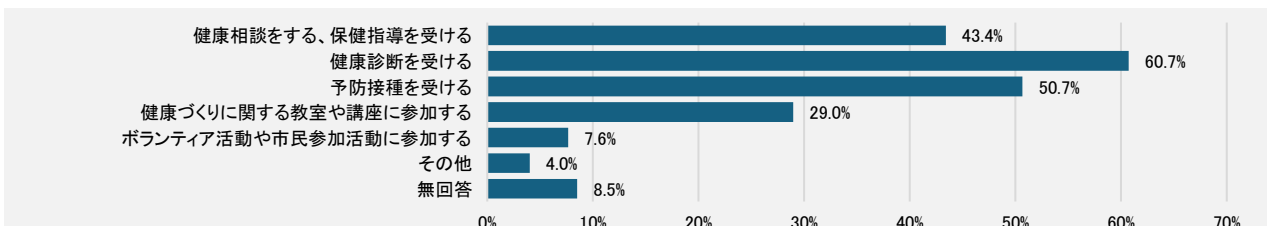
- ・必要な役割として「市民が気軽に集い、つながりをつくるために活用できる場」の 58.4%が最も多く、次に「災害時の支援や子育て支援活動など、地域住民の生活を支援する拠点」が 45.7%、「子どもから高齢者までの幅広い世代が集い、学びを行う場」が 40.2%となっていた。

**Q11 「交流」が生まれる場所になるための機能、設備、サービスについて【複数選択可】（n=1,046）**

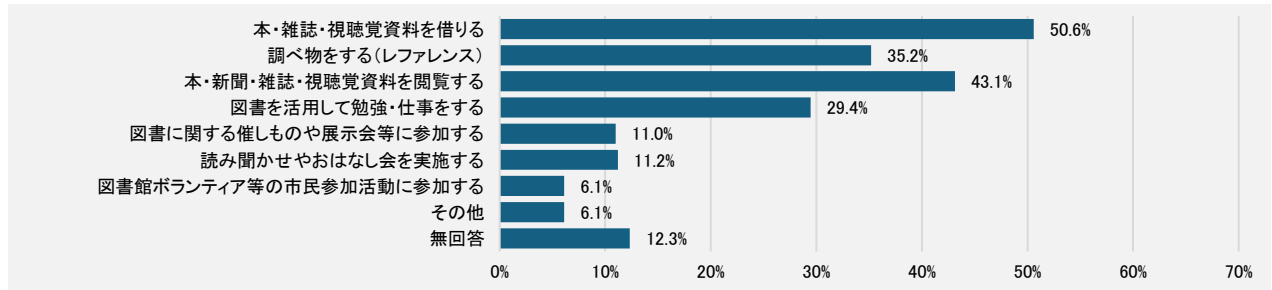
- ・機能、設備、サービスについて、「カフェや飲食スペース」が 52.8%と最も高い割合であった。次いで、「自由に過ごせる広場」が 47.3%、「憩いの場として利用できるスペース」についても 41.3%と高い割合になっており、リラックスできる場所や自由に過ごせる場所が重要視されていることが分かった。さらには、「様々な世代が交流できるスペース」も 44.6%となっていたことから、世代間交流のための場所も求められていることが分かった。

**Q12（仮称）地域交流センターでやりたいこと【複数選択可】（n=1,046）**

- ・機能別に意見を伺ったところ、市民交流機能では「憩いの場として利用する（48.8%）」が、保健センター機能では「健康診断を受ける（60.7%）」が、図書館機能では「本・雑誌・視聴覚資料を借りる（50.6%）」が最も高い割合となっていた。

〈市民交流機能〉**〈保健センター機能〉**

〈図書館機能〉



Q13 (仮称)地域交流センターへの意見やアイデア【自由回答】(n=1,046)

- ・全回答者 1,046 人中 328 人から回答があった。
- ・複数の内容を含む意見は、それぞれの該当項目にカウントし、総意件数は 416 件となった。
- ・寄せられた意見には、本施設を通じて新たな出会いやコミュニティの活性化を期待する声が多数見受けられた。また、そのために必要な諸室、設備、規則・ルール、実施事業等に対する意見も数多く寄せられた。さらに、子どもや若い世代、子育て世代の視点に立った意見、居心地の良い憩いの場とするためのアイデア、図書館機能の充実を求める意見も見られた。一方で、立地や交通アクセスへの懸念、本事業に関する説明機会を求める意見も寄せられていた。
- ・寄せられた意見を以下のとおり分類し、一覧表として整理した。

主な自由意見の項目	回答数	回答率
1 施設の在り方について	81	19.5%
①誰もが居心地が良い交流の場に関する意見	39	9.4%
②子どもや子育て世帯等の若い世代の活用に関する意見	15	3.6%
③市や市内で活動している団体の情報発信・PRの場に関する意見	10	2.4%
④その他	17	4.1%
2 施設の諸室・設備・備品等について	124	29.8%
①子どもや子育て世代のためのスペース、設備・備品を求める意見	27	6.5%
②カフェなどの憩いのスペースの充実を求める意見	25	6.0%
③図書館サービスの充実を求める意見	15	3.6%
④学習スペースを求める意見	10	2.4%
⑤蔵書の充実を求める意見	9	2.2%
⑥その他	38	9.1%
3 施設の管理運営について	43	10.3%
①施設で実施されるイベントや講座等のアイデアに関する意見	23	5.5%
②Wi-Fi やコンセント等の整備に関する意見	7	1.7%
③施設の開館時間に関する意見	6	1.4%
④施設の利用手続き、料金に関する意見	6	1.4%
⑤施設内のゾーニングに関する意見	1	0.2%
4 立地や駐車場、交通アクセスについて	30	7.3%
①施設の交通アクセスに関する意見	20	4.8%
②施設の立地に関する意見	6	1.4%
③施設の駐車場に関する意見	4	1.0%
5 (仮称)地域交流センター整備事業について	82	19.7%
①整備事業の是非	24	5.8%
②整備事業についての説明・進捗状況の報告を求める意見	10	2.4%
③既存施設の利活用に関する意見	8	1.9%
④機能の集約化に関する意見	8	1.9%
⑤複合化する機能に関する意見	7	1.7%
⑥ランニングコストに関する意見	7	1.7%
⑦建設費に関する意見	6	1.4%

⑧防災機能に関する意見	4	1.0%
⑨その他	8	1.9%
6 その他	56	13.5%
①市政に関すること	20	4.8%
②アンケートの実施に関すること	7	1.7%
③まちづくりに関すること	6	1.4%
④特になし	20	4.8%
⑤その他	3	0.7%
合計	416	100%

・各項目の主な意見の概要については、次のとおり。

1 施設の在り方について	・誰もが気軽に施設に立ち寄れ、居心地が良く、交流が生まれる施設を求める意見が多く寄せられている。 ・本施設を通じた新たな出会いやコミュニティの活性化を期待する声も多数見られた。 ・将来を担う子どもたちや若い世代、子育て世代が集える施設の必要性に言及した意見も多数見られた。 ・市内外に向けた情報発信の拠点となることを期待する声もある。
2 施設の諸室・設備・備品等について	・交流や憩いのスペースとして、カフェ（特に図書館と連携に言及したもの）を求める意見が多い。 ・子どもたちが天候に左右されずに遊べるスペースや室内遊具の設置を求める意見も多数見られた。 ・自由に使用することができる学習スペースの設置を求める意見も見られた。 ・蔵書・視聴覚資料の充実や貸出、レファレンスの拡充を求める声が寄せられた。 ・その他の意見では、食や音楽、スポーツ等に関する幅広い意見が寄せられたほか、図書館内に市内出身の漫画家に関するコーナーの設置を求める意見が見られた。
3 施設の管理運営について	・主に多世代交流を促す事業や子ども向けの事業、地域の資産を活用した事業の要望が見られた。また、生涯学習や趣味を支援するセミナーや講座の要望も寄せられた。 ・開館日及び開館時間に関する意見や簡便な利用手続きを求める意見があった。 ・Wi-Fi 環境を求める声や全世代が安心して利用できるトイレを求める意見が寄せられた。
4 立地や駐車場、交通アクセスについて	・整備予定地の立地について、利便性の観点から理解を示す意見が寄せられた一方で、水害や交通アクセスを懸念する意見が寄せられた。 ・駐車場や駐輪場の充実を求める声が寄せられた。
5 (仮称)地域交流センター整備事業について	・公共施設の集約化による利便性の向上や行政コストの削減を期待する声、老朽化している施設の建て替えに理解を示す意見がある一方、本事業についての説明を求める声や反対意見が寄せられている。 ・施設のコンパクト化による建設費の抑制を求める意見や将来を見据えたメンテナンスのしやすい設計を求める意見が寄せられている。その他、既存施設の活用を求める声もある。 ・既存図書館の維持を求める声が寄せられている。
6 その他	・本アンケートに関するご意見いただいたほか、医療の充実を求める声、公園等地域の憩いの場を求める声などが寄せられている。

3 市議会との検討

■中心市街地等活性化特別委員会

魅力ある中心市街地等の活性化に向けた、まちづくりのあり方について調査することを目的に設置された議会特別委員会

(1)検討経過

開催期日	回数等	内容
令和5年5月12日（金）	5月特別議会	・中心市街地等活性化特別委員会設置に関する決議
令和5年6月6日（火）	第1回特別委員会	・建設スケジュール(案)等について
令和5年8月1日（火）	第2回特別委員会	・施設の方向性について
令和5年8月22日（火）	第3回特別委員会	・(仮称)地域交流センター整備に関する委員間討議
令和5年8月31日（木）	第4回特別委員会	・施設の方向性について ・防災対応について ほか
令和5年10月2日（月）	第5回特別委員会	・基本構想及び基本計画策定スケジュール(案)について ・図書館構想(改定版)(素案)について ・施設の方向性について
令和5年10月4日（水）	活動報告	・令和5年9月定期議会閉会后、全議員を対象に第1回から第5回委員会までの活動報告
令和5年10月13日（金）	第6回特別委員会	・整備方針(案)について ・基本構想及び基本計画策定業務の発注仕様について
令和5年12月8日（金）	行政視察	・宮城県大崎市 (大崎市庁舎及び議場棟建設概要について)
令和5年12月22日（金）	活動報告	・令和5年12月定期議会閉会后、全議員を対象に第6回委員会及び行政視察に係る報告
令和5年12月28日（木）	第7回特別委員会	・基本構想及び基本計画策定支援業務公募型プロポーザル審査の傍聴
令和6年1月17日（水） ～18日（木）	行政視察	・栃木県真岡市 (新庁舎周辺整備事業について) ・新潟県長岡市 (アオーレ長岡及びミライエ長岡建設概要について)
令和6年2月15日（木）	第8回特別委員会	・基本構想及び基本計画策定に係る今後の進め方について ・議会機能のあり方について
令和6年3月13日（水）	活動報告	・令和6年2月定期議会閉会后、令和5年12月25日付けで市内経済団体から提出された「登米市の中心市街地活性化に関する要望書」の内容、第7回、第8回委員会及び行政視察に係る報告
令和6年3月26日（火）	第9回特別委員会	・基本構想及び基本計画作成に係る工程について ・施設整備に係る基本理念(案)について
令和6年4月12日（金）	第10回特別委員会	・施設整備に係る基本理念(案)について ・集約・分散の比較検討について
令和6年5月22日（水）	第11回特別委員会	・基本構想及び基本計画策定に係る工程の変更について ・市民ワークショップの実施について ・施設配置の検討案について

開催期日	回数等	内容
令和6年6月19日（水）	第12回特別委員会	・今後の特別委員会調査の方向性について ・行政視察について
令和6年7月19日（金）	第13回特別委員会	・基本構想(素案)について ・行政視察について
令和6年7月29日（月） ～30日（火）	行政視察	・神奈川県厚木市 （厚木市複合施設の建設について） ・福島県須賀川市 （須賀川市民交流センター「tette」について）
令和6年7月31日（水）	第14回特別委員会	・行政視察の振り返りについて ・課題整理と今後の委員会の進め方について
令和6年8月22日（木）	第15回特別委員会	・基本構想(案)について ・今後のスケジュールについて
令和6年10月3日（木）	第16回特別委員会	・基本構想(案)について ・施設集約・分散の方向性について
令和6年10月29日（火）	第17回特別委員会	・施設集約・分散の方向性について ・議会機能について ・今後のスケジュールについて
令和6年11月15日（金）	第18回特別委員会	・基本構想(案)について ・議会機能のあり方について
令和6年11月26日（火）	第19回特別委員会	・公民館のあり方について ・図書館のあり方について ・基本構想(案)について ・施設集約・分散の方向性について
令和6年12月6日（金）	第20回特別委員会	・施設集約・分散の方向性について
令和6年12月19日（木）	全員協議会	・中心市街地等活性化特別委員会の調査経過報告
令和6年12月25日（水）	第21回特別委員会	・保健センター機能のあり方について ・施設集約・分散の方向性について
令和7年1月10日（金）	第22回特別委員会	・保健センター機能のあり方について ・施設集約・分散の方向性について
令和7年1月15日（水）	第23回特別委員会	・基本計画(案)について
令和7年1月27日（月）	第24回特別委員会	・基本計画(案)について
令和7年2月14日（金）	第25回特別委員会	・基本計画(案)について ・議会機能のあり方について ほか
令和7年2月26日（水）	第26回特別委員会	・新図書館機能検討委員会検討結果報告について ・基本計画(案)について ・議会機能のあり方について
令和7年3月11日（火）	第27回特別委員会	・今後の財政の見通しについて ・議会機能のあり方について
令和7年3月12日（水）	活動報告	・令和6年12月19日に開催した全員協議会以降、第21回から第27回までの委員会内容に係る報告
令和7年3月18日（火）	第28回特別委員会	・基本計画(案)について ・整備事業費について ・特別委員会調査報告書について
令和7年3月25日（火）	3月特別議会	・特別委員会調査報告

4 庁外組織における検討

■(仮称)地域交流センター整備有識者会議

学識経験者、市民団体代表者等で構成、専門的見地、市民視点等から検討を行う検討組織

(1)登米市(仮称)地域交流センター整備有識者会議設置要綱

登米市（仮称）地域交流センター整備有識者会議設置要綱

令和5年9月27日
登米市告示第204号

（目的）

第1条 登米市（仮称）地域交流センター（以下「センター」という。）の整備に当たり、有識者の意見を反映させるため、登米市（仮称）地域交流センター整備有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 有識者会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) センターの整備に係る基本構想及び基本計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、センターの整備、利活用等に関すること。

（組織）

第3条 有識者会議は、委員12名以内をもって組織する。

2 委員は、建築、社会教育、まちづくり、福祉等に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（会長及び副会長）

第4条 有識者会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、有識者会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 会長は、有識者会議の会議を招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、有識者会議の会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（謝金）

第6条 委員には、予算の範囲内で謝金を支給するものとする。

（庶務）

第7条 有識者会議の庶務は、総務部政策推進室において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に必要な事項は、会長が有識者会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年9月27日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、第2条第1号に規定する基本計画の策定の日、その効力を失う。

附 則（令和5年登米市告示第234号）

この告示は、令和5年11月24日から施行する。

(2)委員名簿

役職	氏 名	所属団体等
会長	とくなが よしゆき 徳永 幸之	公立学校法人宮城大学 事業構想学群 教授
副会長	たかはし こういち 高橋 弘一	宮城県社会教育協会登米支部 顧問
委員	おおぬま まさひろ 大沼 正寛	学校法人東北工業大学 ライフデザイン学部生活デザイン学科 教授
委員	くまがい としあき 熊谷 敏明	登米地域商工会連絡協議会 幹事(登米中央商工会会長)
委員	おいかわ かついちろう 及川 勝一郎	一般社団法人宮城県経営者協会登米支部 副支部長
委員	いとう ひでお 伊藤 秀雄	登米市産業振興会 会長
委員	ししど けいご 宍戸 敬吾	社会福祉法人登米市社会福祉協議会 事務局長
委員	いわぶち こう 岩渕 浩	登米市コミュニティ推進連絡協議会 理事(佐沼地区コミュニティ推進協議会会長)
委員	たちばな しょうじ 橘 正二	株式会社ミヤコーバス佐沼営業所 所長
委員	すぎやま たかとし 杉山 孝俊	一般社団法人とめ青年会議所 監事
委員	あだち ちかこ 足立 千佳子	特定非営利活動法人とめタウンネット とめ女性支援センター長兼プロジェクトマネージャー
委員	だざい きょうこ 太齋 京子	特定非営利活動法人奏海の杜 代表理事

(3)検討経過

開催期日	回数等	内容
令和5年11月28日(火)	第1回有識者会議	・有識者会議について ・施設整備の背景と基本方針について
令和6年4月11日(木)	第2回有識者会議	・基本構想及び基本計画策定業務に係る事業者提案内容について ・施設整備に係る基本理念(案)について ・基本構想及び基本計画策定に係る工程について
令和6年7月18日(木)	第3回有識者会議	・基本構想(素案)について ・市民ワークショップ等の開催について
令和6年10月29日(火)	第4回有識者会議	・基本構想(案)について
令和6年12月24日(火)	第5回有識者会議	・基本構想(案)について ・基本計画(素案)について
令和7年1月14日(火)	第6回有識者会議	・基本構想(案)について ・基本計画(案)について
令和7年3月24日(月)	第7回有識者会議	・基本計画(案)について

5 庁内組織における検討

■(仮称)地域交流センター整備検討委員会

市長、副市長、教育長、部長等で構成する庁内検討組織

(1)登米市(仮称)地域交流センター整備検討委員会設置要綱

登米市（仮称）地域交流センター整備検討委員会設置要綱

令和5年7月26日

訓令第30号

（設置）

第1条 登米市（仮称）地域交流センター（以下「センター」という。）の整備に必要な事項を検討するため、登米市（仮称）地域交流センター整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) センターの整備に係る基本構想、基本計画等の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、センターの整備、利活用等に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員が会議を欠席する場合には、当該委員の代理者の出席を求めることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

（検討部会）

第5条 第2条に規定する事務について、資料収集、分析及び必要な協議を行うため、委員会に登米市（仮称）地域交流センター整備検討部会（以下「検討部会」という。）を置く。

2 検討部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

3 検討部会の部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

4 前2条（第3条第1項を除く。）の規定は、検討部会について準用する。この場合において、これらの規定中「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員会」とあるのは「検討部会」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「委員」とあるのは「部会員」と読み替えるものとする。

（ワーキンググループ）

第6条 検討部会には、必要に応じて職員ワーキンググループを置くことができる。

2 職員ワーキンググループの組織、運営等については、部会長が別に定める。

（庶務）

第7条 委員会及び検討部会の庶務は、総務部政策推進室において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年7月26日から施行する。

この訓令は、令和6年6月25日から施行する。

別表第1（第3条関係）

委員長	市長
副委員長	副市長 教育長
委員	総務部長 まちづくり推進部長 市民生活部長 産業経済部長 建設部長 医療局次長 上下水道部長 消防長 議会事務局長 教育部長 危機管理監 福祉事務所長 迫総合支所長 中田総合支所長 南方総合支所長

別表第2（第5条関係）

総務部市長公室長 まちづくり推進部まちづくり推進課長 まちづくり推進部DX推進室長
市民生活部市民生活課長 福祉事務所生活福祉課長 産業経済部産業総務課長
建設部建設総務課長 教育部教育総務課長 教育部生涯学習課長 消防本部消防総務課長
上下水道部経営総務課長

(2)検討経過

開催期日	回数等	内容
令和5年8月18日(金)	第1回検討委員会	・整備スケジュールおよび推進体制について ・施設の方向性について
令和5年9月22日(金)	第2回検討委員会	・施設の方向性について
令和5年10月10日(火)	第3回検討委員会	・施設集約・分散の方向性について ・整備基本方針(案)について ・基本構想及び基本計画策定業務の発注仕様について
令和6年3月18日(月)	第4回検討委員会	・基本構想及び基本計画策定に係る工程について ・施設整備に係る基本理念(案)について
令和6年4月10日(水)	第5回検討委員会	・施設整備に係る基本理念(案)について ・集約・分散の比較検討について
令和6年7月17日(水)	第6回検討委員会	・基本構想(素案)について
令和6年11月5日(火)	第7回検討委員会	・基本構想(案)について ・施設の集約・分散の方向性について
令和7年1月16日(木)	第8回検討委員会	・基本構想(案)について ・検討部会における検討結果の概要報告について ・基本計画(案)について
令和7年3月26日(水)	第9回検討委員会	・基本計画(案)について

■(仮称)地域交流センター整備検討部会及び職員ワーキンググループ

(仮称) 地域交流センター整備検討委員会の下部組織として、施設に導入すべき機能に関する課題等について調査・研究を行う。

(1)検討経過

①検討部会

開催期日	回数等	内容
令和6年8月5日(月)	第1回検討部会・ 職員ワーキンググループ 合同会議	・事業概要について ・庁内検討体制について ・検討スケジュールについて
令和6年10月22日(火)	第2回検討部会	・職員ワーキンググループ検討結果中間報告
令和6年12月25日(水)	第3回検討部会	・職員ワーキンググループ検討結果報告 ・検討部会検討概要(案)について

②職員ワーキンググループ (WG)

WG	第1回	第2回	第3回	第4回	第5回
市民サービス 向上	検討部会・WG 合同会議 ・検討体制 ・検討の進め方	・勉強会 ・検討テーマ設定	・課題整理 ・窓口形式の検討	・検討部会の報告 ・検討成果集約	・検討結果報告
オフィス環境			・課題整理 ・若者に選ばれる職 場環境の検討	・検討部会の報告 ・検討成果集約 ・電話、パーソナル ロッカー検討	
安全・安心			・課題整理 ・求められる機能の 検討	・検討部会の報告 ・検討成果集約	
交流・にぎわい		・検討テーマ設定 ・ワークショップ	・勉強会 ・ワークショップ	・検討部会の報告 ・設備整理と諸室 の検討 ・機能間連携 等	